

Ignis

Vol. 4

論 文

北部呉語における入声の音高と音長関係

— 上海, 金沙, 四甲を例に — 大西 博子 … 1

「観光哲学」の構築に向けた準備的考察

— 研究・教育の枠組みの検討 原 一樹 … 23

コロナ禍後の中国人観光客は何処へ:

地政学的視点から東アジア観光市場を考える 戴 智軻 … 45

現代インドにおける第3のジェンダー／性別の法的承認 山崎 浩平 … 69

日本大学汉语专业记叙文写作情况考察

..... 楊 蕾／吉野 孝介／植屋 高史 … 91

翻 訳

グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』（翻訳：第一章～第四章）

..... フェリッペ・モッタ／岐部 雅之（共訳）… 一



京都外国語大学
Kyoto University of Foreign Studies

京都外国語短期大学
Kyoto Junior College of Foreign Languages

北部呉語における入声の音高と音長関係

— 上海, 金沙, 四甲を例に —

大西博子

〈要旨〉

中国語の南方方言の一種である呉語の入声は、短促調という特徴を有する。しかし一部の地域では、入声本来の特性が失われ、舒声へ向かう過渡的な段階にある。本稿では、上海、金沙、四甲の3地点の入声を対象に、単字調と双字調における入声と舒声の音高（後続母音のF0）と音長（後続母音の持続時間）関係を比較分析しながら、北部呉語における入声舒声化のしくみについて考察を行った。その結果、陰入（T7）と陽入（T8）では舒声化の傾向や進度が異なることが確認できた。T7には舒声と音高差を縮める傾向、T8には舒声と音長差を縮める傾向がある。T7にも舒声との音長差を縮める傾向はあるが、双字調の後字の位置でしか観察できない。それに対し、T8は双字調の後字だけでなく、前字の位置でも舒声化の傾向が見られることから、北部呉語ではT8の舒声化がT7より先行していると言える。また双字調において、舒声化は後字T8から始まり、続いて後字T7、そして前字T8の順に進行し、前字T7の舒声化が最も遅れる。この結果は、金沙と如皋（江淮官話）との比較でもって確認できた。また入声対舒声の音長比率で舒声化の進度を分析した結果、金沙の舒声化が四甲より進行していることが明らかになった。

キーワード：呉語、入声、音高、音長、舒声化

〈提要〉

吴语是中国南方方言之一，其入声仍有短促调的特点。然而，在某些地区，它已经失去了原有的特征，正处于向舒化的过渡阶段。本文比较分析了上海话、金沙话和四甲话中单字调和双字调的入声与舒声之间的音高（后接元音F0）及音长（后接元音时长）关系，并考察了北部吴语入声舒化的具体情况。结果表明，阴入（T7）和阳入（T8）各有不同的舒化趋势：T7趋于缩短与舒声之间的音高区别；T8趋于缩短与舒声之间的音长区别。T7虽然也可见缩短与舒声之间的音长区别，但其倾向只见于双字调中后字的位置上。相比之下，T8的舒化不仅是后字位置，也发生在前字的位置上。可知北部吴语的T8舒化领先于T7。在双字调中，从后字T8开始舒化，其次是后字T7，然后是前字T8，舒化最慢的是前字T7。通过金沙与如皋（江淮官话）的比较证实了这一结果。本文还根据入声与舒声的音长比值来分析舒化程度，得出了金沙的舒化领先于四甲的结论。

关键词：吴语，入声，音高，音长，舒化

はじめに

現代中国語の共通語（普通話）には、入声と呼ばれる声調は存在しない。旧入声韻尾 [-p -t -k] は失われ、入声は他の声調（舒声）に合流している。しかし、現代中国語には、依然として入声が残存している方言があり、その多くは中国南方地域に集中して分布する。

呉語は、南方方言の一種で、使用話者は約7379万人（熊正輝・張振興2008:106）、通用地域は江蘇省南部、上海市、安徽省南部、浙江省全域に及ぶ（汪平・曹志耘2012:103）。依然として入声は存在するが¹⁾、旧入声韻尾 [-p -t -k] の区別はなく、声門閉鎖音 [-ʔ] (glottal stop) に統合されている（趙元任1928）。また内部の音韻差から6つの方言片（方言グループ）：太湖片、台州片、金衢片、上麗片、瓊江片、宣州片に区分されるが（汪平・曹志耘2012:103）、本稿では、そのうち太湖片に属する方言群を北部呉語、台州片、金衢片、上麗片、瓊江片に属する方言群を南部呉語、宣州片に属する方言群を皖南呉語と称し、北部呉語の入声を考察対象とする。

北部呉語の入声は、南部呉語や皖南呉語に比べて舒声化の進行が最も遅れている（大西博子2020a:90）。これは多くの地点で、依然として短促調という入声本来の特徴が維持されていることを意味する。しかし、一部の地域では、舒声化の兆しが現れ始めており²⁾、その代表的な地域として南通が挙げられる（大西博子2020a:91）。南通は長江河口北岸に位置し、呉語と江淮官話とが交接する呉語最北端の地域である。南通の方言は音韻の特徴から4つのエリア（如海、南通、通東、海啓）に区分され、そのうち如海と南通（市街）の方言は江淮官話に帰属し、通東と海啓の方言は呉語に帰属する（鮑明煒・王均2002）。

本稿が対象とする金沙（旧金沙鎮）は、面積約120km²、人口約20万人³⁾、四甲（現四甲鎮）は、面積約97km²、人口約7万人を有する町である⁴⁾。両地はいずれも通東エリアに位置するが、互いの中心地からの移動距離は約25kmで、方言差も確認されている（鮑明煒・王均2002）。ちなみに両地から上海までの移動距離は約150kmである⁵⁾。どちらの方言も呉語に帰属するが、上海とは異なる「毗陵小片」と呼ばれる小グループに分類される（『中国言語地図集（第二版）』2012）。

金沙と四甲の入声については、それぞれ個別に単字調（単音節語）と双字調（二音節語）における動きを分析してきた（大西博子2020b, 2022a, 2022b, 2024）。その結果、両者ともに単音節での発話時や複音節語の音節末といった限られた条件下で、舒声化傾向が確認できた。しかし、これは呉語共通の条件でもあり（袁家驊等1983, 錢乃榮1992, 袁丹2013, 2014, 劉俐李2016, 湯威2020, 大西博子2020a）、江淮官話（劉俐李2013）や晋語（範慧琴2011）など入声を保持する他の方言区においても普遍的に観察できる。また舒声化の進行状況は、方言ごとに異なるが、金沙と四甲のように地理的に近接した地域でもその差を確認することができる。しかし、方言によって舒声化の進度がなぜ異なるのか、その原因については未だ明らかになっていない。この問いに答えるためには、舒声化はどのように発生し進行していくのかといった舒声化そのもののしくみについて明らかにする必要がある。そこで本稿では、舒声化がまだ発生していない上海の入声も

対象とし、上海、金沙、四甲の入声の単字調と双字調における音高と音長の動きを比較分析することにした。3地点における入声の動向を考察しながら、舒声化のしくみを明らかにし、方言によって舒声化の進度がなぜ異なるのか、その原因について考えてみたい。

1. 調査対象と分析方法

1.1 発話データ

本稿の分析は、3名の発話者の録音データに基づく。上海の発話者は、1958年黄浦区出身で1992年来日し、日本での生活歴は31年になるが、成人になるまで上海を離れた経験はない。調査は2023年6月7日、10月4日と12日の計3回実施し、録音は筆者の職場（研究室）で行った。金沙の発話者は1954年生まれ、調査時（2018年8月14日）の年齢は65歳、四甲の発話者は1943年生まれ、調査時（2018年8月13日）の年齢は75歳である。両地点ともに録音は現地で行った。

なお本稿で用いる上海の発話データは未発表のものであるが、金沙と四甲の発話データは以下の拙稿で使用したものに基づく。

金沙：単字調データ2020b, 双字調データ2022b

四甲：単字調データ2022a, 双字調データ2024

表1 発話者

発話者	出生年	性別	学歴	職業	他地域での生活歴
上海	1958年	男	院卒	大学教員	日本31年
金沙	1954年	男	中卒	退職	定年後南京4年
四甲	1943年	男	高卒	退職	なし

1.2 調査語

単字調の調査語は、表2の通りである。表中のT1～T8は調類を意味し、陰平、陽平、陰上、陽上、陰去、陽去、陰入、陽入を指す。上海、金沙、四甲は「上、金、四」と略し、調査語ごとに各地点の音価を示す。各地点の音価は、上海は許宝華・湯珍珠（1988）、金沙は汪平（2010）、蔡華祥・万久富（2010）、万久富（2015）、四甲は鮑明焯・王均（2002）の記述に基づく（以下同

表2 単字調の調査語

	T1		T2		T3		T4		T5		T6		T7		T8	
語	包	刀	跑	桃	宝	島	抱	稻	报	到	暴	盜	八	百	拔	白
上	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	paʔ	paʔ	baʔ	baʔ
金	pʌ	tʌ	bʌ	dʌ	pʌ	tʌ	bʌ	dʌ	pʌ	tʌ	pʌ	dʌ	paʔ	poʔ	baʔ	boʔ
四	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	pɔ	tɔ	bɔ	dɔ	paʔ	pəʔ	baʔ	bəʔ

様)。

双字調の調査語は、表3の通りである。同じ語で比較分析できるよう、上海の調査でも金沙と四甲と同じ調査語を使用した⁶⁾。表中の数字は調類を表す。例えば71はT7の語とT1の語が結合した二音節語を指す。

表3 双字調入声の調査語

調査語	上海	金沙	四甲	調査語	上海	金沙	四甲
71北京	poʔ tɛin	poʔ tɛin	poʔ tɛiɛ̃	81肉丝	ŋjoʔ sɿ	ioʔ sɿ	zoʔ sɿ
72骨头	koʔ dɿ	kuʌʔ de	kuʌʔ de	82熟人	zoʔ ŋin	zoʔ ian	zoʔ ŋiɛ̃
73色彩	səʔ tʰɛ	sʌʔ tʰæ	səʔ tʰɛ	83热水	ŋiɿʔ sɿ	ŋiɿʔ ɛye	ŋiɿʔ ɛye
75客气	kʰaʔ tɛʰi	kʰʌʔ tɛʰi	kʰəʔ tɛʰi	85肉酱	ŋjoʔ tɛiã	ioʔ tɛiĩ	zoʔ tɛiĩ
76国外	koʔ ŋa	koʔ uæ	kuʌʔ uɛ	86实惠	zəʔ fɪue	zʌʔ fɪue	zəʔ ue
77出发	tʰəʔ faʔ	tʰyoʔ faʔ	tʰyoʔ fãʔ	87白雪	baʔ ɛyɿʔ	boʔ ɛiɿʔ	bəʔ ɛiɿʔ
78雪白	ɛyɿʔ baʔ	ɛiɿʔ boʔ	ɛiɿʔ bəʔ	88学力	fiʔ liɿʔ	ziaʔ liɿʔ	zyoʔ liɿʔ
17江北	kã poʔ	kaŋ poʔ	kã poʔ	18猪肉	tɿ ŋjoʔ	tsu ioʔ	tsu zoʔ
27头骨	dɿ koʔ	de kuʌʔ	de kuʌʔ	28成熟	ɬən zoʔ	ɬʌn zoʔ	ɬɛzoʔ
37彩色	tʰɛ səʔ	tʰæ sʌʔ	tʰɛ səʔ	38火热	hu ŋiɿʔ	hə ŋiɿʔ	xɿ ŋiɿʔ
57顾客	ku kʰaʔ	ku kʰʌʔ	ku kʰəʔ	58酱肉	tɛiã ŋjoʔ	tɛiĩ ioʔ	tɛiĩ zoʔ
67会客	fɪue kʰaʔ	fɪue kʰʌʔ	ue kʰəʔ	68事实	zɿ zəʔ	zɿ zʌʔ	zɿ zəʔ

1.3 計測方法

単字調の調査語は、一語につき5回の発話データを録音した。マイクはAKG社製Lyra-Y3を使用し、Praat (Boersma and Weenink1992-2023:ver.6.3.10) のSoundRecorder (サンプル周波数44100Hz, 量子化ビット16bit, モノラル音声) で録音した⁷⁾。録音後、Praatを用いて各語の母音の声帯振動が安定している部分を目視で設定し、その設定区間の10%から100%時点のF0 (基本周波数) をProsodyPro.praatscript (Xu2005-2011:ver.5.7.8.7) を用いて10%ごとに計測した。計測後のデータ処理方法については、拙稿 (大西博子2018) を参照されたい。

双字調の調査語は、金沙と四甲では一語につき1回の発話データしか収録できなかったため、そのデータで計測を行ったが、上海では一語につき3回の発話データを収録し、すべてのデータを計測した。その結果、3回目の発話データが最も安定していたため、本稿では3回目の計測結果を使用した。

1.4 調値の算出方法

本稿は、石鋒 (1986, 2009) が提案したT値を標準化の指標として使用し、単字調の調値は、以下の手順で算出した。①測定区間の10%時点ごとに計測したF0値をT値に変換した後、声調

ごとに平均T値を算出(付録表1)。②計測時点ごとの実時間平均値(actual time)を声調ごとに算出(付録表2)。③それらの結果(①+②)をもとにピッチ曲線を作図(図1)。④単字調調値とT値の換算表(付録表3)をもとに各声調の調値を算出。⑤ピッチ曲線(図1)の描写を参考に、④の調値を調整し、最終的な調値を確定。

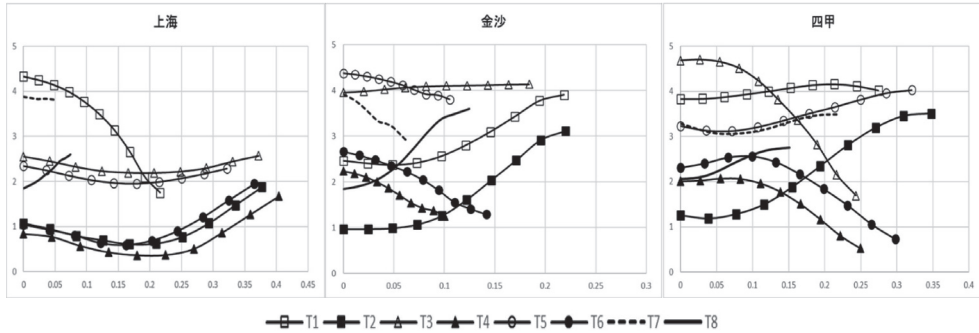


図1 単字調のピッチ曲線(縦軸:T値, 横軸:時間s)

2. 単字調における音高と音長関係

2.1 単字調の実験値

表4は、前章1.4の手順に従い算出した3地点の単字調における調値である。各地点の先行研究(許宝華・湯珍珠1988, 汪平2010, 蔡華祥・万久富2010, 万久富2015, 鮑明煒・王均2002)との記述の違いを明示するため、本稿の調値は「実験値」と称する。調値(数字)の下線部は、短時であることを示す。

表4 単字調の実験値

地点	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8
上海	52	12	33	12	33	12	<u>44</u>	<u>23</u>
金沙	34	13	44	21	54	31	<u>43</u>	<u>24</u>
四甲	44	14	52	21	34	31	<u>34</u>	<u>23</u>

2.2 T7対T8の音高と音長関係

単字調における入声(T7とT8)の音高関係は、3地点ともにT7の方がT8より始発高度が高いことから「陰高陽低」関係にあると言える。しかし、音長関係は、上海と金沙ではT7の方がT8より短い、四甲はその逆でT7の方がT8よりも長い(図2)。

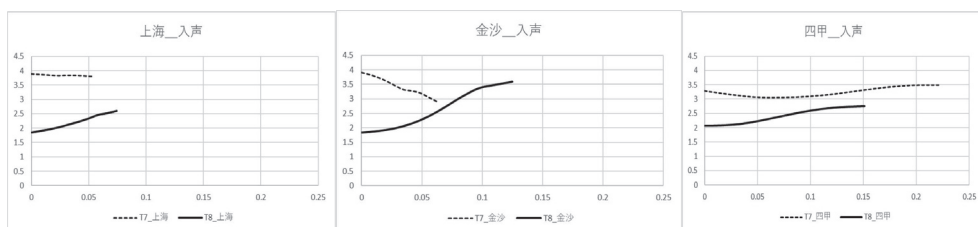


図2 単字調入声のピッチ曲線（縦軸：T値，横軸：時間s）

2.3 入声対舒声の音高と音長関係

入声対舒声の音高差が最も縮まっているのは、四甲のT7である。四甲のT7のピッチ曲線は、T5と重なった状態で現れている（図1）。しかしT7はT5より短いことから、T7は依然として短時間という入声本来の特徴を維持していると言える。

入声対舒声の音長差が最も縮まっているのは、金沙のT8である。表5は、各声調の平均持続時間（単位ms）とその平均値を標準化した相対値（絶対値の平均値を1と換算した場合の比率を求めた数値）を示したものである。入声の音長は舒声より短いはずだが、金沙のT8は単字調の中で5番目に長く、舒声のT4やT5よりも長い（表5）。ちなみに四甲のT7は、絶対値（持続時間）では上海や金沙よりも長い（図2）、単字調の中では7番目の長さで舒声より短い。

表5 単字調の持続時間と相対値

地点		T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	平均
上海	絶対値	240.1	419.2	413.1	449.0	357.6	405.7	58.9	82.5	303.3
	相対値	0.79	1.38	1.36	1.48	1.18	1.34	0.19	0.27	1.00
金沙	絶対値	242.8	244.3	204.4	111.5	117.0	157.5	69.6	138.6	160.7
	相対値	1.51	1.52	1.27	0.69	0.73	0.98	0.43	0.86	1.00
四甲	絶対値	305.2	386.6	270.5	277.3	356.5	331.0	245.7	168.1	292.6
	相対値	1.04	1.32	0.92	0.95	1.22	1.13	0.84	0.57	1.00

3. 双字調における音高関係

3.1 双字調の変調システム

北部呉語には、語の結合によって生じる声調の交替現象（連続変調）が存在する。上海市区方言では、前字の声調によって語全体の調形が決まるという意味の「前字決定型」変調形式が分布する⁸⁾。例えば前字がT7の二音節語は、後字の調類に関わらず [33+44] の調形で発話され、前字がT8の二音節語は、一律 [11+23] の変調形式となる（許宝華・湯珍珠1988:24）。一方、金沙や四甲には上海と異なる変調形式が分布し、概ね4つのタイプに分類できる。①前字も後字もどちらも変調する、②前字は変調せずに後字のみが変調する、③前字は変調するが後字は変調しな

い, ④前字も後字もどちらも変調しない(汪平2010:208, 鮑明煒・王均2002:218-220, 瞿哈嘩2013:55-57, 王蓉2021:70-73)⁹⁾。

3.2 双字調入声のピッチ曲線

入声字と舒声字が結合した調査語を4パターン(T7+舒声, T8+舒声, 舒声+T7, 舒声+T8)に分類し, 各パターンにおけるピッチ曲線を地点ごとに作成したものを図3-1から図3-4に示

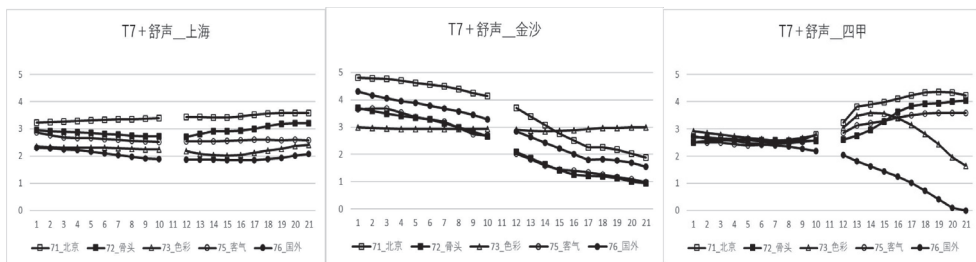


図3-1 T7+舒声のピッチ曲線

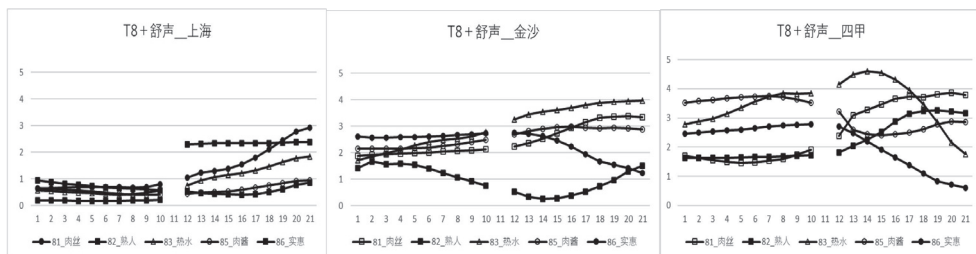


図3-2 T8+舒声のピッチ曲線

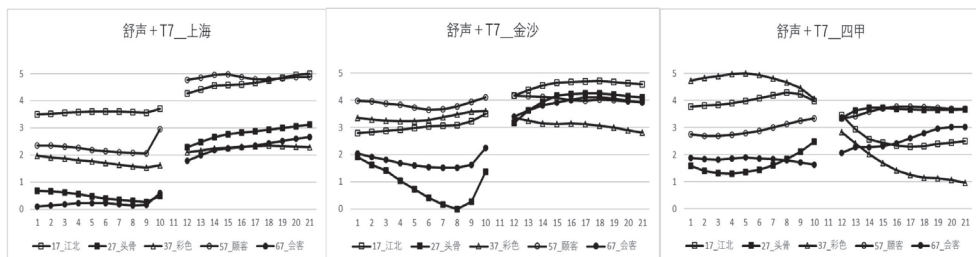


図3-3 舒声+T7のピッチ曲線

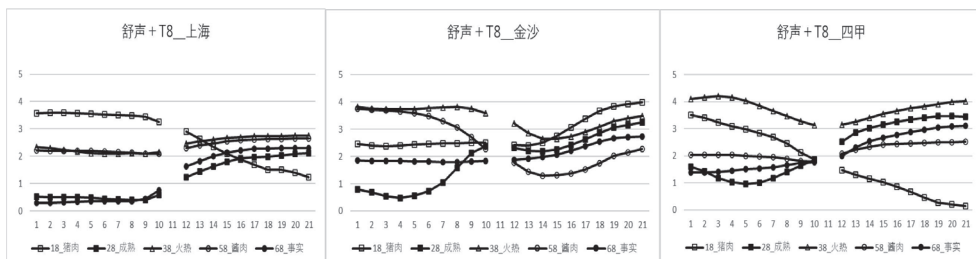


図3-4 舒声+T8のピッチ曲線

す。縦軸はT値、横軸は計測時点である。

3.3 T7対T8の音高関係

表6は、各結合における入声の10%時点ごとに計測したT値（付録表4）から双字調調値とT値の換算表（付録表5）と上図のピッチ曲線の描写に基づき算出した双字调入声の実験値及びT値の分布範囲をパターンごとに示したものである。各パターンに分布する調値の高さに着目すると、[4] や [5] で始まる高調値はT7のパターンに集中していることから（表6）、双字調においても入声の音高関係は「陰高陽低」であると言える。唯一、四甲の「T8+舒声」（前字T8）において高調値 [44] が分布しており、四甲のT8にピッチ上昇傾向が窺える。

四甲のT8のピッチ上昇傾向は、各パターンの最低T値と最高T値の比較からも確認できる。上海と金沙では、T8の最低T値と最高T値はどちらもT7より低い位置に現れており、T8のピッチ可動域もT7より狭い。しかし四甲では、T8の最低T値はT7よりも低いが、最高T値はT8の方がT7よりも高い位置に現れていることから（表6）、四甲のT8のピッチ可動域は他の2地点に比べて拡大している。このことからT8のピッチ上昇傾向が確認できる。

またT7パターンとT8パターンには共通した調値も分布する。[23] と [33] であるが、上海では「舒声+入声」のパターンに分布し、金沙では「入声+舒声」のパターンに [33] のみ分布する。しかし四甲では、「入声+舒声」と「舒声+入声」のいずれのパターンにも共通の調値が分布する。前者では [33]、後者では [23] が分布する。このことから、四甲のT7とT8には互いに接近し合う傾向（中和傾向）があることがわかる。

表6 各パターンにおける双字调入声の実験値¹⁰及びT値の分布範囲

パターン		T7+舒声	T8+舒声	舒声+T7	舒声+T8
上海	調値	32 / 33 / 44	11	23 / 33 / 55	22 / 23 / 32 / 33
	T値	1.99-3.42	0.17-1.09	1.78-5.00	1.23-2.91
金沙	調値	33 / 43 / 54	21 / 22 / 23 / 33	43 / 44 / 45 / 54 / 55	23 / 34
	T値	2.65-4.80	0.76-2.77	2.81-4.71	1.30-3.98
四甲	調値	33	22 / 33 / 34 / 44	23 / 31 / 43 / 44	21 / 23 / 34
	T値	2.19-2.93	1.45-3.86	0.97-3.77	0.14-4.02

3.4 四甲の音高変化

四甲のこうした音高の動きは、「78雪白」と「87白雪」のピッチ曲線（図4）の比較からも確認できる。図4において、「雪白」の「雪」（T7）と「白雪」の「白」（T8）のピッチ曲線は、完全には重なっていないことから、依然としてT7とT8には音響差が存在していると言えるが、両者の始発高度は2.5~3.0の音域内に現れており、音長差も見られない。よって、どちらの調値も [33] と表記でき、音韻論的には中和（neutralization）していると言える。また後字の「雪」（T7）

と「白」(T8)のピッチ曲線もどちらも上昇調で形状もよく似ている。ただ「白」(T8)の方が「雪」(T7)よりも高い位置に向かって上昇している点が異なる。

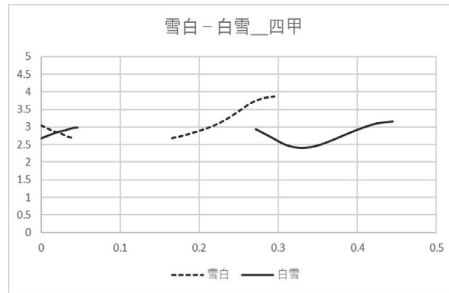


図4 四甲の「雪白」と「白雪」のピッチ曲線（縦軸：T値，横軸：時間s）

3.5 入声対舒声の音高関係

単字調では、四甲のT7のみT5と音高差が縮まっていることが確認できたが、双字調ではどうだろうか。T7とT5が結合する「75客气」と「57顾客」のピッチ曲線（図5）を比較しながら、入声対舒声の音高関係を分析しよう。

上海と金沙では、前字の位置でも後字の位置でもT7対T5の音高差は大きいですが、四甲では、前字の位置でT7が極端に短くなっている点を除いて、T7対T5の音高差は見られない（図5）。また後字の位置では、互いの音長差も縮まっている。このことから、四甲のT7は後字の位置でのみT5との合流が進んでいることが確認できる。

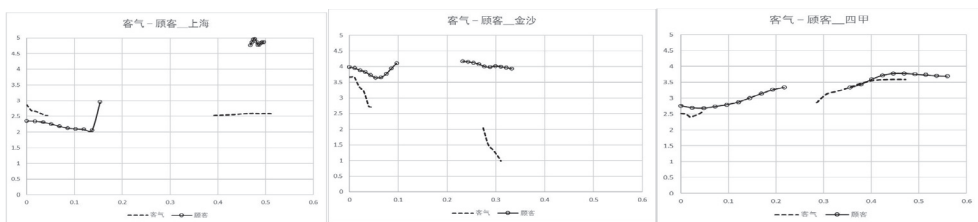


図5 「客气」と「顾客」のピッチ曲線（縦軸：T値，横軸：時間s）

4. 双字調における音長関係

4.1 T7対T8の音長関係

表7は、双字調における前字と後字の持続時間（単位ms）と入声対舒声の音長比率を地点ごとに示したものである。音長比率とは、前字と後字の平均持続時間を1と換算した場合の割合で、前後各字の持続時間をその平均値で割って求めた数値を指す。

表8は、表7における各パターンの入声の持続時間と音長比率の平均値のみを抽出したものである。3地点の持続時間平均値を比較すると、前字の位置でも後字の位置でもT7の方がT8より

表7 双字調における前字と後字の持続時間と入声対舒声の音長比率

地点	上海				金沙				四甲			
	持続時間		音長比率		持続時間		音長比率		持続時間		音長比率	
結合	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
71	39.9	196.0	0.3	1.7	46.6	79.5	0.7	1.3	74.4	287.3	0.4	1.6
72	111.5	278.5	0.6	1.4	60.9	69.8	0.9	1.1	71.5	247.3	0.4	1.6
73	71.6	262.2	0.4	1.6	28.9	114.3	0.4	1.6	66.8	233.5	0.4	1.6
75	48.8	137.9	0.5	1.5	49.6	40.1	1.1	0.9	50.2	207.1	0.4	1.6
76	107.1	237.4	0.6	1.4	72.6	60.5	1.1	0.9	99.3	181.9	0.7	1.3
平均	75.8	222.4	0.5	1.5	51.7	72.8	0.8	1.2	72.4	231.4	0.5	1.5
81	157.5	237.3	0.8	1.2	74.7	134.2	0.7	1.3	55.1	269.1	0.3	1.7
82	136.5	307.4	0.6	1.4	92.0	214.4	0.6	1.4	44.9	275.6	0.3	1.7
83	91.0	156.5	0.7	1.3	111.3	129.5	0.9	1.1	141.6	233.3	0.8	1.2
85	85.9	309.6	0.4	1.6	57.2	70.6	0.9	1.1	65.6	285.9	0.4	1.6
86	72.1	196.2	0.5	1.5	65.5	94.5	0.8	1.2	65.7	147.7	0.6	1.4
平均	108.6	241.4	0.6	1.4	80.1	128.7	0.8	1.2	74.6	242.3	0.5	1.5
17	318.9	45.0	1.8	0.2	146.3	121.8	1.1	0.9	238.5	155.1	1.2	0.8
27	243.1	61.8	1.6	0.4	172.1	110.9	1.2	0.8	219.2	119.0	1.3	0.7
37	234.5	58.9	1.6	0.4	128.9	72.0	1.3	0.7	192.0	79.7	1.4	0.6
57	208.1	32.2	1.7	0.3	107.1	99.1	1.0	1.0	241.2	227.0	1.0	1.0
67	229.4	46.6	1.7	0.3	158.0	52.5	1.5	0.5	245.7	221.6	1.1	0.9
平均	246.8	48.9	1.7	0.3	142.5	91.2	1.2	0.8	227.3	160.5	1.2	0.8
18	188.5	65.6	1.5	0.5	161.1	156.9	1.0	1.0	281.2	126.8	1.4	0.6
28	303.2	102.7	1.5	0.5	156.1	132.2	1.1	0.9	262.1	199.8	1.1	0.9
38	210.9	68.4	1.5	0.5	116.5	152.3	0.9	1.1	255.4	199.9	1.1	0.9
58	250.0	82.2	1.5	0.5	147.9	147.9	1.0	1.0	167.2	99.7	1.3	0.7
68	356.2	67.0	1.7	0.3	112.1	107.7	1.0	1.0	245.7	177.8	1.2	0.8
平均	261.7	77.2	1.5	0.5	138.7	139.4	1.0	1.0	242.3	160.8	1.2	0.8

も短い。四甲のみT7とT8の平均値が僅差となっており、音高のみならず音長の上でも入声同士
の接近傾向が確認できる。しかし、前字と後字の持続時間平均値を比較すると、上海では後字の
方が前字より短いのに対し、金沙と四甲はその逆で、前字より後字の方が長い。特に四甲ではそ
の傾向が顕著で、後字の位置の持続時間平均値は前字の2倍以上の長さになっている。このこと
から、入声の長音化は後字の位置から始まることが確認できる。

表8 各パターンにおける入声の持続時間（音長比率）平均値

パターン	T7+ 舒声	T8+ 舒声	舒声 + T7	舒声 + T8
上海	75.8 (0.5)	108.6 (0.6)	48.9 (0.3)	77.2 (0.5)
金沙	51.7 (0.8)	80.1 (0.8)	91.2 (0.8)	139.4 (1.0)
四甲	72.4 (0.5)	74.6 (0.5)	160.5 (0.8)	160.8 (0.8)

4.2 入声対舒声の音長関係

中国語の音声リズムは、音節拍リズム (syllable-timed language) に分類され、すべての音節がほぼ等しい長さで発音される傾向にある。よって、舒声と舒声で構成される2音節語の音長比率は1対1と設定できる¹¹⁾。しかし、入声と舒声で構成される2音節語は、入声の持続時間が短いため、時間補償 (time-compensation) により、舒声の持続時間は長くなる (朱曉農2005:253-256)。実際、上海の「T7+ 舒声」の平均音長比率は0.5対1.5となっており (表8)、入声と舒声との音節間に時間補償が存在していることが確認できる。

また入声の音長比率は、地点ごとに特徴がある。表8の平均値で比較すると、上海では0.3~0.6の値が分布し、どのパターンにおいても入声と舒声との間に時間補償が存在している。しかし金沙では、0.8~1.0の値が分布し、後字T8に至っては、舒声と等時化 (1.0) している。このことから、金沙の入声は、舒声に接近している段階にあり、後字T8に関しては音長の上で完全に舒声化していると言える。四甲では、前字の入声は0.5、後字の入声は0.8であることから、前字の位置では舒声化は発生していないが、後字の位置では舒声に向かう過渡的な段階であると言える。

4.3 金沙の前字T7

音長比率からの分析では、金沙はどのパターンにおいても舒声化傾向が見られるという結果になったが、金沙の前字T7の持続時間平均値 (51.7ms) は、舒声化が発生していない上海と四甲よりもきわめて短い (表8)。果たしてそれでも舒声に向かう過渡的な段階だと言えるのだろうか。

表9は、金沙の単字調と双字調 (「入声+ 舒声」のパターンに限定) における持続時間および双字調対単字調の持続時間比率 (対単字調時間率) を示したものである (斜体の数値は平均値)。入声に後続する舒声 (T1, T2, T3, T5, T6) の持続時間は、どの声調も単字調に比べて短くなっているが、対単字調時間率は声調ごとに異なっている。例えばT7に後続するT2は単字調の32%の長さしかないが、T3は62%の長さを有する。またT7に後続するかT8に後続するかでも対単字調時間率は異なる。例えばT7に後続する舒声は、単字調の32%~62%の長さであるが、T8に後続する舒声は、単字調の61%~97%の長さである。一方、双字調における入声の持続時間も単字調より短くなっているが、対単字調時間率の平均値は、T7では82%で舒声の時間率 (32%~62%) よりも長いのに対し、T8は64%で舒声の時間率 (61%~97%) の範囲内にある。

表9 金沙の単字調と双字調（入声+舒声）の持続時間および対単字調時間率

調類	T1	T2	T3	T5	T6	T7	T8
単字調持続時間	218.5ms	219.9ms	184.0ms	105.3ms	141.8ms	62.7ms	124.8ms
T7+舒声	79.5ms	69.8ms	114.3ms	40.1ms	60.5ms	51.7ms	
対単字調時間率	36%	32%	62%	38%	43%	82%	
T8+舒声	134.2ms	214.4ms	129.5ms	70.6ms	94.5ms		80.1ms
対単字調時間率	61%	97%	70%	67%	67%		64%

このことから、「T7+舒声」のパターンでは、舒声の音長が短くなって入声との音長バランスを調整していると分析できる。つまり前字T7の平均音長比率（0.8）は、舒声の軽声化による結果であり、入声が舒声に接近した結果であるとは言い難い。しかし、前字T8の平均音長比率（0.8）は、舒声も入声も同じ割合で短くなっていることから、舒声化傾向を表す結果であると見なせる。

4.4 舒声化の進行レベル

それでは金沙の舒声化は、周辺の官話方言や入声が完全に舒声化されている方言と比べてどれくらい進行していると言えるのだろうか。ここでは、江淮官話の如皋（長江鎮）と東北官話の黒竜江省（哈爾濱）のデータを参照しながら¹²⁾、舒声化の進行レベル（進度）について分析を行う。

表10は、双字調の各パターンにおける入声対舒声との音長比率を地点ごとにまとめたものである。括弧で示した数字は平均値を表す。如皋と哈爾濱における前字と後字の持続時間および音長比率は付録表6にまとめて示す。

まずは入声が完全に舒声と合流している哈爾濱の状況から見てみよう。声調の違いによって前後の音長比率は異なるが、平均値のみに着目すると、どのパターンもほぼ1対1の割合になっていて、入声と舒声の音声リズムが等しくなっていることが確認できる（付録表6）。また入声の音長比率は、最低値0.6から最高値1.5まで幅広く分布しているが、最低値は「37色彩」一語のみ、最高値は「75客气」と「86实惠」の2語のみで、それ以外の結合語は0.8~1.2の間に収まっている（付録表6）。ちなみに音長比率が1.5に達する語は、後字（舒声）が軽声化している。このことから、本稿では哈爾濱の数値を舒声化の目安とする。入声の音長比率が0.8~1.2の間に収まっていて、なおかつ平均値が1.0を超えていれば音長の上で完全に舒声化していると思なす。

この基準でもって如皋、金沙、四甲の舒声化の進行レベルを分析すると、如皋では、後字の入声は完全に舒声化しているが、前字の入声は舒声に向かう過渡的な段階にあると言える。ただ一部の結合語（76, 81, 82）では、入声の音長比率が1.0を超えており、前字の位置では段階的に舒声化していく様子が観察できる（付録表6）。

金沙の状況は如皋に近似している。ただ金沙では、後字T8のみ完全に舒声化しているという点で如皋より舒声化は遅れていると言える。また後字T7や前字T8は、音長比率の平均値がまだ

表10 5 地点における双字調入声の音長比率（平均値）

地点	上海	四甲	金沙	如皋	哈爾濱
T7+ 舒声	0.3-0.6 (0.5)	0.4-0.7 (0.5)	0.4-1.1 (0.8)	0.4-1.0 (0.6)	0.6-1.5 (1.1)
T8+ 舒声	0.4-0.8 (0.6)	0.3-0.8 (0.5)	0.6-0.9 (0.8)	0.5-1.1 (0.8)	0.8-1.5 (1.1)
舒声+ T7	0.2-0.4 (0.3)	0.6-1.0 (0.8)	0.5-1.0 (0.8)	0.8-1.3 (1.0)	0.8-1.2 (1.0)
舒声+ T8	0.3-0.5 (0.5)	0.6-0.9 (0.8)	0.9-1.1 (1.0)	1.0-1.3 (1.2)	0.9-1.4 (1.0)

1.0に達していないことから、舒声に向かう過渡的な段階にあり、まだ完全には舒声化していない。一方、四甲では、金沙と同じく後字の入声に舒声化傾向が見られるものの、前字の位置では、上海と同じ音長比率であることから、舒声化はまだ発生していないと分析できる。

まとめ

本稿では、上海、金沙、四甲の入声を対象に、単字調と双字調における音高と音長関係の比較分析を通して、舒声化のしくみについて考察を行った。その結果、T7とT8にはそれぞれ異なる動きがあることが確認できた。T7は舒声と音高差を縮める動き、T8は舒声と音長差を縮める動きがある。T7にも舒声との音長差を縮める動きはあるものの、双字調においては、後字の位置といった限られた条件下でしかその傾向は観察できない。一方、T8は後字の位置だけでなく、前字の位置でも長音化の傾向が観察できることから、北部呉語の舒声化も南部呉語（曹志耘2002、徐越・朱曉農2011）同様にT8の舒声化がT7よりも先行することも確認できた。

また舒声化は、後字T8から始まり、続いて後字T7、そして前字T8といった順に段階的に進行し、前字T7の舒声化が最も遅れることが明らかになった。この結果は、金沙に隣接する江淮官話（如皋）との比較からも検証することができた。

先行研究（大西博子2019, 2020a, 2022a）では、入声の音長と舒声との調値接近度に基づき、四甲の舒声化が金沙より先行していると結論付けた。しかし、双字調における入声対舒声の音長比率の結果（第4章）から、音長の上では金沙の舒声化が四甲よりも先行していることが明らかになった。四甲では、入声対舒声の音長比率が1対1になっている結合語は「57顧客」一語のみで、それ以外の結合語では1.0を獲得できるだけの比率に達していないのに対し、金沙では、「57顧客」のみならず「18猪肉」「38火热」「58酱肉」「68事实」の結合語において入声の音長比率は1.0以上に達している（表7）。舒声化は、入声音節の長音化に始まり、舒声との調値接近を経て、調類合流といったプロセスで進行する（大西博子2018:14）。つまり入声が舒声と合流するには、まずは入声が舒声と同じ音長を獲得し、その上で舒声と同じ音高を獲得してこそはじめて合流に至れる。金沙の後字T8は音長の上では舒声と同じ音長比率が獲得できているものの、音高の上では、舒声と同じ調値がまだ獲得できていないことから、舒声化の進行レベルは初期段階にあると言える。その一方で四甲のT7は、舒声（T5）と同じ音高は獲得できているものの音長の上で

はまだ舒声と同じ音長比率が獲得できていない。ただ後字T7とT5の結合語「57顧客」に限っては、舒声と同じ音長比率であり、かつ音高も同じであることから、舒声化の中間レベル（調値接近）にまで到達しているように見える。しかし、この一語のみで、四甲の舒声化が金沙より先行していると判断するのは困難である。

鮑明煒・王均（2002:2）では、四甲の入声は金沙に比べてより南通（江淮官話）に近似していると報告されている。それは、入声の調値が金沙では呉語と同じく「陰高陽低」関係であるのに対し、四甲では南通と同じく「陰低陽高」関係であるという調査結果に基づく。確かに、四甲のT8にはピッチ上昇傾向があり、双字調では高調値[44]が分布することから、「陰低陽高」に聞こえ得ることは想像できるが、入声対舒声の音長比率でもって舒声化の進度を測るならば、金沙の入声の方が四甲に比べてより南通（江淮官話）に近似していると言える。これは金沙の舒声化が、江淮官話の如皋の進行段階により近づいているという点からも頷ける。

四甲の舒声化については、入声内部の声調システム（陰入と陽入）が一定の区別を維持するために引き起こした音高調整により促されたと分析したが（大西博子2024）、この結果は、入声同士の中和傾向が発生していない金沙では通用しない。ただ入声のこうした動きは、舒声化の方言差を生み出す要因の一つになっていることは確かで、少なくとも金沙と四甲の舒声化の違いは、入声内部の声調変化の有無に関わると推測する。しかし、上海と金沙との違いについては上手く説明できない。なぜT8の音長が長くなるのか。先行研究（大西博子2022b）では、変調システムとT8の音長変化との関連性を模索し、後字の位置で変調しない入声（音高変化が生じない入声）は長音化されやすいと分析した。しかし、上海の後字T8で変調していない調査語「68事実」の音長比率は1.7対0.3であり（表7）、T8の音長は依然として短いままである（長音化していない）状態が観察できたことから、音高変化と音長変化には相関性があるとは言い切れないことがわかった。いったいT8の音長変化につながる要因は何なのか、この問題については、別の観点からの分析が必要とされる。

謝辞

本研究の調査では、京都外国語大学の教員や大学院生の協力を得た。また研究手法については、神戸大学の高橋康德先生の指導を賜った。厚く御礼申し上げたい。

追記

本研究は、独立行政法人日本学術振興会の科研費（22K00565）の助成を得たものである。

注

- 1) 厳密に言うと、江蘇省南部、上海市、浙江省全域に分布する呉語に入声は残存する。安徽省南部のごく一部の地点では、入声はすでに失われている。例えば安徽省黄山市に位置する甘棠鎮では、入声は舒声に合流している（蔣冰冰2003:12）。
- 2) 北部呉語に属する80地点のうち、少なくとも23地点において舒声化に関わる言語学的現象（促音弱化、入声音節の長音化、入声調値の舒声への接近）が確認できる（大西博子2020a:94）。
- 3) 金沙鎮は2015年に金沙街道と金新街道に改編された。金沙の面積と人口は、金沙街道と金新街道の総数を示す。百科百度参照。最終確認日2024年3月24日。
(<https://baike.baidu.com/item/%E9%87%91%E6%B2%99%E9%95%87/11307>)
- 4) 2019年末の情報による。百科百度参照。最終確認日2024年3月24日。(https://baike.baidu.com/item/%E5%9B%9B%E7%94%B2%E9%95%87?fromModule=lemma_search-box)
- 5) Google マップの検索による。四甲から金沙を通過して上海市街地に移動する場合、車で約3時間（169km）かかる。
- 6) 入声を含む2音節の結合は、全部で28パターン用意できるが、表3にあるのは24パターンのみである。それは金沙と四甲の調査時に、T4はT6と合流し、2音節語においても両者の区別が見られなかったことから、T4と結合できるパターンを排除したことによる。
- 7) 金沙と四甲の調査では、Marantz社製録音機PMD561（サンプル周波数44.1KHz、量子化ビット16bit）、マイクはAKG社製C520を使用した。
- 8) 上海市区方言の連読変調は大きく「広用式」と「窄用式」に分類されるが、本稿では前者の連読変調を指す。「広用式」の連読変調は「前字定式、後字附着」（許宝華・湯珍珠1988:24）、「前字調形決定連調調形」（游汝傑2018:109）と説明されたりしているが、本稿では「前字決定型」と呼んでおく。
- 9) 汪平（2010:208）は、音節の前後どちらに重心がかかるかといった視点で「不変」、「後字軽」、「前字軽」、「其他」の4タイプに分類しているが、実際は調値が変動するか否かで分類しているのと変わらない。①は汪平が分類する「其他」、②は「後字軽」、③は「前字軽」、④は「不変」に相当する形式である。
- 10) 双字調入声の調値（実験値）は、音長は問わずに短時を表す下線は付けずに表示する。
- 11) ただ実際は、音節の構成要素である子音、母音、声調によって音長は制御され、中でも子音と声調による影響が大きい（陸金林1996:89）。よって、舒声対舒声の音長比率は必ずしも1対1になるとは限らない。しかし、本稿では、音長は母音の長さで計測しているため、子音の影響は排除できていると考える。また同じ声調の結合語同士で比較するため、声調による影響も考慮せず、舒声対舒声の音長比率を1対1と設定する。
- 12) 如皋（長江鎮）の発話者は1996年生まれ（27歳男性）、調査日は2024年3月11日。長江鎮は金沙から約50km離れた地で、金沙、四甲と同じく南通地区に位置する。呉語ではなく江淮官話に帰属するが、入声は陰入（T7）と陽入（T8）に区分され、陰高陽低である点は呉語と共通している。また単字調においてT8は4番目の長さで、T7が最も短いという点では金沙と共通し、T7の調値[44]がT5[44]と同じで、両者には音長差があるのみという点では四甲と共通している。哈爾濱の発話者は1981年生まれ（43歳女性）、調査日は2024年2月6日。如皋も哈爾濱も本稿で使用した同じ調査語を用い、一語につき2回の発話データを収集し、2回目の発話データで計測を行った。計測方法は1.3で述べた通りである。なお哈爾濱の入声は完全に舒声と合流している（『中国言語地図集（第二版）』2012参照）。

参考文献

- 鲍明炜·王均主编2002《南通地区方言研究》，江苏教育出版社
- 蔡华祥·万久富2010《江苏南通金沙方言同音字汇》，《语言应用研究》第11期
- 曹志耘2002《吴德语入声演变的方式》，《中国语文》第5期
- 范慧琴2011《晋语定襄话入声字演变的语音实验》，《语言应用研究》第6期
- 蒋冰冰2003《吴语宣州片方言音韵研究》，华东师范大学出版社
- 瞿晗晔2013《金沙方言语音研究》，南京大学硕士论文
- 刘俐李2013《江淮方言入声时长变异实验研究》，《中国语言学》第6期
- 刘俐李2016《温州吴语声调的EGG研究》，《南京师范大学文学院学报》第1期
- 陆金林1996『中国語及び日本語音声の時間構造に関する研究』，宇都宮大学博士論文
- 钱乃荣1992《当代吴语研究》，上海教育出版社
- 石锋1986《天津方言双字调声调分析》，《语言研究》第1期
- 石锋2009《实验音系学探索》，北京大学出版社
- 汤威2020《南陵吴语双字调实验语音学研究》，《铜陵职业技术学院学报》第2期
- 万久富2015《江苏语言资源资料汇编》第六册南通卷，凤凰出版社
- 王蓉2021《南通金沙方言声调的实验研究》，南京师范大学硕士论文
- 汪平2010《江苏通州方言音系探讨》，《方言》第3期
- 汪平·曹志耘2012《B1-14吴语》，《中国语言地图集（第二版）汉语方言卷》商务印书馆
- 熊正辉·张振兴2008《汉语方言的分区》，《方言》第2期
- 徐越·朱晓农2011《喉塞尾入声是怎么舒化的—孝丰个案研究》，《中国语文》第3期
- 许宝华·汤珍珠1988《上海市区方言志》，上海教育出版社
- 游汝傑2018《吴语方言学》，上海教育出版社
- 袁丹2013《基于实验分析的吴语语音变异研究》，复旦大学博士论文
- 袁丹2014《吴语常熟，湖阳，温州方言入声字的语音变异—从单字和两字组前字来看》，《语言研究集刊》第13辑，上海辞书出版社
- 袁家骅等（编纂）1983《汉语方言概要》（第二版），文字改革出版社1989年
- 赵元任1928《现代吴语的研究》，科学出版社1956年
- 朱晓农2005《上海声调实验录》，上海教育出版社
- 中国社会科学院语言研究所2012《中国语言地图集（第二版）汉语方言卷》，商务印书馆
- 大西博子2018「二甲方言の単字調における音響音声学的分析」，『近畿大学教養・外国語教育センター紀要（外国語編）第9巻第1号
- 大西博子2019「江蘇通州方言における入声舒声化——金沙と二甲の比較分析——」，『近畿大学教養・外国語教育センター紀要（外国語編）第10巻第1号
- 大西博子2020a「呉語における入声舒声化——進行プロセスを中心に——」，『近畿大学教養・外国語教育センター紀要（外国語編）第11巻第1号
- 大西博子2020b《南通金沙方言单字调中的入声》，《吴语研究：第十届国际吴方言学术研讨会论文集》上海教育出版社
- 大西博子2022a《江苏通州方言入声调的演化方式》，《汉语方言研究的多维视角：游汝杰教授八秩寿庆论文集》上海教育出版社
- 大西博子2022b《南通金沙方言双字调中的入声》，『近畿大学教養・外国語教育センター紀要（外国語編）第13巻第1号
- 大西博子2024《江苏海门四甲方言中的入声调》，《吴语研究：第十一届国际吴方言学术研讨会论文集》上海教育出版社

付録

表 1 単字調の平均T値

声調	地点	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
T1	上海	4.33	4.25	4.14	3.99	3.77	3.49	3.14	2.66	2.09	1.75
	金沙	2.46	2.40	2.37	2.42	2.56	2.80	3.10	3.43	3.77	3.90
	四甲	3.83	3.84	3.88	3.94	4.00	4.08	4.14	4.16	4.12	4.02
T2	上海	1.07	0.94	0.79	0.69	0.61	0.62	0.77	1.07	1.48	1.88
	金沙	0.96	0.97	0.99	1.07	1.26	1.61	2.04	2.47	2.91	3.11
	四甲	1.26	1.19	1.29	1.50	1.88	2.34	2.81	3.20	3.46	3.51
T3	上海	2.56	2.45	2.33	2.23	2.20	2.19	2.22	2.30	2.45	2.57
	金沙	3.95	3.98	4.02	4.06	4.09	4.10	4.10	4.11	4.13	4.13
	四甲	4.68	4.70	4.65	4.51	4.23	3.82	3.36	2.82	2.15	1.69
T4	上海	0.84	0.77	0.57	0.43	0.36	0.37	0.50	0.87	1.27	1.67
	金沙	2.23	2.18	2.11	2.00	1.86	1.71	1.54	1.43	1.37	1.25
	四甲	2.01	2.03	2.07	2.06	1.96	1.78	1.51	1.17	0.80	0.52
T5	上海	2.35	2.25	2.13	2.03	1.97	1.95	1.99	2.07	2.17	2.29
	金沙	4.38	4.35	4.30	4.25	4.19	4.11	4.01	3.91	3.89	3.80
	四甲	3.23	3.13	3.12	3.21	3.35	3.51	3.65	3.81	3.96	4.03
T6	上海	1.04	0.93	0.80	0.63	0.59	0.69	0.90	1.21	1.59	1.95
	金沙	2.66	2.58	2.48	2.35	2.22	2.05	1.82	1.55	1.41	1.29
	四甲	2.31	2.41	2.54	2.57	2.43	2.17	1.84	1.48	1.06	0.73
T7	上海	3.88	3.87	3.86	3.84	3.83	3.83	3.84	3.83	3.82	3.80
	金沙	3.91	3.83	3.73	3.60	3.45	3.32	3.27	3.20	3.05	2.90
	四甲	3.29	3.16	3.07	3.06	3.09	3.18	3.31	3.42	3.49	3.49
T8	上海	1.84	1.90	1.96	2.03	2.13	2.22	2.33	2.46	2.52	2.60
	金沙	1.84	1.90	1.99	2.15	2.40	2.72	3.08	3.37	3.49	3.59
	四甲	2.06	2.08	2.13	2.23	2.36	2.49	2.61	2.69	2.74	2.76

表2 単字調の実時間平均値 (単位 s)

声調	地点	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
T1	上海	0.00	0.02	0.05	0.07	0.10	0.12	0.14	0.17	0.19	0.22
	金沙	0.00	0.02	0.05	0.07	0.10	0.12	0.15	0.17	0.19	0.22
	四甲	0.00	0.03	0.06	0.09	0.12	0.15	0.18	0.21	0.24	0.27
T2	上海	0.00	0.04	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.34	0.38
	金沙	0.00	0.02	0.05	0.07	0.10	0.12	0.15	0.17	0.20	0.22
	四甲	0.00	0.04	0.08	0.12	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35
T3	上海	0.00	0.04	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.29	0.33	0.37
	金沙	0.00	0.02	0.04	0.06	0.08	0.10	0.12	0.14	0.16	0.18
	四甲	0.00	0.03	0.05	0.08	0.11	0.14	0.16	0.19	0.22	0.24
T4	上海	0.00	0.04	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.36	0.40
	金沙	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.06	0.07	0.08	0.09	0.10
	四甲	0.00	0.03	0.06	0.08	0.11	0.14	0.17	0.19	0.22	0.25
T5	上海	0.00	0.04	0.07	0.11	0.14	0.18	0.21	0.25	0.29	0.32
	金沙	0.00	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.11
	四甲	0.00	0.04	0.07	0.11	0.14	0.18	0.21	0.25	0.29	0.32
T6	上海	0.00	0.04	0.08	0.12	0.16	0.20	0.24	0.28	0.32	0.37
	金沙	0.00	0.02	0.03	0.05	0.06	0.08	0.09	0.11	0.13	0.14
	四甲	0.00	0.03	0.07	0.10	0.13	0.17	0.20	0.23	0.26	0.30
T7	上海	0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04	0.04	0.05	0.05
	金沙	0.00	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.04	0.05	0.06	0.06
	四甲	0.00	0.02	0.05	0.07	0.10	0.12	0.15	0.17	0.20	0.22
T8	上海	0.00	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.07
	金沙	0.00	0.01	0.03	0.04	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12
	四甲	0.00	0.02	0.03	0.05	0.07	0.08	0.10	0.12	0.13	0.15

表3 単字調調値とT値の換算

単字調調値	1	2	3	4	5
T値	0.30-1.30	1.31-2.30	2.31-3.30	3.31-4.30	4.31-5.00

表4 双字調の各結合における入声のT値

結合	地点	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
71	上海	3.30	3.32	3.33	3.35	3.37	3.39	3.40	3.41	3.42	3.42
	金沙	4.80	4.79	4.77	4.70	4.61	4.55	4.50	4.39	4.24	4.14
	四甲	2.68	2.68	2.66	2.63	2.60	2.53	2.50	2.53	2.61	2.79
72	上海	3.01	2.97	2.93	2.90	2.85	2.83	2.81	2.80	2.78	2.77
	金沙	3.71	3.59	3.49	3.41	3.35	3.28	3.14	3.00	2.84	2.65
	四甲	2.51	2.56	2.58	2.58	2.59	2.59	2.58	2.57	2.56	2.55
73	上海	2.52	2.49	2.46	2.44	2.43	2.42	2.40	2.39	2.38	2.37
	金沙	2.99	2.97	2.95	2.93	2.92	2.92	2.92	2.92	2.92	2.92
	四甲	2.93	2.86	2.79	2.72	2.67	2.62	2.57	2.60	2.67	2.78
75	上海	2.95	2.86	2.77	2.75	2.74	2.71	2.68	2.65	2.62	2.62
	金沙	3.67	3.67	3.67	3.52	3.37	3.28	3.21	2.98	2.73	2.70
	四甲	2.51	2.50	2.50	2.45	2.40	2.43	2.45	2.48	2.51	2.58
76	上海	2.41	2.38	2.35	2.32	2.26	2.20	2.14	2.08	2.03	1.99
	金沙	4.30	4.17	4.05	3.96	3.89	3.79	3.68	3.57	3.44	3.28
	四甲	2.73	2.64	2.60	2.56	2.49	2.44	2.40	2.35	2.28	2.19
81	上海	0.72	0.74	0.77	0.81	0.84	0.85	0.84	0.82	0.83	0.94
	金沙	1.89	1.92	1.95	1.96	1.98	2.01	2.04	2.06	2.09	2.13
	四甲	1.71	1.63	1.56	1.49	1.45	1.48	1.53	1.60	1.74	1.91
82	上海	1.09	0.99	0.93	0.85	0.80	0.78	0.77	0.76	0.74	0.72
	金沙	1.43	1.68	1.57	1.58	1.55	1.40	1.23	1.07	0.91	0.76
	四甲	1.63	1.63	1.62	1.63	1.65	1.66	1.66	1.68	1.70	1.72
83	上海	0.72	0.69	0.66	0.63	0.59	0.53	0.47	0.43	0.45	0.52
	金沙	1.71	1.86	1.99	2.11	2.28	2.40	2.48	2.52	2.61	2.77
	四甲	2.79	2.87	2.97	3.14	3.35	3.56	3.74	3.85	3.84	3.86
85	上海	0.84	0.82	0.79	0.76	0.72	0.66	0.61	0.59	0.61	0.66
	金沙	2.16	2.16	2.16	2.16	2.17	2.20	2.25	2.31	2.41	2.48
	四甲	3.52	3.57	3.63	3.68	3.71	3.73	3.75	3.71	3.64	3.52
86	上海	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.18	0.19	0.22
	金沙	2.60	2.57	2.56	2.58	2.58	2.60	2.62	2.66	2.70	2.73
	四甲	2.47	2.50	2.53	2.57	2.60	2.64	2.70	2.74	2.77	2.77
17	上海	4.28	4.42	4.56	4.58	4.59	4.66	4.74	4.85	4.97	5.00
	金沙	4.17	4.38	4.54	4.64	4.67	4.69	4.71	4.68	4.63	4.59
	四甲	3.47	2.94	2.56	2.43	2.34	2.31	2.32	2.40	2.44	2.51

27	上海	2.29	2.48	2.67	2.77	2.82	2.88	2.94	3.00	3.07	3.13
	金沙	3.17	3.62	3.94	4.16	4.22	4.25	4.24	4.21	4.16	4.12
	四甲	3.35	3.63	3.75	3.73	3.70	3.68	3.66	3.65	3.65	3.67
37	上海	2.10	2.17	2.24	2.27	2.30	2.33	2.35	2.34	2.32	2.28
	金沙	3.36	3.26	3.15	3.13	3.14	3.12	3.06	3.00	2.90	2.81
	四甲	2.84	2.42	2.03	1.69	1.41	1.24	1.16	1.13	1.07	0.97
57	上海	4.77	4.86	4.95	4.97	4.88	4.78	4.79	4.83	4.87	4.87
	金沙	4.17	4.16	4.13	4.08	4.00	3.99	4.02	4.00	3.97	3.94
	四甲	3.34	3.43	3.59	3.72	3.77	3.77	3.76	3.73	3.70	3.69
67	上海	1.78	1.99	2.19	2.25	2.29	2.36	2.43	2.51	2.60	2.65
	金沙	3.39	3.62	3.82	3.92	4.02	4.11	4.11	4.06	3.99	3.91
	四甲	2.06	2.27	2.27	2.31	2.43	2.60	2.81	2.96	3.02	3.03
18	上海	2.91	2.62	2.34	2.09	1.89	1.70	1.50	1.50	1.40	1.23
	金沙	2.41	2.41	2.51	2.75	3.07	3.39	3.66	3.84	3.93	3.98
	四甲	1.46	1.30	1.16	1.03	0.86	0.66	0.45	0.26	0.20	0.14
28	上海	1.23	1.45	1.64	1.80	1.93	1.97	1.99	2.03	2.08	2.12
	金沙	2.31	2.21	2.18	2.26	2.42	2.63	2.86	3.08	3.16	3.26
	四甲	2.51	2.87	3.03	3.15	3.27	3.35	3.41	3.46	3.46	3.45
38	上海	2.46	2.54	2.61	2.67	2.70	2.73	2.74	2.75	2.76	2.76
	金沙	3.21	2.86	2.65	2.64	2.73	2.89	3.08	3.29	3.40	3.49
	四甲	3.14	3.27	3.41	3.55	3.66	3.75	3.83	3.91	4.00	4.02
58	上海	2.30	2.39	2.47	2.54	2.59	2.61	2.63	2.64	2.64	2.65
	金沙	1.77	1.44	1.30	1.31	1.37	1.51	1.75	2.02	2.14	2.26
	四甲	2.07	2.23	2.34	2.41	2.43	2.46	2.49	2.50	2.51	2.51
68	上海	1.63	1.83	2.00	2.13	2.22	2.28	2.29	2.29	2.30	2.30
	金沙	1.88	1.93	1.98	2.07	2.20	2.38	2.55	2.68	2.71	2.74
	四甲	1.99	2.32	2.54	2.67	2.78	2.87	2.97	3.05	3.10	3.11

表5 双字調調値（入声）とT値の換算

双字調調値	1	2	3	4	5
T値	0.14-1.14	1.15-2.14	2.15-3.14	3.15-4.14	4.15-5.00

表6 如皋と哈爾濱における前字と後字の持続時間と音長比率

地点	如皋				哈爾濱			
	持続時間 (ms)		音長比率		持続時間 (ms)		音長比率	
結合	前字	後字	前字	後字	前字	後字	前字	後字
71	61.4	117.6	0.7	1.3	156.6	202.3	0.9	1.1
72	41.9	142.4	0.5	1.5	167.9	135.4	1.1	0.9
73	41.2	155.5	0.4	1.6	108.3	268.0	0.6	1.4
75	28.0	117.0	0.4	1.6	158.0	59.2	1.5	0.5
76	123.2	122.8	1.0	1.0	224.3	120.6	1.3	0.7
平均	59.1	131.1	0.6	1.4	163.0	157.1	1.1	0.9
81	110.6	93.4	1.1	0.9	194.7	159.8	1.1	0.9
82	160.4	162.1	1.0	1.0	188.2	244.0	0.9	1.1
83	71.7	142.2	0.7	1.3	195.9	301.4	0.8	1.2
85	66.6	164.5	0.6	1.4	170.7	117.8	1.2	0.8
86	50.3	152.5	0.5	1.5	199.4	59.8	1.5	0.5
平均	91.9	143.0	0.8	1.2	189.8	176.6	1.1	0.9
17	155.0	120.0	1.1	0.9	220.5	296.7	0.9	1.1
27	106.1	189.9	0.7	1.3	213.0	319.1	0.8	1.2
37	200.2	128.5	1.2	0.8	160.7	118.0	1.2	0.8
57	133.0	122.2	1.0	1.0	103.9	94.3	1.0	1.0
67	91.5	118.6	0.9	1.1	123.4	104.2	1.1	0.9
平均	137.1	135.9	1.0	1.0	164.3	186.4	1.0	1.0
18	125.5	213.7	0.7	1.3	187.5	139.7	1.1	0.9
28	149.3	158.0	1.0	1.0	188.6	247.2	0.9	1.1
38	135.9	235.4	0.7	1.3	173.3	143.2	1.1	0.9
58	149.5	177.1	0.9	1.1	216.3	177.2	1.1	0.9
68	85.2	154.6	0.7	1.3	93.1	197.9	0.6	1.4
平均	129.1	187.8	0.8	1.2	171.8	181.0	1.0	1.0

「観光哲学」の構築に向けた準備的考察

— 研究・教育の枠組みの検討

原 一 樹

〈要旨〉

本稿の目的は、筆者の研究・教育実践を踏まえ、「観光哲学」という名称でいかなる研究・教育実践が可能か、筆者が考える枠組みを提示することである。第1節では、現代観光の意義を、価値の多様化・複雑化が進む中、人々が自らの価値を輝かせる実践と捉えた。また、「学術としての哲学」と「全ての人間に関わりうるものとしての哲学」の存在を指摘し、「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」という哲学の4つの特徴を示した。第2節では、これらの特徴が「観光哲学」で持ちうる内実を検討し、観光哲学が「科学・社会・経験」を常に参照しつつ推進されるべき点を指摘した。第3節では、「真・善・美」の領域ごとに観光哲学の諸問題と果たしうる役割の事例を示し、哲学の4つの特徴や「科学・社会・経験」との関係性を考察した。第4節では、理論研究、経験的調査、対話という観光哲学の研究方法を提示した。第5節では、大学教育での講義・演習形式での観光哲学教育の内実や課題を考察した。

〈Summary〉

The purpose of this paper is to present a framework for the types of research and educational practices that are possible under the name “philosophy of tourism,” based on the author’s research and educational practices. Section 1 views the significance of modern tourism as a practice that allows people to make their own values stand out in a world with increasingly diverse and complex values. The existence of “philosophy as an academic discipline” and “philosophy as something that can involve all human beings” was also pointed out, and four characteristics of philosophy were presented: “trans-disciplinary, critical, creative, and self-reflective.” Section 2 examines the implications that these characteristics can have for the “philosophy of tourism” and points out that the philosophy of tourism should be promoted with constant reference to “science, society, and experience.” Section 3 presents examples of various problems in the philosophy of tourism within the domains of “truth, goodness, and beauty,” and discusses the four characteristics of philosophy and its relationship with “science, society, and experience.” Section 4 presents the research methods of the philosophy of tourism: theoretical research, empirical investigation, and dialogue. Section 5 discusses the details and issues of teaching the philosophy of tourism in the form of lectures and seminars in university education.

はじめに 本稿の目的

西洋哲学研究を研究者としての出発点としつつ、観光の理論研究や観光調査を推進してきた筆者にとって、観光学と哲学とをどう接続するかという問題は積年の課題である。本稿では、これまでの筆者の研究・教育実践を踏まえつつ、「観光哲学」という名称のもと、いかなる研究・教育実践が可能かにつき、現時点で筆者が考える枠組みの構想を提示し、広く今後の観光学の研究・教育実践への一助とすることを旨とする。

観光と哲学との関係性について考察した先行研究は多いとはいえないが、英語圏の研究で「哲学」という表現を前景化させた論文集として、著名な観光学者J. Tribe 編による“Philosophical Issues in Tourism” (2009) がある。このTribe et al. (2009) は、序論に続き、「真理：実在，知識とディシプリン」，「美：ウェルビーイング，美学とアート」，「徳：倫理，諸価値と善き生」という章立てで構成されており、特に近代以降の西洋哲学で重視されてきた「真・善・美」に即した枠組みが採用されている点が特徴である。「真理」の部門では「観光者とは誰か」や「観光とは何か」，或いは認識論や存在論と観光との関係性について、「徳」の部門では「倫理と観光」「観光における良い行い」等について、「美」の部門では「自然や美と観光」，「観光とアート」等について、各論が展開されている。観光哲学の研究・教育の枠組みを提示する本稿としては、各論には立ち入らず、大きな見取り図を描くために有効な区分として、この著作から「真・善・美」の3つのカテゴリーに分けて「観光哲学」が扱う諸問題や研究教育手法を整理する方向性を継承する。

Tribe et al. (2009) 以外に「哲学」という語を前面に出した英語圏の先行研究としては、Christou (2021) やVeijola et al. (2014) などがある。両者とも特にホスピタリティに関する原理的考察に「哲学」という語を使用しており、各論で興味深い考察が展開されるものだが、観光哲学の全体的枠組みを提示する研究ではない。また、日本語で読める書籍として、東 (2023) や川上 (1993) ，或いはDe Botton (2002/2004安引訳) など、「哲学」や「思想」という語を前景化した書籍群が存在するが、これらも著者独自の関心から理論的あるいは散文的に、観光に関する原理的考察を行う著作であり、観光哲学研究・教育の枠組みを提示する研究ではない。本稿は適宜、これらの英語圏・日本語圏の先行研究の成果を導入しつつ、今後展開が期待される「観光哲学」という研究・教育領域の見取り図を描くことを目的とする。これは、管見の限りでは類例を見ない先進的な取組みである。本稿では以下、「観光」及び「哲学」概念の考察、「観光哲学」の持つ諸特徴、観光哲学研究の諸問題と果たしうる役割、観光哲学研究の方法論、観光哲学教育の方法論、全体のまとめ、という構成で論を展開する。

1 「観光」及び「哲学」概念の考察

「観光哲学」という研究教育領域の枠組みを提示する準備作業として、まず本節では、本稿で

根本概念である「観光」と「哲学」をどう理解し位置づけるかについて考察する。

(1) 現代社会における観光現象の意義

政策や学術など多方面で議論が展開されてきた「観光の定義」を巡る問題は、或る事象について「そもそもそれは何か」を考察することを重要な営みとする哲学の守備範囲にある問題であると言える。本稿では、更にその1つ手前の問いである、なぜ観光現象が現在、哲学的に考察される必要があるかという問いについて考察し、本稿における「観光」の位置づけを示しておきたい。

21世紀前半の現代という時代状況に関する筆者の認識は、哲学者・松永澄夫（1947～）の認識と近いものである。松永（2014）は現代を、「価値の多様化・複雑化が進み哲学への開口部が開けた時代」、「価値事象が多様化し複雑化することが猛然たる勢いで進む」ため、「何を当然のこととして受け入れるべきなのか確然としない時代」（pp.89～90）であると言う。松永はこの状況を、「出来合いの価値観で縛られずに生き生きと己の存在の価値を具体化・現象化しようとの私たちへの誘いの状況」、或いは「価値の存在は輝きの経験によって自分自身で確認すべしという要請の状況」であると捉え、この認識により現代社会に希望を見出したいと言う（p.400）。

筆者は以前の論稿で（原，2017）、この松永の時代認識を観光現象と突き合わせ、活発化する観光開発や観光振興の取組みを、「特定の地域社会や文化が顕在的・潜在的に持つ歴史的・美的・宗教的……等の価値を人々が自覚化し、それを再編集・再構築し、特に経済的価値をも担いうる」実践であると位置づけ、「価値」という観点から捉え直した。更に、観光開発や観光振興の取組みを、「一連の価値発見・価値の（再）創造・価値提示・価値共有・価値交換といった活動と不可分」であるものと表現した（原，2017，p.88）。手短かに言えば、現代社会における観光は、価値の多様化・複雑化が進む中、地域の人々が自らの文化や社会の持つ多様な価値を「輝かせる」ことに取組む現象である。これは時に言及される、「観光」という語の原義である、「国の光を見る・見せる」という実践にも通じていると言える。松永（2014）は、「私たち一人一人の存在と一体になっている、ないしは私たちのうちに潜在する価値を、より輝かせようとすること」（p.400）が、現代に生きる私達に求められていると言う。筆者はこの松永の時代認識、価値のあり方の認識を踏まえ、観光が現代社会を象徴する1つの重要な社会現象・実践であり、それ故に現在、観光を哲学的に考察することが求められると考えている。

ここで、人々の様々な形での「価値発見・価値創造・価値提示・価値共有・価値交換」の営みを含む観光現象は、人間社会を構成するあらゆる要素を巻き込みつつ展開されるものである故に、観光現象を研究する学術分野は多岐にわたることとなり、観光学は必然的に学際的性質を持つものとなる。また、グローバル化や交通・情報通信技術の発展、可処分所得や余暇時間の増大等により、（コロナ禍により一時的に停滞したものの）観光現象の存在感は世界的に高まっている。コロナ禍を経た現在、特に持続可能性という理念のもと、観光の負の効果の縮減や、社会への観光のポジティブな効果の増大に資するための研究教育の推進が要請されている状況にある。筆者は、観光現象が人類全体の幸福や福祉の向上にとりどれほどの意義や可能性を持つものかという

根本的な「価値」を巡る問いを念頭に、観光学の研究教育が推進される必要があると考えている。

(2) 「哲学」概念の検討

本稿で「観光哲学」という表現を使用する以上、「哲学」という語にいかなる含意を込めるかという点の検討は不可欠である。以下、簡潔に本稿の採用する「哲学観」を述べておこう。

「知を愛する」という意味を持つ「哲学」という営みについて、筆者は大前提として、「学術としての哲学」と、「全ての人間に関わりうるものとしての哲学」の2つの側面が存在することに留意しておきたい。歴史上、様々な哲学者によって、哲学は「死の訓練」、「諸学の基礎付け」、「概念創造」など、多様な目的や手法を持つものと定義されてきた。様々な時代や社会で生まれた多くの哲学の成果を踏まえつつ、世界や人間にとって根本的な問いの解明を目指すところに、学術としての哲学が存在する場所がある。他方、人間は人間である以上、「人生の意味とは何か」・「幸福とは何か」・「自由とは何か」など、それぞれが一度しかない人生を生きる途上で自発的に、或いは否応なしに「哲学的問い」と呼ばれる問いを立てる存在でもある。この意味での哲学は、全ての人間に関わりうる営みである。

この点に関し加えて、「知を愛する」という哲学の原義に立ち戻れば、人々は諸学が与えてくれる「学術知」のみならず、人生の営みを通して各個人が得る「経験知」も「愛する」必要がある点にも留意しておきたい。これはつまり、哲学という営みは、日常生活、職業生活、学術研究（及び学術知を学ぶ経験）、観光経験など、人間が自己の人生を構成する全ての場面から得られる知を愛し、それを己の人生に活かす営みであることを意味すると筆者は考えている。哲学は学術的な研究・教育の場に限定されない広がりを持つ営みである。

以上の基本的な哲学観の上で、筆者自身は現時点で、哲学の名に値する知的実践は、「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」という4つを特徴とする必要があると考えている。この筆者の考えは、筆者自身のジル・ドゥルーズ（Gilles Deleuze, 1925-1995）哲学を主とする西洋哲学研究に由来する¹⁾。4つの特徴は、考察される文脈ごとにその内実を充填される必要があり、次節にて後述する。

重ねて強調しておきたいのは、「哲学」が極めて多様な姿を取りうる実践である点である。私達は、哲学の目的・方法・成果物を1つのあり方に固定せず、「哲学の別の新たな可能性」を常に開いておく方が良い。他方、本稿で1つの学術領域として観光哲学の研究・教育枠組みを提示する以上は、扱われる諸問題・方法論・成果物の明瞭化が必要である。以下ではその作業を行うが、これは、筆者自身の採用する哲学観に基づき、「ひとつの観光哲学」の可能性を描く営みである。

2 「観光哲学」の4つの特徴と、参照すべき諸事象

(1) 「観光哲学」の4つの特徴

前節で述べた通り、筆者は現時点で、哲学の名に値する知的実践は「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」の4つの特徴を含む必要があると考えている。本節では、観光哲学においてこれらの特徴がいかなる内実を持ちうるかについて検討する。

1つ目の領域横断性については、後述する通り、観光哲学は、「真・善・美」という人間の探究する3大価値の各領域において、観光に関わる根本的諸概念の理解の深化を目指すことを1つの目標とするが、その際、人文・社会・自然科学の学術的理論はもとより、人々の現実の観光経験から得られる知も活用する。考察に使用する知的資源について、観光哲学は領域横断性を持つ。

或いは、領域横断性についてはこうも表現できる。哲学は個別の事象や概念を探究する際も、それが人間の生全体にいかん位置づけられるかを考察する姿勢を持つ。これは観光哲学に関して言えば、観光が人間の生全体に占める位置や意味、観光を可能とする諸条件を問うこと、及び、観光と関連諸事象（旅、移動、余暇、楽しみ、欲望、交通、商品、サービス…）との関係性や、諸事象の成立の順序関係等を解きほぐしその構造を明瞭化することなどが、探究課題となることを意味する。哲学は、探究する諸事象が位置づけられる全体の地図を描くことを目的の1つとする故に、様々な学術分野の知見や社会現象の現実のあり方、他者や自己の経験など、あらゆる資源を思考材料とする必要があるという意味で、領域横断性を持つこととなる²⁾。

2つ目の批判性については、観光哲学が、観光を研究する諸科学の理論や概念、具体的な観光現象のあり方等を批判的に分析する点に加え、観光哲学の成果物が、観光現象や観光開発のあり方、或いは観光者や観光者を迎え入れるホスト社会のあり方に影響を及ぼしうる可能性の存在を挙げておきたい。観光哲学の成果物は文書（学術論文・随筆・紀行文等）や制度・実践のあり方への提案など様々な形を取るが、これらが観光者或いは観光開発等に関わる人々により受容され、何らかの影響を及ぼす可能性がある。また、観光哲学の学修者が、観光に関する批判的理解を深め、自身の日常生活や観光経験を変容させる可能性もある。「哲学」という言葉は、個人の信念や「物事に対する構え」を指す言葉としても使用されうる。この意味では、自分なりの信念やスタイルを持ち旅や観光を実践する人々は、各自の観光哲学を持つとも言える。観光哲学の成果物は、人々が観光に対して持つ「信念や構えとしての哲学」を形成する一助ともなりうるはずである。

3つ目の創造性については、文書・対話・制度や実践の提案など、観光哲学の成果物が多様な形態を取りうる点を重ねて強調しておきたい。「哲学」の成果物が、「抽象度の高い重厚な理論書」であるというイメージは、あくまでも社会に根付いた1つの固定観念に過ぎない。西洋哲学の祖・ソクラテス（Socrates, B.C. 470–B.C. 399）は「対話」を哲学の方法とし、書物を遺してはいない。また、モンテーニュ（Montaigne, 1533–1592）やニーチェ（F. Nietzsche, 1844–1900）など、「随想」や「箴言」という言説形態で、高度な哲学書を遺した哲学者達も存在している。哲

学の成果物がどのような形を取りうるかという点につき、可能性を閉じる必要性は無い。

創造性につき、加えて本稿では、ドゥルーズ&ガタリ (Deleuze & Guattari) 哲学を踏まえ、以下の点を指摘しておきたい。この哲学の基本的な考え方の1つである、「と (仏語: *et*, 英語: *and*)」という接続詞を用い、様々な事象を繋いでいく着想を採用すると、この世界に存在する無数の事象を繋げ、新たな現象の創造や、その現象に関する学術研究の創造が可能となる点に、観光現象の面白さの1つがあると考えられる。古来より、「観光〈と〉宗教」、「観光〈と〉藝術」などの繋がり存在してきたが、新しく社会に誕生する諸事象と観光との間に関係性が生じ、「観光〈と〉アニメ作品」や「観光〈と〉AI」など、新たな観光現象が生じるという事態がある。ドゥルーズ&ガタリの哲学観を踏まえると、観光哲学においては、この「と」の部分の思考することも重要となる。更に、「観光〈と〉幸福」、「観光〈と〉人生の意味」などの接続を思考の上で行うことで、観光を巡る思考の領域を拡張することが可能である点にも留意しておきたい。幸福や人生の意味など、人間の人生における根本概念を観光現象と繋げて思考することで、観光に関する考察が深みや広がりを持つことにもなる。

4つ目の自己反省性については、哲学という実践が、諸科学と同様に世界に存在する諸事象を探究する営みである以上、諸科学と並び立ち、客観的に対象を捉える方向性を持つと同時に、哲学を実践する自己のあり方や生き方への絶えざる反省の方向性を持つ点を押さえておきたい。松永 (2014) はこの点について、哲学は「絶えず言葉を用いて事柄を見る自己自身に返り、言葉と事柄とが自分にとってどういう位置にあるかを確かめようとする」と表現している (p.143)。この松永の哲学観を共有する筆者は、観光哲学の成果は、観光現象の客観的分析に留まらず、何らかの形で、研究者による自らの研究実践や観光実践への反省、更には自己変容に繋がるものであることが期待されると考えている。これは視点を変えれば、観光哲学の学修者は、その学修の意味や価値を、自らの人生や観光実践のあり方と関連づけ反省する必要があることを意味する。

(2) 「観光哲学」が参照すべき諸事象

以上のように、観光哲学は領域横断性・批判性・創造性・自己反省性という特徴を持つ営みである。そもそも哲学は、様々な事柄を様々なスタイルで行う自由な実践であるとも言える。その中には、所与の概念や状況を分析する、或る事柄の根拠を問い直す、或る事象が成立する論理を分析する、事象相互の関係を明瞭化する、人々が日常生活や学術研究で問う様々な「問い」を改めて問い直すなどの批判的分析作業もある。或いは、所与の概念に何らかのアイデアを付け加える、所与の概念を別の概念と繋ぎ別の認識地平を拓く、新たな学術的方法論を開発するなど、多様な概念的な創造作業も含まれている。

以上の点は、本稿の文脈では、観光哲学がいかなる事象といかなる関係性を持つか、そこから何が生まれるかという観点を常に念頭に置く必要があることを意味する。筆者は、観光哲学の研究教育の推進に当たり、大きくは「科学・社会・経験」という3つの事象との関係性に常に留意する必要があると考えている。以下、「表1」に、観光哲学研究・教育の推進に当たり参照すべ

表1 観光哲学研究・教育の推進において参照すべき事象

科学	1 哲学の主要分野及び哲学的問い（存在論，認識論，価値論） 2 哲学史（古今東西の哲学者の諸言説や方法論） 3 観光を研究する諸科学（観光社会学・観光地理学・観光人類学等） 4 一般的な諸科学（自然科学・社会科学・人文学）
社会	1 観光に関わる社会現象（観光開発・観光政策・観光ビジネス・観光行動等） 2 一般的な社会現象（政治，経済，文化，宗教，教育，技術等）
経験	1 自己及び他者の日常経験 2 自己及び他者の観光経験

き事象をまとめておこう。

3 観光哲学研究の諸問題と果たしうる役割

以上の、観光哲学が持つ4つの特徴と常に参照すべき諸事象の整理を踏まえた上で、本節では、観光哲学研究が扱う諸問題と果たしうる役割を考察する。この作業に当たり筆者は、人間にとっての「3大価値」とも称されうる「真・善・美」の領域に沿って議論を進めることが有用であると考え。これは学術的には、「理論哲学」・「実践哲学（倫理学）」・「美や芸術の哲学（美学）」の3つの観点から、考察を進めることを意味する。以下、「真・善・美」の順に、筆者のこれまでの研究・教育実践の成果にも言及しつつ、考察を進めよう。

(1) 「真」に関わる諸問題

「真」に関わる諸問題とは一般的に、事象の「本質」や「存在」、或いは「認識」に関わる問いであると言える。即ち「Xとは何か」、「Xはいかなるあり方をしているか」、「私達はXをいかに認識できるか」など、哲学で言う存在論や認識論に関する問いが前景化する場面である。観光現象に関しても、これらの問いの可能性は広く開かれている。例えば、そもそも観光（或いは観光政策、観光ビジネス、観光資源等）とは何か、観光学とは何か、観光者・観光客とは何か（誰か）、観光経験とは何か、観光を可能とする社会構造はいかなるあり方をしているか、などの問いが即座に浮上するだろう。より広く、観光に関わる諸事象（余暇、遊び、時間、空間、風景、交流…）の本質や存在の仕方を問うことも可能であり、人間の人生にとり根本的な諸概念（幸福、実存、アイデンティティ、歴史、創造…）を観光と結びつけて問いを立てることもできる。このように、「真」に関わる諸問題は無数に立てることが可能だが、本稿では以下、観光の定義、観光の主体、観光経験の3つの問題を取り上げ、真に関わる諸問題に取り組む際の事例を示すこととする。

1つ目の「観光の定義」の問題は、観光に関する原理的議論がしばしば論じる問題である。これは即ち、「観光とは何か」という本質に関わる問いだが、論者によっては「観光とは何であるべきか」という規範的議論を展開する場合もある。この問題に関し、筆者は以前、観光社会学者

D.マキアーネル (D. MacCannell, 1940～) の「観光の倫理」の議論を検討し、彼の理論が「観光者の欲望のポテンシャルの実現が善である」という認識を前提とする点、また、倫理学理論の中でも「徳倫理」を重視する立場である点を明瞭化した。また、マキアーネルによるJ.アーリ (J. Urry, 1946–2016) 批判の議論や彼が提唱する「第2の観光のまなざし」の議論がJ.ラカン (J. Lacan, 1901–1981) の精神分析理論をいかに活用しているか、ラカン自身の理論とどこに相違点があるか等も明らかにした (原, 2018)。これは、或る理論が前提とする存在論的・認識論的・価値論的立場を明瞭化する研究であり、「前提を問い直す」という意味で、哲学的実践であると言える。重要な点は、この研究を通し「別の思考の可能性の空間」が拓かれる点、或いは1つの理論と別の理論との接続を試みる事が可能になる点である。また、理論が成立する基盤の次元での検討課題が可視化される点も重要である。例えば、マキアーネルの理論については、根本問題として「見えるものと見えないものとの関係性、視線の方向性、人間の自由」という問題が潜在している点が明瞭化された (原, 2018)。この研究事例から、観光哲学研究は、「より深い思考の空間」の開拓に資すると言える。

2つ目の「観光の主体」の問題も、「観光者とは誰か」、「観光者は何を行う者か」等の形で、事柄の本質や可能性を問う問題である。観光哲学研究はこの問題に対し、観光学の先行研究に加え、広く観光現象全般、或いは研究者自身の経験も参照しつつ、考察を進める必要がある。例えば「観光の主体」につき観光学では、観光者の類型化の議論に加え、観光者のアイデンティティの再編成、ツーリストの瞬間、観光者のパフォーマンスやパフォーマンスティビティなど、様々な視点や概念を用いて議論されている (Cary, 2004; Crouch, 2004など)。或いは、D.マキアーネルは「第2の観光のまなざし」を持つ「望ましい観光者」のモデルとして、作家・スタンダール (Stendhal, 1783–1842) の造形した「L氏」なる人物を挙げ、「予期せぬもの」を愛し、それを語る倫理的責任を引き受ける主体を提示している (MacCannell, 2011)。この状況を踏まえ観光哲学研究は、諸理論を渉猟し分析した上で、諸理論が「観光者の自由の可能性や限界の問題」を共有している点を認識し、それを「自由に付随する権利や義務に関する一般的問題」や、「現代世界を生きる人間の自由一般の問題」へと接続することができる。或いは哲学史を参照し、例えばニーチェが模索した「新たな人類の誕生への希望」という哲学的主題への接続を試み、新たな思考の可能性の空間を拓くこともできる。自らを振り返り、「観光の主体」と「日常生活の主体」との関係性を、自己自身の経験を参照し考察するという方向性もあろう。このように観光哲学研究は、「科学・社会・経験」を参照することで、「より広い思考の可能性の空間」の開拓に資すると言える。

3つ目の「観光経験」の問題は、観光学で様々な研究が進められている重要な問題である。(Sharpley, 2021; Prebensen et al., 2017など)。そもそも、「経験」という語は、人間主体の精神作用のみに着目しても、様々な要素 (想像力、欲望、知覚、感覚、記憶、想起、連想・空想など) を含み、考察範囲が多岐に及ぶ。また、これらの様々な要素につき、諸科学や哲学が長年にわたり蓄積してきた膨大な研究成果が存在する。

以上を踏まえると、観光経験を構成する或る要素（例：想像力）を考察する際には、諸科学（例：認知科学・心理学等）の研究成果を踏まえつつ、それを観光における当該要素の具体的なあり方と関連づけて考察する必要がある。筆者は以前、「観光における想像力」に関し、旅行の各段階（プレツアー・オンツアー・ポストツアー）に分けて、心理学理論に加え、様々な哲学者や文学者の言説を参照しつつ考察を行った³⁾。或いはより原理的には、「経験」という概念そのものに関して、「経験」と「経験の表象」との関係性の問題、観光「経験」と日常「経験」との関係性の問題、経験と人間のアイデンティティや主体性の問題など、様々な哲学的問題の設定も可能である。

ここでは、観光経験の諸相につき、文学者・思想家・芸術家・旅行家・探検家等が記した「紀行文」を参照して考察を深めることの意義について強調しておきたい。筆者は、観光経験に関する理解を深めるための教育実践の一環として、紀行文を学修素材として使用している。これは、他者の人生に生じた一回的な経験とその言語表現から、私達が自身の観光経験を振り返り、より豊かな、或いは別の形の観光経験の可能性を模索することができることを意味する。事象の一般的な法則性や傾向性を発見することを「科学」の目標や営みとするならば、紀行文を用いた研究教育は、「科学」とは異なり、死者や他者の経験と、研究者・学修者自身の実存的な経験を重ね合わせることで、観光に関する理解の深化や自身の観光実践の豊饒化を目指すことであると言える。科学のみならず、歴史や実存と関わることも観光哲学の特徴の1つであり、この特徴を通して、研究者・学修者は自己反省的に、自らの生を豊かにすることができる。

(2) 「善」に関わる諸問題

「善」に関わる諸問題とは即ち、「Xはどうあるべきか」、「Xは何をなすべきか」という規範や当為に関わる問いである。また一般的に「善」に関わる哲学の部門は「倫理学」と呼ばれる。観光に関する倫理的諸問題を考察する「観光倫理学」については、英語圏での先行研究を踏まえ、筆者なりに研究の方向性や問題群の整理、個別の問題の考察を進めてきた（原，2020；原，2022）。

筆者は、観光倫理学は、観光現象や産業が孕む諸価値や前提を相対化する役割、即ち、イデオロギー批判者としての役割を果たしつつ、同時に、個人或いは集団レベルでの倫理的意思決定と倫理的行為の実現に役立つ、概念的な道具立ちとして構築される必要があると考えている。この認識の上で筆者は以前、先行研究をレビューしつつ、観光倫理学の体系的展開のために必要な作業として、1) 「観光」の本質や在り方に関する継続的反省、2) 「観光」を取り巻くイデオロギーや制度批判、3) 倫理的コードに関する調査と分析、4) 倫理学理論や倫理的意思決定理論の導入、5) 各種観光形態や観光産業の倫理的問題の調査、6) 観光倫理教育の構築、の6つが存在すると整理した⁴⁾。その後、更に研究を進め、英語圏の先行研究が十分に考慮に入れていないと思われる、現代世界における「自然・人間・社会」概念の複雑さを踏まえた上で、「観光開発現場での倫理学理論の活用」・「倫理的コード」・「観光者の倫理」・「観光教育における倫理の位

置」という主要な探究領域に関し、個別の研究課題を洗い出し提示した(原, 2022)。

以上を踏まえ、「善」に関わる諸問題を観光哲学研究がどう探究するかを考察する本稿では、筆者がこれまでの研究で整理・検討した観光倫理の諸問題が、観光哲学の「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」という特徴、及び常に参照する必要がある「科学・社会・経験」という諸事象とどう関係するかについて、考察しておこう。

1つ目に指摘できるのは、「善」に関わる諸問題を考察する際、観光哲学は「社会」や「経験」との関係性が深まる、或いは、深めるように試みる必要が出て来る点である。例えば観光現象の文脈における人間の倫理的意識決定に関する問題を考察する際に、心理学や意思決定理論等の諸科学の知見の導入が必要なように、「善」に関わる諸研究を推進する際も、「科学」との関わりは深い。或いは、英語圏の研究の一部が進めているように、東洋・西洋の倫理学理論を渉猟し、観光倫理学に導入する方途を探るという理論的作業の空間も広く開かれている(Fennell, 2018)。他方、上述の通り、観光倫理学が「個人或いは集団レベルでの倫理的意識決定と倫理的行為の実現に役立つ」ことを目的の1つとするならば、最終的には観光倫理学の研究成果(特に、観光における倫理的意識決定、倫理的コード、観光者倫理のあり方等の問題に関する研究成果)は、社会制度や実践へと反映・実装される必要がある。即ち、「善」に関わる観光哲学研究の成果は、市井の人々の「経験」のあり方の変化にも繋がりうる。これは、観光哲学が学術の場に留まらず、具体的な社会実践や人々の経験と関わる「領域横断性」を持つ必要があることを意味している。この意味での領域横断性に関しては、学術理論が社会空間へ一方向的に応用されるというよりは、実際の観光現象や人々の観光経験から得られる知見を踏まえ、理論的考察が深化したり更新されたりしうる点が重要である。

2つ目に、「批判性と創造性」については、観光倫理学が観光政策やビジネスの現状を批判的に分析した上で、それらへの提言や新たな枠組みを提出し、新たな観光政策・観光形態・観光行動等の創造に繋がりうる点を指摘しておきたい。筆者は以前、世界的に育成が目指されている「倫理的観光者」や「責任ある旅行者」の育成の問題に関し、国連世界観光機関やGSTC(Global Sustainable Tourism Council)が提唱する推奨行動を分析し、日本における倫理的消費全般や学校教育全般のあり方も考察しつつ、文化的観点および経済的観点からいかに倫理的観光者の育成を推進すべきかにつき、様々なアクター(政府・自治体・DMO、観光事業者、メディア、教育研究機関等)が取り組むべき実践を明瞭化した(原, 2020)。これは、観光に関する新たな望ましい事象の創造に向けた提言型の研究である。観光現象を考察する際に、この場合も広く社会全般の潮流や制度等を視野に入れる必要がある点に留意しておきたい。「善」に関わる観光哲学研究は、常に「観光以外の領域や現象」も考察の守備範囲としつつ、推進される必要がある。

3つ目に「自己反省性」については、倫理的観点から提唱される社会制度・実践が、人々の観光経験への自己反省や行動変容とどう関係するかという問題が存在する点を指摘しておきたい。例えば、観光関連機関が提唱する「より良い観光行動」が観光者によりどう受け止められ、いかに観光者に自己反省を促し、行動変容が生じるかという問題の解明などが重要な課題と言える。

加えて、研究者自身の自己反省性に関連し、研究者倫理の問題に触れておく必要がある。これは、筆者自身が研究者とその対象との関係性に関し、いかなる存在論的立場を採用するかという点に直結している。この問題に関し筆者は、研究者が研究対象である世界を中立的・客観的な立場から正確に表象するのみで、対象に何の影響も及ぼさないと考えない。この点で筆者は、研究者は特定の実在を創り出し強化する者であり、「存在論的政治」に巻き込まれているというアクターネットワーク理論に同意する。研究者が何に着目し、何を研究し、いかなる言説を創造することが「善」であるかという問題に、一義的な解答は存在しない。研究者は自らの研究を推進する際に、この問題に関し、常に自己反省を行う必要に迫られていると筆者は考えている（原，2021）。

（3）「美」に関わる諸問題

美や芸術、感性を問題とする哲学の一部門としての「aesthetics」は18世紀半ばにヨーロッパで生まれ、日本でも「美学」という名称で研究が進められてきた（佐々木，2019；津上，2023）。美学はまた、様々な芸術分野を研究する芸術哲学でもある。観光と様々な芸術分野との関係性という問題については、観光と映画、観光と文学、観光と音楽などの観点から、研究が推進されつつある状況である（Beeton, 2016; Jenkins & Lund, 2019など）。

他方、より抽象的な「観光と美」、或いは「観光と美学」との関係性については、理論的蓄積が少ないのが現状である。前掲書“Philosophical Issues in Tourism”の中に数編の論文がある点、ド・ボトン（De Botton, 1969～）の名著『旅する哲学』（2004）の中で、観光における「美と崇高」に関する考察が展開される点などは、少数の先行事例と言って良いだろう。この状況下、日本において、美学者・津上英輔（1955～）が「すぐれて感性を働かせること」を意味する「あじわい」の美学という独自の理論を展開する中で、「観光」を「あじわいを目的とする旅」・「あじわいを追求する感性的営為」と位置づけ、写真撮影、料理、ショッピング、消費という4つの場面を考察し、「観光美学」という研究分野を提唱していることは、極めて先進的かつ有意義である。津上は更に、美学研究の知見をいかに観光に応用するかという課題と、観光学の知見から美学が何を受け取るかという課題を挙げ、観光美学の社会的意義についても明示している（津上，2023）。この状況を踏まえ本稿では、観光哲学の1部門として観光美学を位置づけ、いかにそれが「科学・社会・経験」を参照しつつ研究を進め、哲学の特徴である「領域横断性、批判性、創造性、自己反省性」を持ちうるかを考察し、美学の観点からの観光哲学の諸問題を試論的に整理しておきたい。

1つ目に指摘しておきたいのは、「科学」との関係性として、観光美学が「美」を中心とする様々な美的概念（崇高、優美、軽快、悲しい、刺激的……）を考察することを通して、絵画・音楽・映画・文学などの芸術分野ごとに、いわば「観光資源」ごとに展開されている観光研究を別の軸で貫く議論を展開することの可能性が開かれる点である。これにより、例えば「アートツーリズム」と「フィルムツーリズム」の双方を共通の語彙や観点から考察できるようになり、観光

学に新たな研究の方向性が見出されることとなる。

2つ目に、「社会」との関係性として、木幡（1980）の提示する様々な「美」を踏まえると、観光美学が考察する「美」は、「自然美」（花や風景の美、小鳥の囀りの美など）、「芸術美」（絵画、詩文、楽曲の美など）、「技術美」（技術的制作物の美）、「人間美」（身体美および人格美）などの多岐にわたるが、これらに加え更に、時代と共に新しく登場する様々な美的諸概念（「かわいい」・「萌え」等）を、観光政策・開発・ビジネス・行動に関わる社会現象の分析に活用する可能性が存在する点に注目する必要がある。この研究の遂行に当たっては、社会に存在する様々な美のあり方や新しく生まれる美的諸概念を適切に歴史的系譜に位置づけつつ、諸現象を分析することが重要であると筆者は考えている。それにより、現代の観光現象に見出される美や美的諸概念を、一過性のものや単なる流行現象と捉えるのではなく、それらの意味や価値を十全に認識することが可能になる点が重要である。

3つ目に、「経験」との関係性として、美的諸概念のみならず、美的対象が形成されてきた歴史、或いは美的価値判断のあり方に関する美学理論や、古今東西の哲学者や芸術家・文筆家による、自らの経験に裏打ちされた美や芸術に関する諸言説が、観光学に接続される必要がある点を指摘しておきたい。日本の文脈に限っても、批評家・小林秀雄（1902-1983）や白洲正子（1910-1998）、或いは民芸運動の提唱者の1人である柳宗悦（1889-1961）など、時に旅をしつつ様々な美に出会い、美や芸術について卓越した洞察を提出した者は多い。これらの言説を適切に観光学に導入し観光美学の成果物を蓄積することで、この成果物に触れた人々が、自らの観光経験や美的体験をより豊かなものにする可能性が開かれるはずである。一般に、或る事象に関する人間の認識の繊細さや深さは、その事象を記述する語彙や視点をどれほどその人間が有しているかに依拠すると言える。この点を踏まえると、人々が五感を通して様々な観光経験をする際に、様々な美的諸概念（侘び・寂び・幽玄など）の知識を有していることや、特定の美（山岳や海浜の観光地の美など）が形成されてきた歴史的経緯の知識を有していること、或いは先人が旅先で出会った美や芸術を表現した様々な言葉を知っていることは、人々の観光経験の美的な質を向上させることになると考えられる。

以上が、観光美学と「科学・社会・経験」との関係性につき本稿で指摘しておきたい事柄である。観光美学の「領域横断性、批判性、創造性、自己反省性」という特徴については、以下を指摘しておこう。

1つ目の領域横断性については、観光美学が美学（美や芸術に関する哲学）を主要な理論的基盤としつつも、アートツーリズム、フィルムツーリズム等に関わる観光研究はもとより、特に観光現象と関わりの深い宗教学・歴史学・民族学の成果等も参照しつつ展開される必要がある点を認識しておきたい。この点から、観光美学が学術上の領域横断性を持つことは明瞭である。

2つ目の批判性については、観光美学は、様々な美や美的概念、美的経験や美的価値判断の議論を用い、様々な観光現象に関連する美の批判的分析に寄与しうる点、人々の自身の観光経験の質の反省にも寄与しうる点により、社会や経験の批判者としての役割を果たしうると言える。加

えて、津上（2023）が指摘するように、観光美学が「感性の政治的、経済的操作に対する警戒を人々に促す」点での批判性も持ちうる点に留意しておきたい。観光美学は、政治や経済の場面で、何ものが私達の感性を「知らず知らずのうちに方向付けている」ことに対し、人々に「何らかの防護手段を講ずべき必要性」を感じさせたり、人々が「観光において追求するあじわいがいかなる政治性を帯びているか」に関する「反省」を促したりする可能性を持つと、津上は指摘している（津上, 2023, p.177）。

3つ目の創造性については、観光美学の言説が、観光に関わる美や芸術のあり方に関する分析を通し、人々にそれらの事象に関する理解を深めさせ、結果的に、観光開発や観光ビジネスが創造する観光目的地や観光サービスの美的な質を洗練させたり向上させたりする可能性を持つ点を指摘しておきたい。これは、理論が現実社会の美的な質を変容させる創造性を持ちうることを意味する。ド・ボトン『旅する哲学』の中で、社会思想家J.ラスキン（J. Ruskin, 1819-1900）を参照し、旅先での美をより良く所有するために、旅先で出会う現象を「描くこと」（言葉での記述、デッサン）の必要性を論じている（De Botton, 2002/2004安引訳）。この点を踏まえると、観光美学は、一般の人々の美的な創造への動機付けや方法論の提供などにも貢献する可能性を持つ。

4つ目の自己反省性については、観光美学の言説を通し、人々が自らの観光経験の美的な質、ひいてはその経験の主体である自分自身のあり方（美的対象に向かう態度や行動、自身の美的価値判断のあり方など）に対し、反省の目を向けることになりうる点が重要である。美学者・木幡順三（1926-1984）は、「美における私の自覚の深化過程こそ美学」であると述べ（木幡, 1980, p.10）、同じく美学者・B.ナナイ（B. Nanay）は「美的経験とは、その美的対象についての経験であるのと同じ程度に、あなた自身についての経験」であると言う（Lopes et al., 2022/2023森訳, p.45）。観光美学の発展は、人間が自分自身の自己理解を深める経験にも寄与することとなる。

以上、観光美学と「科学・社会・経験」との関係性、及び観光美学の「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」という諸特徴について考察した。観光美学は今後の開拓が期待される領域であり、設定可能な問題が無数に存在する。本稿では、ここまでの議論を踏まえ、可能な問題設定の大きな方向性のみ、以下の「表2」で示しておく。

表2 観光美学の諸問題（一部）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 様々な美的概念を中心に据える、新たな観光研究の可能性の開拓・ 観光現象（観光政策・開発・ビジネス・行動）の批判的分析への様々な美的概念の活用可能性の考察・ 古今東西の美や芸術に関する諸理論の観光研究への導入・ 観光美学の成果を通した、人々の観光経験の豊饒化の可能性の考察・ 観光美学の成果を通した、観光目的地や観光サービス、観光経験の質の向上に関する考察・ 観光美学の成果を通した、人々の自己反省、芸術創造の可能性に関する考察 |
|--|

4 観光哲学研究の方法論

前節までの議論で、観光哲学が常に「科学・社会・経験」を参照しつつ考察を展開する点、及び、「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」を特徴として持つ点を明らかにし、「真・善・美」の3大価値の各領域においていかなる問題設定が可能かについて検討した。本節では、観光哲学研究の方法論に関して考察しよう。

(1) 理論研究

当然のことながら、理論研究は観光哲学研究にとって極めて重要である。本稿では、観光哲学の理論研究が領域横断性を持つ点、理論空間に広さをもたらす、即ち新たな研究の方向性を開拓する可能性を持つ点、及び理論に深さをもたらす点の3つを指摘しておきたい。1点目の領域横断性については、「真・善・美」に関わる諸問題の考察からも、観光哲学が哲学・倫理学・美学の諸理論や既往の観光学の理論的蓄積のみならず、自然科学・社会科学・人文学の諸知見を広く導入し展開される点は明らかである。これが、2点目の理論空間に広さをもたらす点に繋がる。観光哲学は抽象度の高い概念を軸に考察を展開する故に、一見すると共通点が無さそうな研究対象を接続し、議論を展開することができる。例えば特定の美的概念（例：「崇高」）を軸に、「映画」に関する観光と「美術」に関する観光、或いは更に「自然」に関する観光の研究を接続する可能性がある。この特徴により、観光哲学は観光学に新たな研究の方向性を付与することができる。3点目に観光哲学研究は、「真」に関する諸問題で考察したように、各理論が持つ前提や価値観を批判的に分析することで、既存の理論を深く掘り下げた次元で設定されるべき問いを立てることができる。例えば、観光学者マキアーネルによるアリストテレス哲学（Aristotle, B.C. 384-B.C. 322）や精神分析理論の活用の仕方を考察し、その前提や思考されていない事柄を明瞭化すること、或いは観光学にも応用されるアクターネットワーク理論とドゥルーズ&ガタリ哲学などのポスト構造主義哲学との関係性を再検討し、観光学へのより良い活用方法を検討することなどが可能である（原，2018；原，2021）。この作業を通して、観光哲学は理論を思考する空間に深みを与えうるものとなる。

更に理論研究については、学術研究の方法論の開発の観点から2点を指摘しておきたい。1点目は、哲学の様々な方法論を観光学に活用する可能性、2点目は、多分野と協働した研究方法論の開発の可能性である。1点目について、哲学者・T.ウィリアムソン（T. Williamson, 1955～）は「哲学の方法」を手際よく、「常識から出発する・議論する・言葉を明確にする・思考実験をする・理論を比較する・演繹する・哲学史を活用する・他分野を活用する・モデルを作る」の9つにまとめており、汎用性の高いこれらの方法を観光学研究に活用するのも1つの方向である（Williamson, 2020/2023廣瀬訳）。ただし他方で、哲学の方法論が、各哲学者や哲学潮流に応じて多岐にわたる点も忘れてはならない。観光学では「現象学」の方法論の応用がしばしば議論されるが、その他の哲学方法論の導入の検討は大きな課題である。2点目については、Ren et al.

(2018)が「これまでとは異なる協働での研究方法」(p.3)を様々な観点から探究しているように、観光哲学研究も既存の研究方法論を批判的に分析し、多分野の方法論と接続を図り、新たな研究方法論を開発する必要がある。この時、方法論に関する理論研究が、方法論の開発と洗練のために、経験的調査の必要性を喚起する点も認識しておく必要がある。

(2) 経験的調査

観光哲学研究にとって、観光現象の現場での経験的調査が何を意味するかについては、一義的な回答を与え、可能性を限定する必要はないと筆者は考えている。本稿では、経験的調査の目的を「理解・創造・自己変容」の3点から整理しておきたい。

1点目の「理解」については、観光哲学の研究者は、自身が考察する「真・善・美」の諸問題や研究対象とする諸概念への理解を深めるために、観光現象の現場に赴き、事態を観察・分析することが必要である。例えば、或る観光形態における観光経験のあり方(例：文学観光における観光経験)、或る地域における観光倫理の問題状況(例：バリアフリー化の現状)、或る美的概念に関わる観光現象の現状(例：訪日観光客への「日本的な美」の提供のされ方)等について、研究者自身の身体的経験を通して理解を深める必要がある。理論や概念と、現実や自身の経験とのこの照合作業を踏まえ、問題や状況を批判的に分析し記述する実践が展開されうることとなる。観光現象の現場での経験を通して、理論や概念が更新される可能性がある点も重要である。

2点目の「創造」について筆者は、これまでも述べてきた通り、様々な「創造」の形態がありうると考えている。観光哲学研究者による、或る観光現象や問題の「理解」をもとに、「学術論文」と称される言説が創造される場合もある。また、観光哲学研究者が身を以て観光現象を経験することから、研究者の主観性を濃厚に含む多様な形式での創造物(随筆や紀行文、写真や絵画・動画等の創作物)が創造される可能性もある⁵⁾。或いは、研究者が「真・善・美」という価値の実現を念頭に、観光における「より良い経験・より良い倫理的行動・より良い美的な質の実現」を生み出すことを目指し、社会制度や実践に関する具体的提案を行うことも、研究者による創造の1つの形態と捉えることができる。

3点目の「自己変容」については先述の通り、いかなる対象に着目し、何を調査し、何を生み出すかという一連の研究実践を通して、観光哲学研究者が否応無しに「存在論的政治」に巻き込まれてしまう存在である点を想起しておきたい。この点から見ると、研究者は何らかの研究実践を開始することで既に、自己変容のプロセスに参入することとなる。更に、実際に観光現象の現場に赴き、諸事象を身体的に経験し、現場の人々と何らかの共同作業を行う中で、研究者自身の身体感覚や物事の見方・感じ方が変容したり、新たな問題意識や価値観、習慣や行動規範が芽生えたりすることも十分に生じうる。以上から、観光哲学の研究者は多かれ少なかれ、常に変容を遂げていく存在であると言えるが、研究者は、この自己変容に関する反省をいかに行うかという課題を抱える者にもなる点に留意しておきたい。

(3) 対話

西洋哲学ではソクラテス以来、「対話」による共同での真理探究が1つの重要な方法論として採用されてきた。近代哲学以降、「難解かつ重厚な理論」という哲学のイメージが前景化され過ぎてきたとも言えるが、近年では「哲学プラクティス」や「子供のための哲学」、「哲学カフェ」などの形で、対話を用いた哲学実践が世界各地で展開されつつある状況もある。河野ほか(2020)は、「哲学対話とは、人が生きるなかで会おうさまざまな問いを、人々と言葉を交わしながら、ゆっくり、じっくり考えることによって、自己と世界の見方を深く豊かにしていくこと」(p.3)と述べ、現代社会における哲学対話の意味として、「多様な人々の共生、風通しのいい社会、まともな集団的意思決定」の実現への寄与を挙げている(pp.17~22)。また、「知識が自分の生にとってどのような意味をもつのかを明らかにし、知識をよりよい生の探求に結びついた知、いわば知恵にするには、哲学的な対話が必要」であるとし、「哲学対話」が「あらゆる学びの基本」であると言う(河野ほか, 2020, p.25)。

筆者は、観光哲学研究の方法論として、以上の「哲学対話」を適切に日本社会の文脈にも組み込む必要があると考えている。即ち、観光哲学が考察する「真・善・美」の諸問題に関して、対話という手法を活用し、様々な他者と共同で探究を推進する必要がある。対話を通して考察されるべき問題は、「観光とは何か」や「観光経験とは何か」などの根本的な問いから、例えば Singh et al. (2012) で取り上げられる、「スモールツーリズムは美しいか」、「コミュニティ参加は地域住民に力を与えるか」、「観光は貧困を減らせるか」などの具体的な問いまで、多岐に及ぶはずである。更に、観光に関する「新たな問題」や、「誰もまだ問うていない問い」を共同で立ち上げ、対話を通して認識を深めていくことも可能であろう。

対話という方法を活かした観光哲学研究は、教育機関(初等・中等・高等)のみならず、有志の市民が集まりカフェや公共施設で開催されることも可能であるし、観光関連企業やまちづくりの現場での実践も可能はずである。河野ほか(2020)は、哲学対話の「いろいろなかたち」として、美術館や寺社で哲学対話を実施し、「絵を描くとはどういうことか」や「祈りとは何か」という問題について対話することや、「哲学者の言葉が書かれたくじを引き、歩きながら考え、関連する場所を探すワーク」としての「哲学ウォーク」という、極めて興味深い実践の可能性に言及している(河野ほか, 2020, pp.103~108)。これらの事例は、観光現象と深く関連しているとも捉えられ、観光哲学研究の一環として、実践内容や形式を吟味しつつ展開される余地がある。

5 観光哲学教育の方法論

現代社会では、不確実性の増大したグローバル社会や情報通信技術・AI等の科学技術の発展を踏まえ、教育全般について、その目的や方法が様々な議論されている状況にある。日本の大学教育の文脈のみを見ても、批判的思考力や社会人基礎力の育成など、多角的な目標が掲げられ、これらの目標の達成が各機関に要請されている状況にあると言えるだろう。

この状況において、観光哲学教育は何を目的とするべきであろうか。この問いを考えること自体が観光哲学研究の1つの実践であるとも言える。筆者はこれまで、J.トライブ (J. Tribe) が提出した「哲学的実務家」育成のための教育プログラム等を取り上げ、特に大学における観光教育の目的や手法、探究すべき諸課題を考察する作業を進めてきた (原, 2022)。より広い観点からは、観光学の理論研究が、教育・啓蒙事業を通し、一般市民が「より良き観光者」になることや、観光政策担当者・観光ビジネス従事者等が「より良き観光関係者」になることにどう貢献できるかを考察する必要もある。或いは別の角度からは、観光学や観光教育がいかに「教養ある市民」の育成に貢献できるかという問いの設定も可能である。

以上を踏まえ、本稿では焦点を絞り、観光哲学教育を大学教育でどう展開できるかという点についてのみ、筆者の教育実践を踏まえ、可能性や課題を整理しておきたい。観光哲学は、広く「科学・社会・経験」と関わり、「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」を特徴とする営みである。大学での観光哲学教育の実践も、この点を念頭に置き展開される必要がある。以下、講義形式と演習形式に分けて検討しよう。

(1) 講義形式

日本ではまだ、「観光哲学、観光倫理学、観光美学」という名称の諸科目を置く大学は少ない。即ち、これらの科目の講義内容の整備や実装が十全に進んでいる状況にはないと言わざるをえない。これは、J.トライブが提唱する「哲学的実務家」育成に向けた教育枠組みのうち、「自由な反省」と称される教育領域の内実を充填していく必要性があることを示している⁶⁾。他方、指摘しておくべきは、観光哲学が考察する抽象度が高い概念や問題 (観光の主体、観光経験、観光における倫理的諸問題、観光と美的諸概念や美的判断の問題等) は、観光社会学や観光人類学、或いは観光開発や観光経営を扱う諸科学の理論の中にも潜在している点である。観光哲学が、諸科学の知見や理論を学んだ上で、諸科学が問わない根本的な問いを問う実践でもある面を持つことを踏まえると、講義科目として未整備である状況を以て、観光哲学が存在していないと考える必要はない。観光哲学及び観光哲学教育の可能性は既に、潜在的な形で諸科学の中に存在している。

以上を踏まえた上で、筆者は、観光哲学教育に関しては、哲学の考察対象の多様性にも鑑み、内容の標準化よりも、具体的な教育実践を通していかに学修者の「領域横断性、批判性、創造性、自己反省性」を育成できるかを考察する方が有益であろうと考えている。

1点目の領域横断性の育成については、観光現象が多くの科学の対象となる点を踏まえ、学修者に対し、諸科学の知見を広く学びつつも、同時に、諸科学が前提する考え方や価値観を敢えて掘り下げて思考するよう促すことが重要である。例えば、観光学が長らく考察してきた「真正性」や「観光者のまなざし」等の考え方につき、それらを理解のみならず、「なぜ真正性を問題とすべきなのか」や、「観光者のまなざしの理論は何を前提としているか」などと問い直すことが、観光哲学の学修者には要請される。或いは、国際機関や行政機関等から観光者や観光事業者に推奨される倫理的行動についても、その理由や正当性を敢えて問い直す姿勢が、観光哲学の

学修者には必要である。これは、観光哲学の講義の中に、学修者が諸科学を領域横断的に学びつつ、同時にそれらに対し批判的分析を行う作業が組み込まれる必要があることを意味する。この実践を通して学修者は、観光哲学の特徴の2つ目である、批判性を育成することができる。

3つ目の創造性の育成については、様々な可能性を模索する必要がある。例えば筆者は、観光に関する文学や思想を扱う講義の中で、観光者の観光動機や想像力・欲望に関する理論を学修者に示した上で、それらの知識を具体的な地方創生や観光振興、有形無形の新たな観光商品の開発に活用するためのアイデアを創造し発表して貰うという取組みを導入している。この時、諸科学（観光心理学・観光行動論等）の「理論」のみならず、文学者や芸術家の紀行文や随想等の「作品」も、思考の素材として提供している。それにより学修者に、人間精神の一般性や傾向性を理解するのみならず、その歴史性・単独性・独創性からも学んで貰い、自らの創造に活用して貰うことを意図している。

4つ目の自己反省性の育成については、観光哲学の講義を通し、学修者に観光現象や観光学と自己との関わり方を反省して貰うことが肝要である。これは、J.トライブの言う「善き生の探究としての観光哲学」という表現にいかにも内実を充填するかという問題である。筆者は、各学修者が「観光を通して善く生きること」に関わる一連の問いを立て、自身のあり方を反省することが必要であると考えている。具体的には、「根拠と理由への問い」（私の観光への欲望はどこから来ているか、なぜ私は観光への欲望を持つか）、「過程やあり方への問い」（私はどのように観光しているか、私の観光行動を可能にしている条件や構造は何か）、「意味や価値への問い」（私にとって観光はいかなる意味や価値を持つ行動か）、「課題や可能性への問い」（私にとって観光はいかなる課題や可能性を持ちうる行動か）の4つの観点からの問いの設定が重要である⁷⁾。これら抽象度の高い問いを学修者が自己反省的に問い直すにあたり、広く諸科学の成果を参照する必要が出て来る点も、学修者の領域横断性の育成に資することができる。

以上が、講義形式での観光哲学教育において、学修者の「領域横断性、批判性、創造性、自己反省性」の育成のために筆者が必要と考える実践である。この点を踏まえ、観光哲学が扱う「真・善・美」の各領域に即して、具体的な講義内容を整備することが課題である。

（2）演習形式

観光哲学の演習形式での教育目的は、抽象的に言えば、学修者が個人或いはグループで、「科学・社会・経験」及び「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」との関係性を念頭に置きつつ、何らかの観光現象に関する調査研究を行い、成果物（批判的分析、政策・制度提案、ツアー等の実践、デジタル媒体等）を創造すること、と表現できる。

この取組みに際して、観光現象が実に多様な要素を含む総合的現象である故に、学修者が社会的な流行現象を調査対象とする場合でも、当該現象を掘り下げて調査し、本質を考察するよう促すことで、「真・善・美」に関わる原理的な反省にも至りうる点に留意する必要がある。例えば、「〈推し〉のアクリルスタンドを持ち〈聖地〉を訪問する」という若年層による昨今の観光行動の

調査であっても、観光者の心理や動機、訪問先コミュニティで生じうる倫理的問題、観光経験の美的な質の問題など、「真・善・美」に関わる問いの探究に至ることが可能である。

また、学修者自身の趣味嗜好に応じた関心や、他の学修領域で体得する知識や技能を観光調査に活用することで、様々な成果物の創造の可能性が開かれている点にも留意しておく必要がある。学修者が持つ興味関心・知識・技能をいかに観光調査に接続し、創造的な成果物を産み出すよう促すかという問題が、演習形式での観光哲学教育の方法論的課題であると筆者は考えている。

更に、演習形式の教育では領域横断性に関して、観光の現場で様々な利害関心を持ち実践に取り組む人々と学修者との直接的な関係性が発生するという意味で、学術の場と社会の現場との間での領域横断性に、学修者が身を以て参与することになる点も重要である。学修者は、調査を行う自らの振る舞いや調査の成果物に対し、様々な社会的立場の人々からフィードバックを受け、自己反省を迫られることになる。講義形式の教育でも、意見や価値観が異なる他者との出会いによる自己反省や自己相対化の機会を創出することは可能だが、演習形式では、学修者の実存やアイデンティティにより深く影響する形で他者との関係性が生じると言える。

以上の特徴を持つ演習形式の教育においては、調査研究の終了後、他者との相互作用を含む調査研究実践全体をメタ視点から捉え直し、自身の実践や成果物が「真・善・美」の観点からいかなる価値を持つものと評価されるかという問題や、実践を通していかなる自己変容が生じたかという問題に関し、学修者に反省の機会を提供することが必要である。この点は、観光哲学の学修成果の測定というアセスメントの問題とも関わり、今後の更なる検討が必要である。

終わりに 本稿のまとめ

本稿では、筆者の研究・教育実践を踏まえつつ、「観光哲学」という名称のもと、いかなる研究・教育実践が可能かにつき、現時点で筆者が考える枠組みの構想を提示してきた。第1節では、現代社会における観光の意義を、価値の多様化・複雑化が進む中、人々が自らの価値を輝かせようとする実践であると捉えた。また、多様な定義を持つ「哲学」に関し、「学術としての哲学」と「全ての人間に関わりうるものとしての哲学」の2側面を指摘し、「領域横断性・批判性・創造性・自己反省性」という、筆者が哲学の名に値すると考える知的実践の4つの特徴を示した。第2節では、これら4つの特徴が「観光哲学」において持ちうる内実を検討した上で、観光哲学が「科学・社会・経験」という3つの事象を常に参照しつつ推進されるべき点を指摘した。第3節では、「真・善・美」の領域ごとに観光哲学が考察する諸問題の事例を示し、哲学の4つの特徴や「科学・社会・経験」との関係性の内実についての考察を深めた。第4節では観光哲学研究の方法論として、理論研究、経験的調査、対話という3つの方法を提示した。第5節では観光哲学教育の方法論として、大学教育の場に焦点を絞り、講義形式および演習形式での教育の内実や可能性、課題について考察した。

以上の議論により、筆者が「観光哲学」の名のもとに考える研究・教育実践の大よその枠組み

を提示することができたが、本論各所で述べた通り、観光哲学の目的・方法・成果物については、実際に研究を進めつつ更に内実を詰める作業や、更なる可能性を拓く作業が必要である。真・善・美の各領域について、本質的かつ具体的な問いを様々に設定し、本稿で提示した大まかな見取り図に、内実を充填していくことが求められている。

謝辞：本稿は科学研究費補助金（課題番号：24K15526）の補助を受けています。

【注】

- 1) 筆者は「哲学」の果たすべき任務につき、ドゥルーズ哲学及びドゥルーズ&ガタリ哲学から影響を受けているが、逆に観光を考察することを通し、ドゥルーズ&ガタリ哲学が論じる諸問題（思考、倫理、科学、組織・社会、資本主義等）や、提示する諸概念（生成変化、アジャンスマン等）に関する理解を深化し更新することも可能と考えている。
- 2) 「領域横断性」については、観光学そのものが、社会学・地理学・人類学・経営学等、様々な学術分野からのアプローチを含む領域横断性を持つものであるとも言える。この観点からは観光哲学も、観光社会学や観光地理学のように、観光学という領域横断的な学術分野の一部に包摂されることとなる。他方、観光哲学は、抽象度の高い概念により各学術分野の批判的分析を行うという意味での領域横断性、学術論文以外にも多様な成果物を創造するという意味での領域横断性、観光哲学の実践者の経験や人生に対する自己反省に繋がるという意味での領域横断性など、より広義の領域横断性を持つものとしても位置付けられる。
- 3) 具体的には、「観光経験における〈想像力〉の役割に関する哲学的考察——包括的探究に向けた論点の整理——」と題し、学会発表を行った（日本観光研究学会第36回全国大会、2021年）。
- 4) この点については、学会発表「観光倫理学の展開に向けた準備的考察——英語圏先行研究からの課題整理——」（日本観光ホスピタリティ教育学会第31回全国大会、2016年）で指摘した。
- 5) この形式での創造物を作成する過程や成果の評価については、「研究や記述において個人的な経験を重視する」、「意味が作られるプロセスを描き出す」、「文化的な規範や経験、実践を記述し、批判的に論じる」などが特徴とされる（Adams et al. 2015/2022松澤・佐藤訳、p.28）、「オートエスノグラフィー」との共通点や相違点を検討する作業が必要である。
- 6) J. トライブは「哲学的実務家」を育成する教育枠組みを「自由な反省・自由な行動・職業上の反省・職業上の行動」の4象限から成るものとして提示する。このうち、「自由な反省」の領域は、真理の解明、事物に関する持続的懐疑、善き生の探究を行う領域と規定される（Tribe, 2002）。
- 7) この問題については「〈善き生の探究としての観光哲学〉の教育内容に関する考察——J. トライブの理論を踏まえて」と題し学会発表を行った（日本観光ホスピタリティ教育学会第23回全国大会、2024年）。

【参考文献】

- Amads, T., & Jones, S., & Ellis, C. (2015). *Autoethnography: Understanding Qualitative Research*. Oxford University Press. [松澤和正・佐藤美保訳 (2022). 『オートエスノグラフィー 質的研究を再考し、表現するための実践ガイド』新曜社.]
- Beeton, S. (2016). *Film-Induced Tourism*. Channel View Books.
- Cary, H. (2004). The tourist moment. *Annals of Tourism Research*. 31 (1), 61–77.

- Christou, P. A. (2021). *Philosophies of hospitality and tourism*. Channel View Publications.
- Crouch, D. (2004). Tourist Practices and Performances. In Lew. A., & Hall. C., & Williams. M. (Eds.), *A Companion to Tourism* (pp.85–95). Blackwell Publishing.
- De Botton, A. (2002). *The art of Travel*. Pantheon. [安引宏訳 (2004). 『旅する哲学 — 大人のための旅行術』 集英社.]
- Fennell, D. (2018). *Tourism Ethics 2nd Edition*. Channel View Publications.
- Jenkins, I., & Lund, K. (2019). *Literary Tourism: Theories, Practice and Case Studies*. Cab Intl.
- Lopes, D., & Nanay, B., & Riggle, N. (2022). *Aesthetic Life and Why It Matters*. Oxford University Press. [森功次訳 (2023). 『なぜ美を気にかけるのか 感性的生活からの哲学入門』 勁草書房.]
- MacCannell, D. (2011). *The Ethics of Sightseeing*. University of California Press.
- Prebensen, N., & Chen, J., & Uysal, M. (2017). *Co - Creation in Tourist Experiences*. Routledge.
- Ren, C., & Johannesson, T., & Duim, R. (2018). *Co-Creating Tourism Research*. Routledge.
- Sharpley, R. (Ed.). (2021). *Routledge Handbook of the Tourist Experience*. Routledge.
- Singh, T. (Ed.). (2012). *Critical Debates in Tourism*. Channel View Publications.
- Tribe, J. (2002). The Philosophic Practitioner. *Annals of Tourism Research*. 29 (2), 338–357.
- Tribe, J. (Ed.). (2009). *Philosophical issues in Tourism*. Channel View Publications.
- Veijola, S., & Molz, J., & Pyyhtinen, O., & Höckert, E., & Grit, A. (2014). *Disruptive tourism and its untidy guests: Alternative ontologies for future hospitalities*. Palgrave and Macmillan.
- Williamson, T. (2020). *Philosophical Method*. Oxford University Press. [廣瀬覚訳 (2023). 『哲学の方法』 岩波書店.]
- 東浩紀 (2023). 『観光客の哲学 増補版』 ゲンロン.
- 川上源太郎 (1993). 『旅の思想：旅ごころの名著を読む』 PHP研究所.
- 木幡順三 (1980). 『美と芸術の論理 美学入門』 勁草書房.
- 河野哲也編, 得居千照・永井玲衣編集協力 (2020). 『ゼロからはじめる哲学対話：哲学プラクティス・ハンドブック』 ひつじ書房.
- 佐々木健一 (2019). 『美学への招待 増補版』 中央公論新社.
- 津上英輔 (2023). 『美学の練習』 春秋社.
- 原一樹 (2017). 「松永哲学と観光研究との接点を洗い出す — 〈観光の哲学〉に向けた準備的考察 —」 松永澄夫・渡辺誠・木田直人編 『哲学すること — 松永澄夫への異議と答弁』 (pp.83–109). 中央公論新社.
- 原一樹 (2018). 「D. マキアーネル著『観光倫理』に関する批判的分析 — ツーリストサイトと観光者の考察からドゥルーズ＝ガタリ哲学へ —」 『研究論叢』 90, 1–20.
- 原一樹 (2020). 「日本における倫理的観光の更なる推進に向けて：倫理的観光者の育成に向けた概念整理と実践的諸課題」 『研究論叢』 95, 61–78.
- 原一樹 (2021). 「アクターネットワーク理論を活用した観光研究に向けての準備的考察：概念的明瞭化と方法論の検討」 『Ignis』 1, 81–100.
- 原一樹 (2022). 「観光倫理研究の現状と課題 — 英語圏の先行研究と自然・人間・社会の複雑さを踏まえて」 『観光学評論』 10 (2), 113–129.
- 松永澄夫 (2014). 『価値・意味・秩序：もう一つの哲学概論：哲学が考えるべきこと』 東信堂.

コロナ禍後の中国人観光客は何処へ： 地政学的視点から東アジア観光市場を考える

戴 智 軻

〈要旨〉

本稿は、COVID-19パンデミック後の東アジアの観光市場、特に中国人観光客の動向に起きる変化を、地政学的な視点から考察するものである。パンデミックは既存の地政学的リスクを顕在化させ、新たなリスクを生み出すことで、中国のアウトバウンド観光市場に大きな変化をもたらした。本稿では、まず、メタ研究の結果を踏まえ、地政学的リスクと観光の関係性に関する先行研究を概観した。次に、コロナ禍後の中国の国内観光市場とインバウンド観光市場の現状を分析し、アウトバウンド観光市場における回復基調と不確実性について考察した。さらに、中国政府が推進する「一带一路国際観光圏構想」の進捗状況と課題を検証し、東南アジアにおける国際観光循環の可能性と課題について分析した。最後に、日中韓国際観光交流ブロックの現状と課題を踏まえ、中国人観光客の訪日観光の将来について展望を試みた。

〈提要〉

本文から地緣政治視角出发，探讨了新冠疫情（COVID-19）后的东亚旅游市场，特别是中国游客动向变化。疫情不仅使既有的地緣政治风险更趋明显，也催生了新的风险，为中国出境游市场带来了巨大变化。首先，本文回顾了地緣政治风险与旅游关系的相关研究，并总结了元分析的结果。其次，分析了疫情后中国国内游和入境游市场的现状，并探讨了出境游市场的复苏趋势和不确定性。此外，还考察了中国政府主导的“一带一路”国际旅游圈构想的进展和挑战，并分析了东南亚地区国际旅游循环的可能性和问题。最后，基于对日中韩国际旅游交流现状和问题的分析，展望了中国游客赴日旅游的未来前景。

はじめに

2020年以降、世界はCOVID-19パンデミックという未曾有の危機に直面し、国際観光市場も壊滅的な打撃を受けた。世界経済フォーラム創設者クラウス・シュワブ（Klaus Martin Schwab）は、パンデミックの影響について、「世界を完全に変えるものではない。しかし、すでに進行していた多くの変化を加速させ、新たな変化を引き起こす可能性は高い。唯一確実なことは、これらの変化は直線的に進行するのではなく、断続的に発生するであろうということである」（Schwab & Malleret, 2020）と指摘する。

この指摘は、コロナ禍後の国際観光市場、とりわけ東アジア市場にも当てはまる。日本のインバウンド観光市場は力強い回復を見せているが、かつての主力であった中国人観光客の回復は、期待されたほどには進んでいない。関係者の間では、先行きに対する不安が払拭できない状況が続いている。

筆者は、コロナ禍前の関連研究において、東アジア国際観光市場を「日中韓国際観光交流ブロック」と「一帯一路」構想という二つの枠組みを軸に、地政学的な視点から中国のアウトバウンド観光市場における影響力について考察を試みた(戴, 2017)。しかし、大多数の研究者と同様に、パンデミックという人類史上まれな地球規模の危機による影響を必ずしも分析の要素として十分に考慮できていなかった。その意味からいうと、シュワブが指摘しているパンデミックを境目に①すでに進行中の変化の加速化、②新しい変化が特に東アジア市場において発生しているかどうかについて改めて検討することによって、はじめて中国人観光客の訪日ブームの再来があるかどうかを予測することができると考えられる。

幸いにも近年、筆者が関心を寄せる上述のテーマに関連した計量的な研究やメタ分析が進展しており、筆者がこれまで行ってきた質的な研究の仮説や予測を裏付ける知見も得られている。質的研究と量的研究は相互に補完し合う関係にあり、特に量的研究による結果の一般化は重要な意味を持つと言える。しかし、定量データのみにも依拠した分析では、東アジアの観光市場における特有の複雑な特性を見落とす可能性も孕んでいる。歴史的・文化的背景、政治・経済状況、そして人間関係の複雑な絡み合いなど、数値化が困難な要素が、東アジアの観光市場には色濃く反映されているからである。

そこで本稿では、既存の計量的研究で示された知見を踏まえつつも、質的先行研究で蓄積されてきた地政学的な視点を取り入れながら、コロナ禍後の具体的な事例を拾い上げ、中国のアウトバウンド観光を多角的に分析していく。

また、日本のインバウンド観光において、その持続的な成長を支える重要な要素として期待されてきた中国人訪日観光客の動向に焦点を当て、その流れがコロナ禍を経て、どのように変化し、あるいは変化していないのかを、シュワブ氏が提示する「①すでに起きた変化の加速化、②新しい変化による影響」という二つの視点を軸に検証していきたい。

1. メタ研究による一般化——東アジア観光市場についての言説

国際関係や地政学的リスク (Geopolitical Risk: GPR) の視点からインバウンド観光を取り上げる日本の研究は、英語圏をはじめとする他言語圏の研究に比べて少ない。その要因の一つとして、日本における「地政学的リスク」の定義が曖昧であることが挙げられる¹⁾(柴田, 2019; 島, 2023)。

21世紀に入ると、グローバル経済の発展とグローバリゼーションの深化に伴い、国際観光はかつてない速度で発展を遂げ、海外では、Mostafanezhad (2018) が指摘するように、21世紀にお

いて最も影響力のある地政学的実践の一つとして位置づけられるに至った。そして、コロナ禍以前から、観光と地政学的リスクとの関係はすでに学界における重要な研究テーマとして注目を集めていた（劉，2019）。

一方、地政学的リスクは、景気循環や金融市場に影響を与える重要な要素として認識されるようになり、銀行家、企業投資家、金融報道機関などによって投資決定における重要な決定要因の一つとして頻繁に言及されている（Caldara & Iacoviello, 2022）。特に、Caldaraらによって開発された地政学リスク指標（GPRI: Geopolitical Risk Index）は、地政学的リスクが越境観光に与える影響を考察する上で広く用いられている（Balcilar et al., 2018; Xie, 2023）。Caldaraらは、地政学的リスクを「戦争や紛争、テロ攻撃、国家間緊張など、国際関係の通常的な平和的発展を阻害するリスク」（Caldara & Iacoviello, 2018, p.2）という、より明確かつ広範な概念として定義している。近年、国際情勢の不安定化に加え、コロナ禍からの回復という新たな局面を迎える中で、地政学的リスクと観光の関係性の解明は、学術的にも政策的にも喫緊の課題となっている。

中国は、世界最大規模の国内観光市場を有するのみならず、2016年には海外旅行者数が1億3500万人を超え、国際観光送客市場においても世界の座を獲得した。まさに「世界の観光市場に変化をもたらす単一源（Single Source）」²⁾としての存在感を示す中国は、その影響力の大きさから、観光学術研究の対象としても、コロナ禍以前から各国の研究者から大きな注目を集めている。特に、中国政府が提唱する巨大経済圏構想「一帯一路」と観光の関係性に着目した研究は、2014年以降、急増している。

この傾向を裏付けるデータとして、頼（2023）の調査結果が挙げられる。頼は、中国語文献データベース「中国知網（CNKI）」と英語文献データベース「Web of Science」を用い、「一帯一路」と「観光」をキーワードに論文を検索し、2014年から2023年10月までの収録件数の推移を分析した。その結果、両データベースを合わせた関連論文数は500本近くに達しており、コロナ禍による一時的な停滞は見られたものの、2015年以降増加傾向にあることが明らかになった。注目すべきは、論文数の増加率に見られる言語間の差異である。中国語論文は絶対数では依然として多いものの、英語論文の伸び率はそれを大きく上回っており、中国人観光客に対する国際的な関心の高まりを如実に示している。

しかしながら、コロナ禍前の国際観光に関する地政学的研究の多くは、Kim & Prideaux（2012）が指摘するように、二国間分析の枠組みを採用しているものが多く、地政学的リスクが観光に与える影響についても、突発的な事件によって引き起こされる二国間関係の悪化と、それに伴う二国間観光流動への影響に焦点を当てられている傾向が見られる（Kim et al., 2016）。こうした既存研究の状況の中で、特筆すべきは、Xie（2023）やHerman（2023）らによるメタ分析である。これらの研究は、地政学的な観点からコロナ禍前後の研究成果を統合・分析ことでより包括的な知見を提供している。Xie（2023）は、中国をケーススタディの一つとして、国際関係や地政学的リスクが観光に及ぼす影響を、一般的かつ普遍的な理論として構築することを目指している。一方、Herman（2023）の研究は複数の発展途上国を対象に、地政学的リスクが長期及び短期に

において、選定された国の観光需要を説明するうえでの有効性を評価した。

もちろん、Xieらのメタ分析は、中国のアウトバウンド観光や中国人観光客だけに焦点を当てたものではない。しかしながら、本稿が注目する「コロナ禍後の日本における中国人観光客の動向」を分析する上で、重要な示唆を与えてくれるものと考えられる。

東アジアの国際観光市場に関連するXieらの主要なメタ研究は、地政学的リスクと観光の関係性について、以下のような知見を示している。

- 1) 観光産業は他の多くの産業と比較して、地政学的リスクの影響をより大きくかつ敏感に受ける傾向がある。特に、開発途上国の観光産業は世界的な地政学的問題の影響を非常に受けやすい。(Herman, 2023)
- 2) 良好な国際関係は、インバウンド観光に継続的なプラスの影響を与える一方、地政学的リスクはインバウンド観光の発展を阻害する。地域の地政学的リスクが高い場合、良好な国際関係がもたらすプラス影響は減衰する。(Xie, 2023)
- 3) 治安状況の悪化、政治的不安定や自然災害などによる国内の地政学的リスクが短期的には観光客数の減少を引き起こすものの、長期的に見れば大きな影響を与えない。即ち、観光産業は地政学的ショックによる短期的な影響に対して、一定の回復力があると考えられる。(Herman, 2023)
- 4) 地政学的リスクやその他の外部要因は観光に悪影響を及ぼすが、その影響は時間の経過とともに常に同等なものではなく、状況に応じて変化する。(Herman, 2023)

これらの知見を改めて点検すると、1) はほぼ常識論である。2) と3) は両国間パラダイムに限定してみると、筆者がかつて行ったコロナ禍前の訪日中国人観光客についての定性的研究(戴, 2017: 2020)の結論と一致しており、少なくともコロナ禍前の日本インバウンド観光における中国人観光客の状況分析に適用できると考えられる。即ち、両国間関係に深刻な悪化がない限り、歴史認識問題や領土紛争といった地政学的リスク、あるいは地震などの不可抗力によるリスクは日本のインバウンド観光における中国人観光客のプレゼンスに重大な影響を与えるものの、その影響は短期間で終息する傾向が強い。この点は、Cheng (2017) らによる類似のテーマを扱った他の研究においても指摘されている。

しかし、コロナ禍を挟んで日中両国の国家関係をはじめとする国際関係や地政学的リスクにおいて新たな変化が生じているだろうか。もし変化があったとすれば、それはどのような形で日本や東アジアの観光市場において影響を及ぼしているだろうか。以下では、コロナ禍前の状況と比較しながら、①中国の国内観光市場とインバウンド観光、②中国のアウトバウンド観光と訪日観光、③中国が主導する「一帯一路国際観光圏構想」の進捗状況や東南アジアにおける越境観光の国際循環などの現状を分析しながら、海外に行く中国人観光客の動向について考察し、東アジアや日本のインバウンド市場における中国人観光客のプレゼンスの将来の行方について予測を試み

たいと思う。

2. コロナ禍後の中国国内観光とインバウンド観光

2.1 コロナ禍による中国観光市場への打撃

中国観光市場のデータ分析や理論的な研究を総括する政府系研究機関として知られている中国旅游研究院（文化観光部データセンター）が発表したデータによると³⁾、コロナの影響で2020年から2022年にかけての3年間、中国の観光産業の付加価値合計は約10.95兆元減少しており、年間平均で全国GDPの名目成長率を1.27ポイント押し下げた。また、観光産業就業者1人当たりのGDPに基づく推計では、全国の観光従事者数は2875万人から約1600万人まで減少しており、43.4%の観光従事者が一時的または永久的に観光業を離れたと推計されている。

以下の表1でわかるように、2020年初頭から2020年年末にかけてのコロナ禍期間中では、中国における国内観光は完全停止には至らなかったものの、観光業全体、特にインバウンド・アウトバウンド市場では莫大な損失を被った。インバウンド観光客到着数は約3億7000万人減少し、国際観光収入の損失は約3,620億6,000万米ドル、2兆4,100億元に相当する、という試算もある。

表1 2020年～2022年中国観光市場の潜在的損失概算

年度	国内観光客数損失	国内観光収益損失	インバウンド客数損失	国際観光収入損失	アウトバウンド観光前消費損失
	(億人)	(兆元)	(億人)	(億元)	(億元)
2020	36.07	4.04	1.20	8014.45	1236.01
2021	37.59	3.95	1.23	7748.55	1201.87
2022	50.36	5.48	1.27	8349.91	1271.02
合計	124.03	13.48	3.70	24112.91	3708.90

中国旅游研究院2023年9月4日の報告に基づき筆者作成

<https://www.ctaweb.org.cn/cta/ztyj/202309/01916e14b8e4494ca76000fe2b5816e5.shtml>

2.2 国内観光市場のV字回復

2023年1月8日、中国政府は主要国に遅れて新型コロナウイルスの感染対策を大幅に見直し、入国後の隔離や患者の強制的な隔離などの措置、いわゆるゼロコロナ政策を撤廃した。その後の観光市場、特に国内市場の回復は目覚ましいものがあった。

同じく中国旅游研究院が2024年1月2日に発表した報告によると⁴⁾、ゼロコロナ政策が撤廃されてからの約1年間、大型連休、夏休みといった繁忙期を含む期間におけるデータを総合的に分析した結果、国内観光市場は通常的发展ベースを取り戻したことが示されている。同報告書は、観光客の移動距離、滞在時間、目的地のレクリエーション半径といったミクロ指標が、国内観光市場の回復を示していると指摘している。さらに、中国の観光経済、特に国内の状況に関して、

「異例の急速な景気後退と深刻な不況を経て、今まさに急速な回復のピークを迎えている」と力強い表現を用いて、その回復の勢いを強調している。

この急速な回復の理由は、過去3年間に蓄積された旅行意欲の爆発的解放、いわゆる「リベンジ消費」が挙げられる。上記の報告書によると、2023年各四半期の中国人の旅行意欲は90%を超え、年間平均では91.86%に達し、2019年比4.52ポイント増、モニタリング開始以来最高値を記録した。この高揚感、観光客の出発地から観光地、都市部から農村部、そして産業チェーンの上流から下流へと広がり、観光関連産業全体に波及している。

同報告書はこうした状況を踏まえ、「観光は都市部と農村部の住民にとって、より良い生活を送るための不可欠なニーズとなり、観光市場の長期的な繁栄と観光産業の高品質な発展を阻むものは何一つ存在しない」と結論づけている。

2.3 「危機的な状況」に陥る中国のインバウンド市場

コロナ禍後の中国において、旅行サービス業は依然として最も成長率の高いサービス貿易分野であり、その成長は主にアウトバウンド観光（中国語では出境旅游）に支えられている。しかし、対照的に、コロナ禍以前から低迷が続いていた中国のインバウンド観光（中国語では入境旅游）はコロナ禍の影響でさらに深刻な赤字問題を抱えることとなった。

ゼロコロナ政策が解除された後も、国内観光市場が急速なV字回復を遂げた一方、中国のインバウンド観光は回復の勢いを欠いている。2023年上半期における中国全国の旅行代理店によるインバウンド客数は47万7800人であり、2019年同期のわずか5.58%に留まった⁵⁾。中国商業部の統計データもその深刻さを物語っている⁶⁾。2023年1月から10月にかけての中国の旅行サービスの輸出入額は11,833.6億元（約23兆2,000億円）で前年比71.7%増加したが、その内訳は輸入の増幅が73.2%であるのに対して、輸出は53.8%にとどまり、輸入超過の問題が一層深刻化している。

この深刻な状況の要因として、中国の専門家は、コロナの影響に加え、海外旅行企業の中国市場への信頼不足、サプライチェーンの断絶、旅行商品のコストパフォーマンスの低さ、客層の偏り、専門人材の流出などを指摘し、3年間にも及ぶコロナ禍による停滞を経た中国のインバウンド観光はまさに危機的な状況にあると警告している⁷⁾。

中国旅游研究院院長の戴斌も、「国家がインバウンド観光の発展に注力する決意と自信は揺るぎないものの、（中国の）インバウンド観光が観光経済システムや世界観光市場における地位を相対的に低下させていることは、紛れもない事実である⁸⁾」と警鐘を鳴らしている。

こうした状況を打破すべく、中国政府は積極的なテコ入れに乗り出した。中国文化観光部は23年年末に、外国人観光客により質の高い観光商品と便利なサービスを提供することを目的とする「入境観光促進3か年計画」の策定を表明し、国家レベルでの取り組みの強化を約束した⁹⁾。具体的な施策としては、フランス、マレーシアなど6カ国を対象とした一方的なビザ免除措置や、中国へのビザ料金の段階的な減免措置などが発表された。

回復の兆しは24年の春節大型連休（8日間）になってようやく現れた。インバウンド観光客数

は323万人に達しており、2019年の同期に近い水準まで回復した。しかし、この数字には、世界各地からの帰省中国人旅行者が含まれており、純粋なインバウンド観光客数の増加は限定的と見られている。年間の見通しは依然として不透明であり、予断を許さない状況が続いている。

留意すべき点は、コロナ禍後の中国インバウンド市場の低迷が必ずしも前述の物理的な環境整備の不足だけに起因するわけではないことである。日本航空との連携を進める中国大手格安航空会社、春秋航空の王焜会長は自社調査の結果を踏まえ、「現時点における中国インバウンド観光の最大のボトルネックは、ビザ、キャッシュレス決済といった利便性の問題ではなく、海外からの観光客が抱く中国の国家イメージが友好であるかどうかにある¹⁰⁾と指摘している。

コロナ禍後、中国の国内観光市場は急速に回復している一方、インバウンド観光市場は依然として低迷している。中国政府はインバウンド観光市場の振興に向け様々な取り組みを進めているが、その効果はまだ未知数である。王会長の指摘は、こうした状況下の中国インバウンド観光の現状を鋭く捉えている。

今後の中国インバウンド観光市場の回復は、物理的な環境整備に加え、海外からの旅行者にとっていかに魅力的で安心できる「国家イメージ」を構築できるかにかかっていると見えよう。中国が国際社会からの信頼を獲得し、魅力的な観光地としてのブランドイメージを確立できるか、注目が集まるところである。

3. コロナ禍後の中国アウトバウンド観光：回復基調と不確実性

3.1 中国人の訪日観光の現状と変化

中国とは対照的に日本経済の成長はインバウンド消費によって支えられる傾向が顕著になりつつある。観光庁によると¹¹⁾、23年の訪日外国人消費額は過去最高の5兆2923億円に達し、2019年比で9.9%増加した。23年の日本の国内総生産（GDP）成長率は実質1.9%だが、そのうち約3分の1はインバウンドによる押し上げ効果だと分析されている。

その中で、2023年の中国人訪日客数は、2019年比で6割程度まで回復出来ておらず、消費総額も台湾を下回り2位に後退した。訪日外客全体に占める割合は韓国の訪日客によるものとほぼ横並びの14%に過ぎなかった¹²⁾。

観光庁等が公表したデータ等（24年2月時点）を分析した結果、コロナ禍前と比べれば、コロナ禍後の中国人観光客に主に次のような変化が見られる。

- ① 団体ツアー参加率の低下と個別手配の増加：コロナ前と比較すると、団体ツアーに参加する中国人観光客の割合は著しく低下し、個別手配を利用する観光客の割合が急増している。
- ② ビギナーの減少とリピーターの増加：ビギナーの割合はコロナ禍前の約50%から30%弱まで低下し、リピーターの割合が大幅に増加している。

- ③ 滞在日数の増加と旅行関連支出の増加：滞在日数はやや増加傾向にあり、宿泊、飲食、交通の支出も連動して増加している。ショッピング費用は一人当たり平均10万円強と、コロナ禍前と比べると微減しているものの、訪日外国人全体の購入者単価6万円を大きく上回っている。
- ④ 男女比と世代構成の変化：男女比は約半々で、女性が占める割合はコロナ前よりやや減少しているが、依然として男性を上回っている。年齢層では、コロナ禍前は30代、40代が主力であったが、20代、30代への若返りが見られる。
- ⑤ 同行者構成の変化：同行者の構成を見ると、コロナ前は家族旅行がトップであったが、「一人旅」の割合が約15%から約30%へと倍増している。その一方で、同僚との旅行の割合はさらに低下したと考えられるが、その他の項目には目立った変化は見られなかった。

指摘しておきたいのは、中国人訪日観光客の本格的な回復が現時点では（24年5月）確認されおらず、上述のコロナ禍後の特徴分析はあくまで単年度の限定的なデータに基づいている点である。ゼロコロナ政策解除後の中国の経済成長は予想されていたほどの力強さを見せておらず、2023年8月まで海外向け団体ツアーが解禁されなかったことや、ビザ取得の煩雑さ、航空便の便数制限などが、中国人観光客の回復を遅らせている可能性があり、加えて処理水の放出問題による影響も考えられる¹³⁾。これらの要因を考慮すると、観察された変化の一部は一時的な出来事の影響を受けている可能性も否定できない。しかし、旅行消費総額や一人当たり旅行支出に着目すれば、中国人観光客は依然として日本のインバウンド市場において、高い消費力を持つ重要な客層であることは明らかである。

3.2 回復基調と不確実性が交錯する中国アウトバウンド観光

中国のアウトバウンド観光市場は、国内観光市場ほどではないが、訪日観光市場と比較すれば、相対的に堅調な回復傾向を示している。2023年8月の海外団体ツアーの解禁を受け、中国のアウトバウンド観光の回復についての論調は国内外を問わず明るい一色であった。

例えば、同年9月に発表された中国のシンクタンクの報告書¹⁴⁾では、「中東や欧米市場に比べて回復のペースは遅いものの、中国のアウトバウンド市場は既に力強い回復の兆しを見せている」と指摘し、「パンデミックの影響で損なわれたサプライチェーンが急速に修復されつつあり、2023年国慶節の休暇期間には、アウトバウンド観光が爆発的に回復するだろう。中国アウトバウンド観光業界は現在、爆発的な回復の前夜に立っている」と楽観的な予測を打ち出した。

しかし、2023年の中国のアウトバウンド市場は堅調な回復を見せたものの、期待されたほどの爆発的な伸びには至らなかった。年間のアウトバウンド客数は約8,700万であり、2019年の1.55億人の約56%に留まった。

中国旅游研究院が2024年2月に発表した『中国アウトバウンド観光発展報告（2023～2024）』¹⁵⁾

では、中国人観光客の主な渡航先は依然として近隣諸国であり、香港・マカオへの集中が続いていると分析している。また、今後のアウトバウンドの行方を左右する諸要因として、同報告書は長期的な確定要因と短期的な不確定要因を挙げている。前者には①中国経済の長期的安定的成長、②人口規模の維持、③都市化の加速、④交通インフラの整備、⑤渡航先のビザ政策の緩和・簡素化などが挙げられている。一方、後者には、①中国経済の先行き不透明感、②将来の収入見通しの不確実性、③観光リスク管理の未成熟さ、④感染症などの発生、⑤国際情勢の不安定化などが挙げられている。楽観的な見通しを支える長期的な確定要因にどれだけの説得力があるかは断定できないが、短期的な不確定要因が現実的な懸念材料となっていることは明らかである。それにも関わらず、中国旅游研究院は「2024年には中国のアウトバウンド・インバウンド観光市場の回復プロセスがさらに加速し、年間の入国・出国観光客が2.64億人に達し、国際観光収入が1,070億米ドルを超えるだろう」¹⁶⁾と楽観的な予測を提示している。

中国のアウトバウンド観光は回復基調にあるものの、そのペースは緩やかであり、不確実性ははらんでいることも事実であろう。中国経済の動向、国際情勢、感染症の流行状況などが、今後のアウトバウンド観光の行方を大きく左右すると考えられる。

4. 一帯一路国際観光圏構想：コロナ禍後の戦略転換と課題

4.1 「一帯一路構想」と「一帯一路国際観光圏」

4.1.1 一帯一路構想の背景と進展

コロナ禍前の中国において、アウトバウンド観光に関連する諸施策の中で最も注目されていたのは「一帯一路国際観光圏」の開発である。これは、習近平国家主席が提唱する巨大経済圏構想「一帯一路構想 (Belt and Road Initiative: BRI)」の一環として位置付けられている。

2013年9月、習主席は「新シルクロード経済ベルト」構築のための協力構想を、続いて同年10月には「21世紀海上シルクロード」構築のための協力構想を提唱した。それ以来、アジア・ヨーロッパ・アフリカ大陸を結ぶBRIが正式に打ち出され、中国政府はその推進に積極的に取り組んできた。2015年3月には、中国国家発展改革委員会、外交部、商務部が共同で「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設に関するビジョンと行動」を発表し、BRIの全体構想と戦略計画が示され、中国の第13次5カ年計画の主要目標として組み込まれた。

BRIの一環として、観光分野においても国際連携が進められている。2017年には、中国政府の主導により、国連世界観光機関 (UNWTO) の第22回総会において世界観光連盟 (WTA) が設立され、「一帯一路観光協力成都宣言」が発表された。中国国内では、WTA設立と成都宣言は、中国が主導する新たな国際観光秩序の構築に向けた重要な一歩と位置付けられている。中国は、BRIを通じた国際観光圏の構築により、グローバル観光産業における発言権と影響力の強化を目指していると言えよう (戴, 2017)。BRIの推進により、2020年までに一帯一路沿線諸国との間の観光客数は8,500万人を超え、観光消費額は約1,100億米ドルに達すると見込まれた (CRSC,

2019, p.64)。2023年10月に開催された第3回「一帯一路」国際協力フォーラムにおいて、習近平国家主席はBRIの10年間の成果を強調し、150を超える国と30以上の国際機関がBRI共同建設に関する協力文書に署名し、20以上の専門分野における多国間協力プラットフォームが設立されたと述べ、「私たちは初志を貫徹し、手を携えて歩み、ゼロから『一帯一路』の国際協力を推進し、実りある成果を収めてきた」と、その意義を改めて強調した¹⁷⁾。

4.1.2 BRI観光圏の課題とコロナ禍の影響

BRI経済圏構想と連動する形で推進されてきた一帯一路国際観光圏は、構想当初こそ一定の効果を上げていたものの（CRSC, 2019, p.224）、コロナ禍の影響により大きな停滞を余儀なくされた。中国の観光業が抱える構造的な問題である観光収支の不均衡は解消されるどころか、コロナの影響もあり一層深刻化している。

一般的に、リスク耐性という観点からレジャー旅行よりも安定的な需要が見込まれるビジネス・インバウンド観光においても、その傾向は顕著に表れている。BRI経済圏構想が提唱されて以来、中国は沿線諸国の中でビジネス・インバウンド観光客にとって最大の市場としての地位を築いてきた。しかし、他の多くの国がビジネス・インバウンド観光客の増加の恩恵を受ける一方で、ビジネス目的で中国を訪れる外国人観光客は減少している。具体的な数字を挙げると、2013年には1,312万人に達していたビジネス目的の外国人観光客数は、2019年には884万人まで落ち込んでいる（WTA, 2021）。さらに、コロナ禍以前の状況を詳しく見てみると、中国のインバウンド市場においては、欧米からの観光客が依然として大きな割合を占めていたことが明らかである。一方で、BRIの主要な対象地域である中央アジア、西アジア、アフリカといった地域からのインバウンド客は非常に少なく、市場規模も極めて小さいものであった（WTA, 2022）。

莫大な国内投資から生み出された過剰な生産能力、すなわち中国側が言う「優質産能」を輸出し、海外に新たな経済成長の活路を見出すことで、国内の生産余剰問題を解消しようとするBRIは、新たな経済戦略としての側面を強く打ち出している¹⁸⁾。しかしながら、その一方で、当初からBRIに対して強い警戒心を抱き、反対姿勢を示したり、対抗措置を講じたりする国も存在する。これは、BRIがもたらす経済的影響力や地政学的なパワーバランスの変化に対する懸念、そして中国の影響力拡大に対する警戒感などが背景にあるとされている（林, 2015）。

頼ら（2023）が鋭く指摘するように、「BRIの沿線諸国・地域は、不確実性と不安定性が絡み合い、複雑かつ不安定な安全保障状況に直面しており、BRIの効果的な推進にとって大きな困難と課題となっている」（p.976）。特に、コロナ禍以降の世界的な経済環境の不透明化に伴い、沿線諸国においては、政策変更の頻発、外部勢力の介入、社会変容といった政治的リスクに加え、暴力、テロ、民族分離主義、宗教的過激主義などによる安全保障上のリスクが顕在化しつつある。これらの複合的なリスクは、投資企業にとって予測困難な状況を生み出し、BRIへの参画に大きな不確実性をもたらしている。

4.1.3 アメリカの牽制と中国の戦略転換

一帯一路国際観光圏の構築において特に警戒されているのは、アメリカの影響である。WTAの報告書（2021）は、トランプ政権下でのアメリカのアンチグローバル化政策により、一国主義と貿易保護主義が台頭し、中米経済貿易摩擦などの貿易紛争が中国の輸出型民間企業の経営に大きな圧力をかけていると分析している。さらに、アメリカが推進する「経済繁栄ネットワーク」計画は、BRIを地政学的に分断し、国家間の経済的デカップリングを強化することを狙いとしており、一帯一路における国際投資協力の推進に悪影響を及ぼすことは避けられないと警告している（p.53）。

中国は一帯一路国際観光圏の構築において、緩やかな連携から段階的統合へと進み、将来的には観光分野における自由貿易圏の創設を目指している。沿線国家の観光・交通関連インフラ建設などへの資金投入は、将来的な消費還流による収益を見込んだ戦略的先行投資と捉えることができる。同時に、中国人観光客の誘致を通じて沿線国家のインバウンド観光を促進し、各国・地域における中国の政治的・文化的影響力を拡大することも、重要な狙いの一つである。

しかしながら、上述したような地政学的な不確定要素による投資リスクがコロナ禍をへてより一層顕在化している現状において、中国は難しい選択を迫られている。市場経済と政治戦略という二重の役割を担う一帯一路国際観光圏の構築は今後、進展と後退を繰り返す不安定な局面を迎えることが予想される。実際に、コロナ禍後の中国は、沿線諸国への影響力拡大を維持しつつも、戦略の転換を図りつつある。具体的には、観光客の送出国を維持しながらも、これまで積極的に推進してきた沿線諸国への観光投資を抑制し、国内観光とインバウンド市場の回復に注力する戦略へとシフトしつつある。

4.1.4 国内循環とインバウンド市場の活性化

インバウンド市場の回復を目指す戦略はコロナ禍以前から打ち出されていたが、その重要性はさらに増している。2019年に中国国務院が公布した「文化観光の消費潜在力のさらなる活性化に関する意見」では、インバウンド観光を国家発展戦略の重要な柱と位置付けていた。続く2021年、中国文化観光部は、コロナ後の状況を見据え、「インバウンド観光を精力的に発展させ、消費の還流を促進する」という力強いメッセージを掲げた。これは同年3月に中国全国人民代表大会で発表された「国民経済・社会発展第14次五ヵ年計画と2035年までの長期目標要綱」で提起された「国内循環を主体とし、国内と国際の2つの循環が相互に促進する」という新たな発展戦略、いわゆる「双循環戦略」と軌を一にするものである。

同年7月、中国文化観光部が「第14次五ヵ年計画と一帯一路における文化・観光発展行動計画」¹⁹⁾を発表した。その中で、一帯一路国際観光圏の発展を取り巻く環境が複雑化していることを指摘しつつも、文化・観光分野において沿線国家とのより広範な協力関係を構築していく姿勢を示した。

一方で、中国国内においても、陸のシルクロードの北西部区間、海のシルクロード（福建省、

江西省、広西チワン族自治区)の開発を推進するとともに、京津冀地域、香港・マカオ大湾区、国境地域、長江デルタ都市群など、8つの主要な地域において特色ある開発戦略を策定し、地域間の資源融合や交流・連携の強化を図っている。具体的には、市場のニーズに合致した観光ルートや特色ある商品、文化製品を共同開発し、相互の優位性を補完し合いながらグループとして推進することで、「一带一路」における高度な文化交流・観光振興の発展を実現することを目指している。

この「行動計画」からは、中国が一带一路国際観光圏の構築において、コロナ禍以前の沿線諸国への積極的な働きかけから、国内に軸足を移し、インバウンド誘致と並行して国内観光市場の活性化を目指す国内循環を重視するようになったことが明確に読み取れる。

4.2 BRI観光圏における「国際循環」：東南アジアにおける可能性と課題

4.2.1 「新馬泰」の場合：BRI観光圏における「国際循環」構築の試金石

中央アジア、西アジア、そしてヨーロッパといった地域における地政学的な不確実性が高まる中、中国にとって、東南アジアはコロナ禍後の「一带一路国際観光圏」構築、とりわけ「国際循環」の要となる地域として、その重要性を増している。

東南アジア諸国連合（ASEAN）は中国がBRIを推進するうえで重要なパートナーであり、観光戦略においても、地政学的安全保障の観点から中国にとって重要な地域となっている（趙，2020）。実際に、中国文化観光部データセンターが2019年に発表したデータによると、中国人観光客の主要な渡航先上位15カ国のうち、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナムなど、7カ国をASEAN諸国が占めていた²⁰⁾。さらに、「ASEANデータベース」によると、2010年から2019年にかけてこれらの主要ASEAN諸国への中国人観光客数は、年平均23%のペースで増加していた²¹⁾。中国は多くの東南アジア諸国にとって最大の観光客送出国となっており、観光分野における相互依存関係は深まっている。

コロナ禍後も、タイをはじめとする東南アジア諸国は、いち早く中国人観光客の誘致に戦略的に取り組んでいる。例えば、タイは2023年以降、中国の防疫政策緩和に合わせ、検疫なしでの中国人観光客の出入国を許可し、期間限定のビザ免除措置を導入するなど、観光客回復に向けた積極的な施策を展開している。

長年にわたり、中国人観光客にとって、「新馬泰」と呼ばれるシンガポール、マレーシア、タイを巡る周遊ルートは、アウトバウンドの定番として人気を博してきた。このルートは1997年に中国人が初めて海外への個人旅行が認められた際に脚光を浴び、その後も多くの観光客を魅了し続けている。

注目すべきは、タイに続き、シンガポール、マレーシアも2023年末に、旧正月（春節）の中国人観光客誘致を目的として、相次いで中国人観光客に対するビザ免除措置を導入し、3か国と中国の間で相互にビザ免除を実現したことである。

特にシンガポールが中国国民に対してビザ免除措置を導入したことは、中国国内において大き

な反響を呼び、「メルクマーク的な意味をもつ」²²⁾と高く評価されている。これは単に、中国人の海外渡航の利便性向上に寄与する措置としてだけでなく²³⁾、高度に発展し、国際社会から高い評価を受けているシンガポールが中国にビザ免除措置を認めたという事実は、中国の経済力と国際的影響力の高まりを認め、対等なパートナーとして認識している証と解釈されているためである。さらに、このビザ免除合意が、他の先進国による中国国民に対するビザ政策の見直しを促す可能性も期待されている。

こうした東南アジア3カ国のビザ免除措置導入は、中国人の海外旅行需要を大きく刺激している。2024年2月10日から13日までの期間、中国人観光客によるバンコクのホテル予約は前年同期比で3倍、シンガポールでは9倍に急増したという報道からも²⁴⁾、その影響力の大きさが伺える。

4.2.2 フィリピンの場合：中国との政治的緊張が影を落とす観光交流

2024年4月現在、ASEAN10カ国のうち、フィリピンを除くすべての国が、ビザ免除、到着ビザ、e-visaなど、程度の差こそあれ、中国国民に対するビザ取得の円滑化措置を導入している²⁵⁾。

相互ビザ免除やビザ取得の円滑化措置は、コロナ禍後の「新馬泰」周遊ルートの復活や中国と関係国間の国際観光の活発化に起爆剤のような役割を果たしたことは確かである。しかし、東南アジア諸国との間で中国が目指す観光市場における「国際循環」の実現は、予断を許さない状況にある。その最大の不確定要素となっているのが、フィリピンである。

2019年、フィリピンを訪れた中国人観光客数は前年比38.6%増の174万人を超え、外国人観光客総数の21.1%を占めた。これは、フィリピンにとって上位10カ国・地域中で最も高い増加率であり、中国人観光客誘致と投資促進を目的とした到着ビザ制度が奏功した結果と考えられている²⁶⁾。

しかし、コロナ禍後、他の東南アジア諸国で中国人観光客が急増する一方で、フィリピンを訪れる中国人観光客の伸びは極めて鈍化している。フィリピン交通省の統計によると、2023年にフィリピンを訪れた観光客は545万人に達したものの、うち中国人観光客はわずか5%程度に留まった。2024年に入ると、中国人観光客数は前年同期比で増加したものの、団体ツアーの数は大幅に減少している。

ビザの取得制限が中国人観光客の伸び悩みの原因と考えたフィリピン政府は、23年11月に中国人向けのeビザプログラムを開始した。しかし、開始からわずか1ヵ月後、フィリピン政府はこのeビザプログラムの停止を発表した。フィリピン外務省のドミンゴ次官は、特定の国籍の国民がビザ免除の対象から除外されているのは、安全保障上の懸念によるものだと説明した²⁷⁾。

しかし、その真の理由は、南シナ海における岩礁の領有権問題を巡る中国との対立激化と、フィリピンがアメリカとの同盟関係強化を急ピッチで進めていることにあると考えるのが自然であろう。両国関係が悪化すると、中国からの団体ツアーが激減することは、日本や韓国においても過去に経験済みである(戴, 2017)。つまり、中国人観光客の増減はコロナ禍の影響だけによるものではない。ドゥテルテ前大統領がアメリカとの距離を置き、中国に接近する政策をとって

いたのに対し、マルコス政権は対米関係のバランスを重視する路線に転換した。こうした政権交代を機に、中国人観光客のフィリピン訪問が減少したとみるのが妥当と言えよう。

4.2.3 ベトナムとインドネシアの場合：戦略的柔軟性と観光への影響

同じく中国との間に南シナ海問題を抱えているベトナムとインドネシアは、フィリピンとは対照的に、安全保障課題と経済協力のバランスを図る上で、より戦略的な柔軟性を見せている。特にベトナムの「竹（バンブー）外交」は、このしなやかさを象徴するものとして注目に値する。ベトナムは自国の主権に関する基本的な立場を堅持しつつも、米中を含む各国に対して全方位でかつ柔軟な外交姿勢を展開している。南シナ海問題に関してはコロナ禍前からすでにASEANとの連帯を重視する姿勢へと転換し、同時に中国のBRIに対しても明確な支持を表明し、2国間の連結性強化構想である「2つの回廊と一帯」を連結させることで中国と合意した（庄司，2019）。このような巧みな均衡戦略は、観光分野における2国間協力にも反映されている。両国は観光を重要な協力分野と位置付け、相互の観光市場の回復と発展促進に取り組んでいる²⁸⁾。この姿勢はコロナ禍後の両国間の越境観光の迅速な回復に寄与している。

ベトナム国家観光局（VNAT）の統計によると、2024年の最初の5ヶ月間で、ベトナムは140万人の国際観光客を受け入れた。そのうち、中国からの観光客は35.7万人に達し、中国はベトナムのインバウンド観光における最大の送客国となった。中期的展望としては、今後数年間にわたり、ベトナムを訪れる中国人観光客数の持続的増加が予測されている²⁹⁾。

米中対立が深まる中で、同様にバランス外交を進めているインドネシアも中国の経済協力の進展をより重視する姿勢を見せている。南シナ海問題に関しては一度緊張が高まった両国関係もコロナ禍を経て緩和され、特に2023年10月に開通したジャカルタ・バンドン間の中国製の高速鉄道は「質の高い両国間協力の一例だ」と高く評価されている³⁰⁾。同時に、インドネシアはアメリカとの関係も軽視していない。2023年11月、ジョコ大統領はバイデン大統領と会談を行い、両国の関係を包括的戦略的パートナーシップへ格上げすることを宣言した。しかし、懸案の南シナ海問題に関しては、インドネシアはあくまで「対話によって平和的に解決すべき」³¹⁾という姿勢を強調し、防衛協力に関しても「中国は地域の平和と安定を確保するうえで重要なパートナーの一つ」³²⁾とし、フィリピンの「アメリカ頼み」的姿勢とは一線を画している。

2017年以降、中国人観光客はインドネシアの観光市場において、入国者数と消費額の両方で最大のグループとなり、コロナ禍前は3年連続で200万人以上が訪れていた。コロナ禍後の中国のアウトバウンド観光全体は回復基調にあるものの、先述のように、渡航先も主に「新馬泰」や周辺諸国に集中しているため、インドネシアへの観光客の回復はやや鈍い傾向にある。それでも、2023年、インドネシアを訪れた中国人観光客は約80万人に達し、外国人観光客総数の4位まで回復した。インドネシア中央統計局のデータによると、24年上半期にインドネシアを訪れた中国人観光客は約60万人に上り、23年上半期と比較して大幅に増加している。インドネシア観光省が設定した100万から150万人の中国人観光客数の目標は達成可能とされている³³⁾。

4.2.4 東南アジアにおけるBRI観光市場の国際循環の構築に立ちはだかる壁

コロナ禍後の東南アジア諸国は、その多くが中国との経済的政治的なつながりを重視しており、自国の観光市場の活性化のために中国人観光客を積極的に受け入れている。しかし、宋長青ら(2018)が指摘するように、地政学の観点から見れば、BRIの推進における東南アジアと中国の関係は必ずしも強固で安定したものではない。強固な協力関係を阻む主な要因は中国に対する不信感である。その不信感は主に以下の要因によるものと指摘されている。

- ① 中国の総合国力の向上に伴う発展環境の不確実性：中国の急速な経済成長と軍事力の増強は、東南アジア諸国にとって脅威と映り、将来の関係に対する不安材料となっている。
- ② 経済利益と潜在的な損失に対する懸念：BRIへの参加は、経済発展の機会をもたらす一方で、中国への過度な依存を招き、自国の利益が損なわれるのではないかと懸念も根強く存在する。
- ③ 地政学的利益の不一致：中国と東南アジア諸国は、常に同一の地政学的利益を共有しているわけではなく、場合によっては対立する可能性もある。
- ④ 東南アジア諸国の「大国均衡戦略」：中国への過度な依存を回避するために、東南アジア諸国は、アメリカや日本など、他の大国との関係強化を戦略的に進めている。

これらの要因の中でも、特に懸念されるのは、南シナ海における未解決の領土・領海問題である。この問題は、中国と一部の東南アジア諸国との政治的相互信頼関係を揺るがし、中国に対する国民感情に影響を与えている。

直近の研究が示すように、中国は経済、政治、戦略のあらゆる面において、東南アジア地域で最も影響力をもつ国となっている³⁴⁾。しかし、リー・クアンユー公共政策大学院の柯成興院長が指摘するように、東南アジアにおける中国の影響力に対する懸念は「極めて高い」レベルに達している。「中国の影響力を認めることと、中国の影響力を容認することは別問題である」³⁵⁾という彼の言葉は、中国に対する東南アジア諸国の複雑な感情を如実に表している。

中国経済への依存度が高まる一方で、中国への信頼が十分に育たない現状において、「安全保障はアメリカに頼り、経済は中国に頼る」という、いわば「二股外交」的な発展モデル(成・寧, 2020)を選択しようとする動きは、フィリピンやベトナムに限らない。

このような状況下において、BRI観光圏構想を円滑に推進していくためには、中国とアメリカの間で明確な大国均衡戦略を策定するかどうか、中国人観光客の動向を左右する重要な要素となるであろう。東南アジア諸国は、自国の利益を最大化するために、中国との関係強化と、アメリカとの同盟関係維持の間で、繊細なバランス感覚を求められている。

5. 結びに代えて：中国人による訪日観光の未来について

5.1 地政学的視点から読み解く中国の観光市場の変化

コロナ禍前の越境観光における地政学的な分析は、国家レベルを主たる分析単位とし、世界の地政学的変動の影響を受けやすい地域、国内外の地政学的圧力に直面している地域、主権紛争を抱える地域や主権の定義が曖昧な地域に集中していた（劉，2019）。しかしながら、世界各国の地政学的・経済的相互依存関係が深化の一途をたどる今日において、二国間地政学関係の研究は、当該両国のみならず、第三国や多様なステークホルダの影響をも考慮する必要性が生じている。より広範なシステム論的な視点で捉えることで、越境観光のダイナミクスとその波及効果、そして平和構築における役割をより包括的に解明することが可能となると考えられる。

本稿は、日中間の越境観光に影響を及ぼす中国人観光客の動向を地政学的観点から考察することを主眼の一つとしているが、上述の考察を踏まえ、研究の射程を中国と東南アジア諸国間の越境観光にまで拡大することで、両国間に存在する地政学的リスクの検討のみならず、第三者による影響要因の抽出も試みるものである。

コロナ禍後の中国における観光市場は国内観光、インバウンド観光、アウトバウンド観光の3つのセグメントにおいて、それぞれ独立した変化ではなく、相互に連動した変化を遂げていると考えられる。その変化の根底には、米中対立に象徴されるように、コロナ禍後の中国を取り巻く国際的な政治・経済環境がコロナ禍前と比較して悪化しているという、共通の地政学的リスク要因が存在する。

国内観光の急速な回復は、コロナ禍からの反動に加え、政府による政策誘導が大きく寄与していると考えられる。その主たる目的は、国内観光の振興を通じて、コロナ禍前から顕在化したアメリカ等との経済的デカップリングやデリスキングといった国際経済環境の変容に伴う国内経済の停滞を克服し、雇用状況の改善を図ることにあると推察される。しかしながら、その背後には「白紙運動」³⁶⁾に代表されるように、ゼロコロナ政策に伴う厳格な移動制限に対する国民の不満が深刻な社会不安に発展することへの政府側の懸念も潜在していると考えられる。ゼロコロナ政策から移動制限の全面撤廃への急激な政策転換は、中国国内的地政学的リスクの低減を企図したもののとも解釈できよう。

一方、中国のインバウンド観光の回復が遅れている要因としては、コロナ禍中に実施された厳しい移動制限措置に対する海外観光客の不安や、前述の中国に対する国際的な地政学的脅威認識の高まりに伴う観光客のデスティネーション・イメージの悪化などが挙げられる。コロナ禍前から顕在化していた米中貿易摩擦は中国脅威論をさらに増幅させる結果となり、コロナ禍やウクライナ戦争などを経て米中間の対立はさらに激化している。複数の国家を巻き込むグローバルな地政学的リスクというよりマクロ的視点から考察すると、米中関係の悪化によって惹起される国際的地政学的リスクは、明らかに両国関係の枠組みを超越した、より複雑な政治力学にかかわる、繊細で慎重な対応が必要な問題へと変容しつつあると言える。中国のインバウンド観光が直面す

る苦境の一番の要因は、「外部環境」であり、「国際関係及び地政学的摩擦の増大」³⁷⁾に起因するものであるという中国側の主張はかなりの妥当性を有していると考えられる。

中国のアウトバンド観光に関しては、コロナ禍後の購買力のある中国人観光客の回帰は各国で期待されている。しかしながら、世界的に見てサービス貿易赤字大国である中国は、外貨の流出抑制という観点から、まずは国内観光の振興を優先的に支援し、同時にインバンド観光の強化を図りつつ、BRIに積極的に参画する東南アジア諸国や沿線国へと政策支援や人員流動の重点をシフトさせていると推察される。この「国内外の双循環」や「消費還流」を目指す戦略的意図の背後には、国内外の地政学的リスクによる中国の国内観光やインバンド観光への負の影響を最小限に抑制しつつ、国家の対外的影響力の維持や越境観光市場における国際循環を図り、アウトバンド観光における費用対効果の最大化を目指す意図が看取される。その際、送客先選定の基準となるのは、対立姿勢を鮮明化させている米国との関係性や距離感、そして中国との外交関係の深度などが考慮されていると推察される。

5.2 東アジア国際観光圏が直面する課題 — 日中韓の状況と米中対立の影響

21世紀に入り、日韓を含む東アジアの主要国が常に直面してきた課題の一つに、台頭する中国とどのように向き合っていくかという問題がある。これは容易に解決策を見出すことのできない、きわめて複雑な課題である。しかし、関係国が粘り強く、誠実に、そして想像力豊かに対話と協調を積み重ねていくことによって、東アジア地域の平和と繁栄に資する関係を構築することは決して不可能ではない。その意味で、国境を越えた観光は、国民間の交流や相互理解を深め、国家間の緊張を緩和し、信頼醸成に貢献する大きな可能性を秘めている。

筆者はかつてコロナ禍前の日中韓3か国間の観光客の流動に注目し、東アジア国際観光圏構築の可能性について地政学的な考察を加えた。その研究を通じて、日中韓国際観光交流ブロックにおいては、その時々々の2国間関係（日中、日韓、中韓）の政治状況の変化に応じて、政府による政治的な意図を持った介入が影響を及ぼすことは否定できないものの、同時に、リスク回避を優先する観光客、すなわち消費者の自主的選択が機能し、第三国への「観光目的地の代替的選択」が行われることを観察し、暫定的な結論として提示した（戴, 2017）。

コロナ禍後の状況を鑑みても、円安などの要素を取り除けば、文在寅政権から尹錫悦政権への交代による対日関係改善を背景に、日韓間の越境観光が活発化していることは明らかである。一方、日中間、中韓間の越境観光の回復が遅れている点は、上述の「観光目的地の代替的選択」が生じている可能性を示唆している。

しかし、注目すべきは、コロナ禍後の日中韓国際観光交流ブロックに生じた変化は、もはや3か国間の相互的な政治関係のみでは説明できないということである。日中韓国際観光交流ブロックの現状を深く理解し、その行方を正確に予測するためには、本稿の冒頭で指摘したように、パンデミックを契機としてすでに進行していた変化が加速化しているという新たな重要な要素を考慮に入れる必要がある。

東アジア地域が直面する課題の複雑さは、必ずしも中国の急速な台頭という単一要因によって十全に説明しうるものではない。米中対立の激化という、より根深い構造的な要因が東アジアの国際関係を揺さぶっている。米国主導の「中国包囲網」への同調や「リベラル国際秩序」「インド太平洋戦略」への追従によって、程度の差こそあれ、日本と韓国はアメリカと同様に中国を最大の「脅威」と認識し、対峙姿勢を強めている。一部では、日米韓VS中朝露の「新冷戦」の構図が東アジアで形成されつつあるという指摘もある（李・益尾，2024）。この新たな国際政治の構図こそ、今後、日中韓国際観光交流ブロックを中心とする東アジア国際観光市場に大きな影響を与える可能性を秘めた、最大の変数であろう。

5.3 中国人による訪日観光の未来：不確実性と潜在力

「ビザ免除措置は両国外交関係の試金石」³⁸⁾と言われるように、国家間の関係はビザ政策にも色濃く反映される。コロナ禍以前、日本国民に対し短期ビザ免除措置を実施していた中国は、流行収束後、日中両国の経済界から経済活動促進を目的とした同措置の再開を求める声が高まっているにもかかわらず、再開に消極的な姿勢を示し、踏み切るまでは予想以上の時間を要した。さらに、2023年には、福島第一原子力発電所の処理水放出問題を理由に、中国で訪日ツアーが中止された事態も発生した。このような状況は、東アジアにおける越境観光が内包するジレンマを浮き彫りにしている。本来コロナ禍以前から見られたように、観光など活発な人的交流は、国家間の緊張を緩和し、相互理解と信頼醸成の契機となるはずである。しかしながら、中国においては、米国との同盟強化を積極的に進める日本を批判・けん制するために、中国人観光客の訪日観光が政治的なカードとして利用されている側面は否めない。これは、東アジアの国際観光市場にとって憂慮すべき現実といえよう。

しかし、観光の本質は経済活動であり、非日常を経験したい人の根源的欲求に基づく消費行動でもある。そのため、可処分所得や余暇の増加といった経済的・社会的要因に大きく左右される。その意味では、少なくとも現時点で過度に悲観的になる必要はない。確かに、ゼロコロナ政策の影響、不動産市場の低迷、若年層の失業率の急騰など、中国の経済成長はかつての勢いを失いつつあり、成長率が鈍化していることは事実であろう。しかし、中国の人口に占める訪日観光客の割合は、2019年のピーク時でも0.7%に過ぎなかった。中国には依然として厚みのある中産階級と富裕層が存在し、訪日観光客を生み出すポテンシャルは非常に大きいと言えよう。直近でも、円安が進む中、今年のゴールデンウィークには、多くの中国人観光客がブランド品を求めて専門店などに詰めかける様子が日本メディアで多く取り上げられたことは記憶に新しい³⁹⁾。富裕層だけでなく、マンガ・アニメなど日本のポップカルチャーに憧れる若年層や、コロナ禍前に日本を訪れ、日本に対する好感度を大幅に向上させた中産階級の回流も遠からず見られると考えても良いだろう。その意味では、ツアー客の減少による収益減のリスクを回避するために、中国人に対するビザ取得のさらなる緩和を進め、個人旅行を中心とした中国人観光客の誘致を促進していくことが有効な戦略となりうる。

ただし、ビザ免除において中国から対等な措置を求められたが、それを取り合わなかった日本に比べれば、シンガポールやマレーシアなどの東南アジア諸国は、より積極的に中国人観光客の受け入れを進めている。そのため、短期的には、2024年の旧正月にみられたように、日本が誘致を目指している中国人富裕層や日本に好印象をもつリピーターといった高付加価値顧客が、東南アジア諸国に流出してしまう可能性も考えられる。

前述のように、地政学の観点からみると、突発的な事件によって生じる国家間、あるいは地域情勢の緊張が越境観光に与える影響は、多くの場合、短期間で収束し、必ずしも壊滅的な打撃を与えるものではない。しかし、政治的緊張が長期化すると、より深刻な問題が生じる。国家間、あるいは地域に存在する根強い疑念、浮沈する民族主義的感情、散発的ではあるものの過激主義的思想の台頭といった負の要素が、相互不信の連鎖と不確実性を絶えず生産し、相手国または国民に対する嫌悪感、さらには敵意へと転化するリスクはないとは言い切れない。

言論NPOが実施している世論調査の結果からも明らかのように、人と人との直接的な交流が「接触効果」を生み出し、相互理解を促進する効果がある。中国人の訪日観光客が増加するにつれて、中国人の日本に対する好感度も高まる傾向が見られる。一方、訪中日本人の減少に伴い、中国に対して「良くない印象」を持つ日本人は、過去数年間にわたり9割前後で高止まりしている⁴⁰⁾。尖閣諸島問題や台湾海峡の緊張など、両国関係を揺るがす火種は尽きない。たとえ最悪の事態に至らなくても、何かの刺激をうけ、嫌悪感から敵意が生まれ、それが越境観光の意欲を減退させる最大の要因となりうることを、我々は深く認識する必要がある。

2020年初頭、中国でコロナ禍が爆発的に拡大した際、日本から中国へマスクや手袋などの医療物資が大量に送られた。その際に添えられた「山川異域 風月同天」という漢詩の一節は、中国の国営メディアのみならず、ソーシャルメディアでも大きな話題となった。日本のメディアも、それを日中両国の友好関係を象徴する出来事として取り上げ、「中国が感涙し、心を動かした」と報じた⁴¹⁾。奇しくも、その直前の2019年は、訪日中国人観光客数が過去最多を記録し、尖閣諸島問題発生以降、日中両国民の相手国に対する好感度が最も高かった年でもあった。

太平洋・アジア観光協会（PATA）会長ピーター・シモン（Peter Semone）は、「平和こそ観光を成立させるための必須条件であり、観光もまた平和を創出する」と述べ、米中間の平和と友好関係は極めて重要だと強く訴えた。彼は「米中両国の協力こそが、環太平洋地域全体の観光とサービス貿易における質の高い発展のカギとなる」と指摘している⁴²⁾。

しかしながら、米中対立は終息の兆しが見えず、むしろ激化の一途を辿っていくだろう。日本もまた、米国との協調姿勢を強め、中国との経済的なデカップリングを進めている。今日、我々が最も憂慮すべきことは、世界平和の持続可能性が脅かされているという現実である。これは、コロナ禍を経て顕在化した変化が、より加速し、新たな様相を呈し始めたことを意味する。ここで観光学者アブラハムの言葉を改めて引用したいと思う。「世界平和の領域において、観光は確かに積極的な役割を果たすことができる。たとえ国家間に友好関係が希薄であっても、観光は平和の実現に間接的に貢献する可能性を秘めている。ただし、その実現には、観光客とホスト国の

国民との間にゼロ距離での接触が不可欠である」(Abraham, 1995)。日中関係の先行きが危ぶまれている今だからこそ、我々は、観光こそが両国を真の平和へと導く唯一確かな道筋であると願いを込めて信じたい。

注

- 1) 日本では「地政学」や「地政学的リスク」という用語がここ数年ニュース報道などにおいて多く用いられるようになったが、地政学は戦前の用語としてのイメージが強く、地政学的リスクの定義には多くの曖昧性があるとされ、学界では忌避される傾向が強いという指摘がある。
- 2) これは世界観光機関のタリブ・リファイ (Taleb Rifai) 事務総長が世界観光機関 (UNWTO) の第22回総会 (2017) の冒頭挨拶において使った表現である。Zigo, A. (2017, October 1). How Chinese tourists are changing the world. *South China Morning Post*, <https://www.scmp.com/magazines/post-magazine/long-reads/article/2113116/how-chinese-tourists-are-changing-world> (なお、本稿において参照するウェブサイト資料については、特に明記されている場合を除き、最終閲覧日は本稿の初回提出日の2024年6月30日とする。)
- 3) 中国旅游研究院 (2023, 9月4日)「複蘇階段的旅遊政策与工作重點」
<https://www.ctaweb.org.cn/cta/ztyj/202309/01916e14b8e4494ca76000fe2b5816e5.shtml>
- 4) 中国旅游研究院 (2024)「繁榮開始了！——2023年旅遊經濟回顧与2024年展望」
<https://www.ctaweb.org.cn/cta/ztyj/202401/09f2de14091341dcabeed9f825d5add.shtml>
- 5) 聯合早報 (2023, 10月19日)「当外国人減少踏足中国」
<https://www.kzaobao.com/shiju/20231009/148431.html>
- 6) 中国商務部 (2023, 12月11日)「商務部服貿司負責人介紹2023年1-10月服務貿易發展情況」
<http://data.mofcom.gov.cn/article/zxtj/202312/60826.html>
- 7) 国家旅業 (2023, 12月2日)「入境遊是真任性還是韌性」
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1784157209503203633&wfr=spider&for=pc>
- 8) 中国旅游研究院 (2023, 7月28日)「旅遊經濟新格局与產業政策新導向」
<https://www.ctaweb.org.cn/cta/ztyj/202307/47e4ed46b163463cad510bd934e00f1a.shtml>
- 9) 上海証券報 (2023, 12月14日)「文化和旅遊部正在積極出台『入境旅遊促進計劃』」
<https://news.cnstock.com/news,bwqx-202312-5163767.htm>
- 10) 中国經營報 (2024, 3月13日)「聚焦出入境游復甦回暖 政協委員『支招』破解國際航班恢復『堵點』」
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1793377822413727805&wfr=spider&for=pc>
- 11) 観光庁 (2024)「訪日外国人消費動向調査」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000534.html
- 12) 日本經濟新聞 (2024, 1月17日)「訪日客消費が初の5兆円超 23年、人数はコロナ前8割に」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA170F20X10C24A1000000/>
- 13) 三井住友信託銀行 (2024)「インバウンド回復下で伸び悩む日本人観光」『三井住友信託銀行調査月報』(4)
https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/useful/report-economy/pdf/144_1.pdf
- 14) Fastdata 極数 (2023)「2023年中国出境旅遊業發展報告」
https://blog.csdn.net/qq_32960065/article/details/133308946
- 15) 中国旅游研究院 (2024)『中国出境旅遊發展報告 (2023-2024)』
https://www.sohu.com/a/756400694_124717

- 16) 『新華網』(2024, 2月22日)「出境遊火熱昇温」
<http://www.news.cn/fortune/20240222/a61e27165a074da7881e35648097b5fc/c.html>
- 17) 習近平 (2023, 10月18日)「建設開放包容、互聯互通、共同發展的世界」
https://www.mfa.gov.cn/zyxw/202310/t20231018_11162839.shtml
- 18) 中国からの一帯一路沿線国家への投資は非金融面やインフラ建設に集中していた。2013年から2018年にかけて、沿線諸国への中国企業の直接投資は900億ドルを超え、沿線諸国での国際工事請負の売上高は4000億ドルを超えた。2018年、沿線諸国への中国企業の非金融類直接投資は156億ドルを実現し、前年同期比で8.9%増加し、同期の総額の13.0%を占めた。「一帯一路」建設事業推進指導グループ弁公室 (2019). 「『一帯一路』共同建設のイニシアチブ進展、貢献と展望」を参照されたい。
<https://www.yidaiyilu.gov.cn/wcm.files/upload/CMSydylgw/201904/201904240813002.pdf>
- 19) 中国商務部中国服務貿易指南網 (2021)「『十四五』『一帯一路』文化和旅遊發展行動計画」
<http://tradeinservices.mofcom.gov.cn/article/zhengce/zcjd/202107/118112.html>
- 20) 経済参考報 (2019, 4月26日)「2018「一帯一路」旅遊大数拠報告」
<https://finance.eastmoney.com/a/201904261107146330.html>.
また次の英文サイトも併せて参照されたい。
<https://www.publicmutual.com.my/Menu/FAQ-on-ASEAN-Tourism-amid-Chinas-Border-Re-opening>
- 21) Statista (2024). Tourist arrivals in the ASEAN region from China from 2013 to 2022.
<https://www.statista.com/statistics/645920/tourist-arrivals-in-asean-region-from-china/#statisticContainer>
- 22) 第一財經 (2024, 1月25日)「中國與新加坡除夕開始互免簽證, 『新馬泰』將實現雙向免簽」
<https://m.yicai.com/news/101971104.html>
- 23) 証券時報網 (2024, 1月28日)「中泰互免簽證政策正式落地! 「新馬泰」說走就走」
<https://www.stcn.com/article/detail/1106570.html>
- 24) トラベルボイス (2024, 2月20日)「春節期間の中国人の海外旅行, アジア各地で急増, ビザ免除が追い風, 持続的な回復は国内の景気次第か」
<https://www.travelvoice.jp/20240220-155160>
- 25) 第一財經 (2023, 12月11日)「東南亞免簽證國連成片『說走就走』, 泰国印尼在思考如何加碼」
<https://www.stcn.com/article/detail/1060936.html>
- 26) JETRO (2020, 3月9日)「2019年の外国人観光客数, 過去最高の826万人, 中国が大幅増」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/ae3214a867f17f5.html>
- 27) 呂璐 (2024, 4月17日)「中国遊客数量只剩5%, 菲律賓旅遊業復蘇緩慢, 菲方怨不到中国身上」
https://m.sohu.com/a/772386283_121451131/?pvid=000115_3w_a&scm=thor.7444_13-101000-0_922.0-0.10095.a2_5X151X1226&spm=smcpc.home.travel-pics.1.171334440304150XoZw5_1467 (最終閲覧日: 2024年9月18日)
- 28) 中国新聞網 (2024, 7月24日)「越南边境四省与广西沿口岸建設和旅遊合作」
<https://m.chinanews.com/wap/detail/chs/zw/10256832.shtml> (最終閲覧日: 2024年9月18日)
- 29) 鳳凰網 (2024, 4月18日)「35.7万人次! 中国成為越南入境遊第一大客源国」
<https://news.ifeng.com/c/8c9OZYw7yLk> (最終閲覧日: 2024年9月18日)
- 30) ジェトロ (2024, 4月4日)「インドネシア次期大統領が中国の習国家主席と会談, 当選後初の外国訪問」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/0214bb531e9cce7e.html> (最終閲覧日: 2024年9月18日)
- 31) 時事通信 (2024, 7月26日)「南シナ海『平和的解決を』インドネシア, 中国外相に要求 — ASEAN

会議」

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024072600144&g=int>（最終閲覧日：2024年9月18日）

32) 同上

33) 21経済網（2024, 9月12日）「瞄准箇個性与多様化旅遊需求, 印尼加快打造“新馬泰”之後又一首選旅遊目的地」

<https://www.21jingji.com/article/20240912/herald/7f22e739aefd9768106bfceb5b313113.htm>（最終閲覧日：2024年9月18日）

34) 聯合早報（2024, 4月2日）「東南亞態勢報告2024」

<https://www.zaobao.com.sg/realtime/china/story20240402-3244101>

詳細は Yusof Ishak Institute (2024). *The State of Southeast Asia: 2024 Survey Report* を参照.

<https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2024/03/The-State-of-SEA-2024.pdf>

35) 聯合早報（2024, 4月2日）「東南亞对中国影響力上昇擔憂加劇」

<https://www.zaobao.com.sg/news/sea/story20240402-3248804>

36) 「白紙運動」とは、中国で2022年11月下旬から12月ごろまでかけて中国各地で発していた、中国政府によるゼロコロナ政策に対する抗議活動である。白紙運動は、当初はゼロコロナ政策の撤廃を求めるものであったが、次第に言論の自由、集会の自由、移動の自由など、より広範な人権の保障を求める声へと発展し、中国政府にコロナ政策の見直しを迫る大きな圧力となった。

37) 中国旅游研究院（2024, 7月1日）「入境旅游發展報告——回復と展望」

https://www.mct.gov.cn/whzx/zsdw/zglyyjy/202407/t20240701_953782.html

38) 南華早報（2024, 2月16日）「中国向多国開放免簽證政策, 為何強国日本與英国卻被排除在外？」

<https://www.fx168news.com/article/513217>

39) 本稿執筆の時点（6月）では、5月の中国人観光客の消費動向に関する詳細な統計データは発表されていない。しかし、複数の日本のメディアが、ゴールデンウィーク中に、円安の影響でブランド品や高級品の購入を目的とする中国人観光客が増加し、ブランド品を扱う店舗に多くの中国人観光客が訪れている様子を報じていた。関連報道は現在でも各社の公式サイトやYouTubeなどで確認できる。共同通信社（2024, 5月1日）「中国連休, 円安日本が人気トップ ブランド爆買い」[動画], (<https://www.47news.jp/10866495.html>), ANN ニュー（2024, 5月1日）『円安効果 ブランド品&カニ人気』[動画]

(https://www.youtube.com/watch?v=qz59Q_UmBFw), 日テレニュース（2024, 4月30日）『国外への旅行先で日本が人気, 円安の影響も』[動画] (<https://news.ntv.co.jp/category/international/c2d6639b8c054f46a109b04cc4bf512f>) などを参照されたい。

40) 言論NPO（2023）「第19回日中共同世論調査」

<https://www.genron-npo.net/world/archives/16585.html>

41) 朝日新聞（2020, 2月10日）「日本からの支援物資に漢詩, 中国が感涙『心を動かした』」

42) WTA（2023, 11月15日）「亞太及全球旅遊業發展趨勢展望」

https://www.wta-web.org/chn/observation/insights-inspirations-zh/news_238

参考文献：

日本語

柴田陽一（2019）. 「日本における訳語『地政学』の定着過程に関する試論・補遺」『空間・社会・地理』, (22), 17–28.

島湧太他（2023）. 「テキストマイニングを用いた地政学リスクの定量化」『人工知能学会第二種研究会資料』, (FIN-030), 86–93.

庄司智孝 (2019). 「諸外国の対中認識の動向と国際秩序の趨勢⑨：南シナ海と「一帯一路」の間で — ベトナムの対中認識と対応」『China Report』, (30)

<https://www.jiia.or.jp/column/ChinaReport31.html>

戴智軻 (2017). 「『中国人観光客が消えた日』がやってくるだろうか：日中韓国際観光交流ブロックについて考える」『神戸山手大学紀要』, (19), 169-183.

戴智軻 (2020). 「『真実』への『凝視』 — 中国人訪日観光客へのアプローチ」『研究論叢』, (94), 29-47.

中国総合研究・桜サイエンスセンター (CRSC) (2019). 「一帯一路の現況分析と戦略展望」

https://spap.jst.go.jp/investigation/downloads/r_2019_01.pdf

李鐘元・益尾知佐子 (2024). 「『新冷戦』か混沌か」『世界』, (4), 64-75.

中国語

成漢平・寧威 (2020). 「『大変局』視野下の中国 — 東盟関係中的問題」『挑戰与对策 (雲南大学学报・社会科学版)』, (19), 126-134.

Schwab, K., & Malleret, T. (2020). *COVID-19: The Great Reset*. World Economic Forum. [『後疫情時代 — 大重構』中信出版集団.]

賴菲菲他 (2023). 「『一帯一路』旅遊安全研究：熱点、述評与展望」『生態旅游』, 13 (6), 976-991.

劉雲剛他 (2019). 「旅遊地緣政治研究進展与展望」『熱帶地理』, 39 (6), 931-941.

林民旺 (2015). 「印度对『一帯一路』的認知及中国的政策選択」『世界經濟与政治』, (5), 42-57.

世界観光連盟 (WTA) (2021). 『一帯一路旅游發展報告』

<https://www.wta-web.org/uploads/2021/10/2021一帯一路旅游發展報告.pdf>

世界観光連盟 (WTA) (2022). 『中国入境旅游發展報告』

<https://www.wta-web.org/uploads/2022/03/中国入境旅游發展報告-2021.pdf>

趙衛華 (2020). 「站在歷史的新起点上：新時代中国对東南亞外交的機遇与挑战」『東南亞縱横』, (4), 43-51.

英語

Abraham Pizam (1995), Does Tourism Promote Peace and Understanding between Unfriendly Nations? In A. Pizam and Y. Mansfeld (eds.), *Tourism, Crime and International Security Issues*, (pp. 203-214). New York & London: John Wiley & Sons.

Caldara, D., & Iacoviello, M. (2018). Measuring geopolitical risk. Working paper, Board of Governors of the Federal Reserve Board System. Social Science Electronic Publishing.

<https://doi.org/10.17016/IFDP:2018.122>

Caldara, D., & Iacoviello, M. (2022). Measuring Geopolitical Risk. *American Economic Review* 2022, 112(4): 1194-1225. <https://doi.org/10.1257/aer.20191823>

Cheng, M., Wong, A. I., & Prideaux, B. (2017). Political travel constraint: The role of Chinese popular nationalism. *Journal of Travel & Tourism Marketing*, 34(3), 383-397.

<https://doi.org/10.1080/10548408.2016.1182456>

Herman, S. (2023). Dynamic common correlated effects of geopolitical risk on international tourism arrivals. *Folia Oeconomica Stetinensia*, 23(2), 132-149. <https://doi.org/10.2478/fofi-2023-0023>

Kim, S., & Prideaux, B. (2012). A post-colonial analysis of bilateral tourism flows: The case of Korea and Japan. *International Journal of Tourism Research*, 14(6), 586-600.

<https://doi.org/10.1002/jtr.859>

Kim, S., Prideaux, B., & Timothy, D. (2016). Factors affecting bilateral Chinese and Japanese travel.

- Annals of Tourism Research*, 61, 80–95. <https://doi.org/10.1016/j.annals.2016.08.001>
- Mostafanezhad, M. (2018). The Geopolitical Tum in Tourism Geographies. *Tourism Geographies*, 1(1): 343–346. <https://doi.org/10.1080/14616688.2018.1434820>
- Xie, W.J. (2023). The impact of geopolitical risks and international relations on inbound tourism: evidence from China and key source countries. *Cogent Social Sciences*, 9(2). <https://doi.org/10.1080/23311886.2023.2285244>

現代インドにおける第3のジェンダー／性別の法的承認

山崎 浩 平

〈要旨〉

本稿の目的は、現代インドの行政・司法・立法の領域から、第3のジェンダー／性別の承認とその定義・用語の変遷を明らかにすることにある。近年、国際的にLGBTQ+と称される人口・総体が前景化され、これらを取り巻く状況が大きく変化している。インドにおいては、第3のジェンダー／トランスジェンダーの人はヒジュラともよばれており、エイズ・パンデミックに伴い感染の高リスク集団・脆弱人口であるとされた。他方、ソドミー法である刑法377条の改正運動や、性的少数者たちのエンパワーメントなどの社会運動の普及により、2010年前後から、第3のジェンダー／性別へのさまざまな法改革が進んだ。本稿はこうした一連の流れの中、国家による第3のジェンダー／性別の定義と承認の変遷を考察する。

〈Abstract〉

This paper explores the transition of recognition and definition of the third gender in the administrative, judicial and legislative spheres of contemporary India.

In the 1990s, people with same-sex intimate relationships or bi-sexual one, established Community Based Organizations, and began working with governments to prevent HIV pandemic in India. On the other hand, *hijras*, who had a long history and were considered neither male nor female, were not targets nor participants in social movements and were marginalized in society. Under public health policies for HIV/AIDS, *hijras* were identified as transgender persons, a subcategory of men who have sex with men (MSM), who are a vulnerable population at high risk of infection. But, due to the social movement for fundamental rights of sexual minorities, third gender has been added to the column on passports, census, and voter's cards around 2010. Moreover, legal reforms progressed, such as a Supreme court's NALSA judgement and Transgender persons (the protection of rights) act 2019. This paper examines how the state defined and recognized the third gender from the 1990s to the 2020s beyond binary genders under the Constitution and the laws.

序章 インドにおける第3のジェンダー／性別

本稿の目的は、現代インドにおいて、第3のジェンダー／性別とされる人々に関する、国家による定義と承認の変遷を明らかにすることにある。近年、国際的にLGBTQ+と称される人口が

前景化され、これらを取り巻く状況が大きく変化している。インドには神話の時代から第3の性別がいるといわれ、半身シヴァ神（男性）半身パールヴァティ神妃（女性）の身体を持つ神アルダナーリースワリ Ardhanārīśvarī や女装するアルジュナ（ブリハンナラ Brhannala）などがみられる（Doniger = O'Flaherty 1980）。こうした第3のジェンダー／性別を表す用語は時代・地域によって異なり、紀元前後に成立した『マヌ法典』や4–5世紀に成立した『カーマストラ』における第3の性別であるトリティーヤ・プラクリティ Trītyaprakṛti, またクリーバ Klība やシャンド Śaṅḍa (Ms. 3.150, 9.201; KS 2.9.1-11) のほか、性なき者・半陰陽のナプムサカ napumsaka (Ms: 3.49) がみられ、後代にも、ヒンドゥー寺院やイスラム宮殿にてその存在が認められていた¹⁾。また、ヒジュラともよばれ、今日、ヒンドゥー女神の帰依／信仰者として、慶事にて伝統的に女神の恩寵を授与する生業を持つ²⁾。

英領インド期には、半陰陽・両性具有、また同性愛・犯罪集団として為政者のまなざしに映っており、犯罪トライブ法（The Criminal Tribes Act 1871）と刑法377条を以て、不名誉な同一性が与えられた³⁾。前者においてはユーナック（eunuch 宦官・去勢された男性）と名付けられ、犯罪集団と同定化され、女装のまま公の場に出ると逮捕されることとなる。後者は、「自然の摂理に反する」性行為が構成要件ではあるが、1884年、はじめて377条及びユーナックが争点となった裁判によると、明確な証拠がないものの女装していたこともあり一審は同条違反で有罪、上訴審は証拠がなくかつ管轄外とのことで無罪となった⁴⁾。犯罪トライブ法は1952年に撤廃されたが、後者のソドミー法は21世紀に入っても存続し、逮捕・有罪判決のみならず、脅しのライセンスとして悪漢や一部警察官に悪用され、ゲイ男性やヒジュラへの恐喝・暴行が横行していた（PUCL-K 2003）。

ヒジュラの研究は、分離独立後、人類学からのアプローチが続き、上記の犯罪者、半陰陽・両性具有のイメージを払拭していく。とりわけ、ナンダ（Serena Nanda）は、ヒンドゥー神話とヒジュラを結びつけ、去勢を受けセクシュアリティと生殖を捨てたゆえに、世俗放棄者として他者に多産と豊穡を付与する、新たなヒジュラ像を打ち立てる（Nanda 1990）。だが、ナンダは歴史や地域性を等閑視しており、のちに、ムスリムとしてのヒジュラの流動的な同一性の研究（Reddy 2005）や地域と歴史に根ざしたヒンドゥー帰依者としての解釈（國弘2009）、および英領インドの主体性やセクシュアリティからの論考がその盲点を埋めていった（Gannon 2009; Hinchy 2019）。

他方、2000年代に入り、第3のジェンダー／性別を取り巻く状況は国外の変化とも連動し、刑法377条改正や人権擁護などの社会運動とも重なっていく。それまで共同体における厳しい生活や性産業従事など、生業や生活の選択肢が少なかったが、女子大学の学長や弁護士・政治家として活躍するヒジュラも出てきた。その上、アイコン的なヒジュラであるラクシュミー・ナーラーヤン・トリーパティー（Laxmī Nārāyan Trīpathī 1978年–）は、人気テレビ番組にも出演し、積極的に社会活動も展開している。つまり、その地位や生き方は多様化しているのである。

刑法377条をめぐる法改革は、第3のジェンダー／性別の人だけではなく、ゲイやレズビアン、

バイセクシュアル、ノンバイナリーなどの性的少数者が、権利擁護のため国家に圧力をかけるだけではなく、周縁・阻害化されてきた集団のため、憲法の再解釈を行なってきた (Puri 2016; Lakkimsetti 2020)。また、セングプタによると、一連の法改革は、グローバルな政策拡大による包括性とインドの法の結びつきの強化の現れであり、かつ政府にとっては、第3のジェンダー／性別こそが、重要な票田として利用可能であり、良き政府へのコミットメントとして、人々の要求に応えるとの意見もある (Sengupta 2023)。とはいえ、セングプタであれラキムセッティであれ、2010年代末の変化まで網羅しておらず、長期的視点に欠けると言わざるを得ない。本稿では以上の先行研究を踏まえつつ、性の多様性をめぐる社会運動を視野に入れながら、1990年代から2020年代初頭まで、ヒジュラを含めた第3のジェンダー／性別をめぐる司法・立法・行政の変化を追い、国家による定義・承認、その結果としての、新たな法的同一性の誕生過程を明らかにする。

第2章 名付け ― 公衆衛生政策と性の多様性をめぐる運動の発展

2-1 エイズ・パンデミックとインドの公衆衛生政策

インドにおいて、第3のジェンダー／性別が前景・可視化された背景には、相互に関連した2つの流れがあり、その一つがエイズ・パンデミックに対する公衆衛政策であり、もう一つが、欧米の変化と連動した性の多様性をめぐる社会運動である。前者において、ヒジュラが、感染の高リスク集団と同定化され、介入戦略の対象となった。1981年世界初のHIV感染者が米国において「発見」され、1986年にインド国内初の感染者が南インドのチェンナイ Chennai にて報告され、保健・家族福祉省に国家エイズ委員会が設置された。1992年、同省に国家エイズ管理機構 (National AIDS Control Organization 以下 NACO) が設立され、中央政府が感染防止に立ち上がった。NACO は同年に国家エイズ管理プログラムの7か年計画 (National AIDS Control Programme 以下 NACP) 第1期を始動させ、世界保健機構や国連合同エイズ計画の協力も受けつつ、1999年から第2期、2006年から第3期、2014年から第4期と、感染予防と管理を担う。第2期には州レベルまでプログラムを広げ、各州・連邦直轄地にエイズ管理協会が設立された⁵⁾。この期の特徴は、NGOを利用し、地域レベルにおいての高リスク集団の同定化・調査し、また啓発運動も始めたことである。

しかしながら、前世紀には、HIV/AIDSは同性愛の病気との言説が世界中で広がり、性的な過失が絡む伝染病は不安や、公共空間において性交とは別ルートで伝染するなどというグロテスクな空想を掻き立てた (ソントグ2012: 117)。インドにおいては、刑法377条を悪用した恐喝などもあり、差別や偏見の対象となったゲイあるいはヒジュラは地下に潜り、行政による同定化が困難になってしまう。もちろん感染者・発症者はこうした人々だけではないが、上記の影響もあったことから、2006年の国連エイズ合同計画の報告によると、インドは、一時的にせよ2005年にHIVとともに生きる人の数が世界一となってしまったのだ⁶⁾。NACP第3期は県レベルまで細かな

サービスを提供し、対象を絞った介入プログラム (Targeted Interventions) を発展させた。介入プログラムは高リスク集団・ブリッジ集団にアプローチし、第2期にも増してNGOを使ったアウトリーチ活動が展開された。この介入プログラムは、病気に対し脆弱性を伴った人・集団を同定化し、その集団から一般人口集団への感染拡大を防ぐ効果を持つとされる。第3期目は、前期末の2004年から始まった政府による無料の抗レトロウイルス療法の効果、また、その他のさまざまな試みが結実したのか、感染率が第2期目と比べ減少に転じ (約57% : 2000年約27万人から2011年約11万人)、HIVとともに生きる人々は2000年の約24万人から2011年約20万人に下がった (NACO 2012: vii)。対象を絞ったプログラム自体は、NACP第2期においても行われており、HIV感染の高リスク集団の同定化が行われていた。NACOによると、女性セックスワーカー、トラック運転手が高リスク集団とされており、第3期においては、この2集団に加え、注射針使用の薬物依存者とヒジュラ／トランスジェンダーが新たな高リスク・脆弱集団とされたのである (NACO 2007)。

2-2 男性間性交渉者 MSM とヒジュラ／トランスジェンダー

インドの公衆衛生政策において使われ始めた言葉に、男性間性交渉者 (Men who have sex with Men : 以下 MSM) との用語がある。この語は、HIV／エイズ拡大予防のため、非西洋において調査・治療・啓発や感染予防に当たった西洋の医療関係者が作り出した造語、といわれている。非西洋において、セクシュアリティと同一性が未区分であり、自己認識さえない患者や調査対象者を同定化するため、同一性もジェンダーもセクシュアリティも不問に帰し、たんに男性と性的接触・行為に及ぶ男性を、1980年代に男性間性交渉者と名付け (1990年代半ばに MSM との略称を使用)、感染の高リスク集団として集中的治療・予防策を講じていった⁷⁾。アルトマンによると、非西洋において、専門家が HIV 教育・予防プログラムを通じてセックスとジェンダーについて、人びとに理解を促しつつ。特定の西洋の概念に基づいたセクシャリティとジェンダーアイデンティティをめぐる一定の言葉を普及させていった。たとえば、セックスワーク、カミングアウト、MSM、同性愛などである。また、国連エイズ合同計画により、旧ソ連の諸地域に MSM へのパイロットプロジェクトも立ち上げられ、HIV 感染症拡大予防戦略の一環としてゲイ・グループの組織化が意識的に支援されていた。1999年終わりのベラルーシで行われた初のゲイプライドのイベントは、国連開発計画によって支援されている (アルトマン2005: 135, 227)。

インドのエイズ対策は世界保健機関や国連、ビル&メリンダ・ゲイツ財団など西洋からの影響を色濃く受けており、そのため、MSM との包括用語が、疫学や公衆衛生政策において1990年代末から盛んに用いられるようになった⁸⁾。この語は、NACO の2007年のガイドラインによると、せいぜい嗜好 (preference)、又は慣習程度として男性及び性交渉を持つ男性すべてを意味し、彼らのジェンダーアイデンティティ、性的指向、又は彼が女性と性交渉するかしないかは問われない、と定義されている (NACO 2007)。その下位カテゴリーに、ヒジュラ／トランスジェンダーが埋め込まれ、ここに可視化される具体的な人口として、第3のジェンダー／性別が、国家

により構築されたのである。第3期ではMSMはヒジュラ、コティ、ダブルデッカー、パンティの4つの下位カテゴリーを有している（表1参照）。その定義によると、ヒジュラはトランスジェンダーと同じとされ、第3のジェンダーであり、明確な社会・宗教・文化的集団であって、去勢を受けた男性、非去勢の男性、半陰陽の人、祝福を与える人、乞食^{こつじき} *begging*⁹⁾・セックスワーク集団である。コティは女性的、受動的な性交渉をする男性で、状況的に変わり、ダブルデッカーは挿入、被挿入両方を行う。パンティとは、男性と性交渉の際、挿入する男性、又はヒジュラのパートナーとも呼ばれている。この4集団がMSMとして、国家の公衆衛生政策の対象となっていたのである。

表1 MSMの4つの下位カテゴリー（2007年NACOガイドラインより著者作成）

カテゴリー	定義
ヒジュラ/ トランスジェンダー Hijra/ Transgender	明確な社会宗教文化的集団に属し、(男性・女性と異なる)「第3のジェンダー」。この人たちは、女性的な服装(異性装)で7つのガラナ(クラン)に基づき組織化されている。ヒジュラの中には、去勢(ニルヴァーン)を受けた男性、非去勢の男性(アクヴァ/アッカ)、インターセックスの人(半陰陽)がいる。ヒジュラの一部は、出産、婚姻及び儀礼において祝福と豊穰授与に従事しており、他には、乞食、及び第三の集団はセックスワークに従事している。介入プログラムのため「トランスジェンダー」又はTG'sの用語を付与されている。
コティ Kothi	(状況によるかもしれない)女性らしさ <i>femininity</i> のさまざまな程度を示す男性を表すために使用され、彼らは他の男性と性交渉する際に「女性」の役割を果たし、及び、おもに男性と受動的な肛門・口腔性交(もっぱらそれだけではないが)に関与する。コティの一部にはバイセクシュアルな行動があり、及び多くが女性と結婚する可能性がある。ヒジュラと自己認識する人の中には、コティであると認識する人もいる。多くのコティは女性のジェンダーアイデンティティを前提としている。
ダブルデッカー Double Decker	コティ及びヒジュラは、他の男性と挿入のある性交(肛門又は口腔性交)において挿入し挿入される男性をダブルデッカーとラベル付けをしている。最近そのような人々のある程度の割合が、自身をダブルデッカーと認識している。
パンティ Panthi	コティ及びヒジュラが使用する用語であり、「男性的な」挿入する男性パートナー、又は男性的で潜在的な(挿入する)セックスパートナーであると思われる人。男性的で挿入するパートナーとの語に、さまざまな州において使用される対応する語として、ガディオ(グジャラート州)、パリク(西ベンガル州)、ギリヤー(デリー)がある。

2004年には、MSMは約235万(NACO 2006)人とあり、また2010年に235万2,133人、ヒジュラ／トランスジェンダーを含む男性セックスワーカーは23万5,213人と記されている(国連エイズ合同計画インド2010:4)。第4期において、あくまで公衆衛生政策の対象としてではあるが、国内17州計5,821箇所において行われた調査によると、MSMは約42万人、その中にヒジュラ／トランスジェンダーが6万2,137人であり、後者のうち71%が都市部に居住し、そのうち47%が共同体の長のもと集団で生活している。また、62%がセックスワークに従事しており、その他乞食が28%、祝福授与が31%、踊りが18%とある(NACO 2015: 6)¹⁰⁾。当初、生業が限定され、可視化可

能なヒジュラと、男性であるが外見からは予測困難な3集団を同一視した公衆衛生政策は批判されていたが、2014年3月に始まった第4期に、ようやくMSMのカテゴリーからヒジュラ／トランスジェンダーが独立し、他の3集団とは別個の介入プログラムが新たに動き出す。

2-3 性の多様性をめぐる運動と共同体基盤の組織

性の多様性をめぐる動きも1980年代にその萌芽がみられ、その動きは1990年代に入ると集団・可視化し、1990年代前半にデリーにレズビアンの団体であるシャキー（Sakhi）が、そして1994年、性的少数者への先駆的団体ともいわれる、ムンバイのハムサファル・トラスト（Humsafar Trust）が本格的活動を開始する。後者はジャーナリストであったアショク・ロウ・カヴィ（Ashok Row Kavi 1947年-）が主宰し、職員として当事者を多く雇用しつつ、当事者への社会運動を紡いでいった。インドにおいては、当事者中心に自らの共同体に軸を置く団体を、「共同体基盤の組織（Community Based Organization）」とよんでおり、とりわけ、のちにLGBTQ+と呼ばれる人への運動は、こうした組織を中心に拡大していく¹¹⁾。1998年にデリーにおいて女性・レズビアンへの組織としてキャンペーン・フォー・レズビアン・ライツや2001年にPRISMが設立され、南インドの現バンガルーラにおいては1999年サンガム（Sangam）が、さらに2000年にグジャラート州にてラクシャトラスト（Lakshya Trust）が、各々活動を始めている。しかしながら、当時これらの組織の多くは、ゲイやレズビアン、バイセクシュアルが中心であり、2000年代初頭にデリーの女性同性愛運動を調査したデイヴによると、こうした人々は、ヒジュラや第3のジェンダーの人から距離をとっていた。さらにある著名な組織は、スタッフとして雇用していたヒジュラに、売春をやめ規範的な服装を要求していたこともある¹²⁾。つまり、ヒジュラを代表とする第3のジェンダーの人々は、運動の対象・担い手とはならず、あまつさえ社会の周縁に追いやられていたといえる。

だが、2003年には、カルナータカ州におけるヒジュラなどに対する虐待・拷問、差別など暴力に関する報告書が出され、この人たちが置かれている悲惨な状況と人権侵害が、少ないながらも知られるようになった（PUCL-K 2003）。この暴力の一因が刑法377条ということもあり、当初は別々に動いていた上記の組織は、第3のジェンダーも運動の対象として捉えつつ、2000年代半ばから、他の組織と協力関係を構築し、改正運動へと進んだ（山崎2021）。つまり、性的少数者によるアイデンティティ・ポリティクスの一環として、次第にこうした人たちの権利擁護や差別の撤廃などを求める運動が横断的にも活性化し、2003年にハムサファル・トラスト主導のもとインド・性的少数者へのネットワークの設立や、2009年、前述のラクシュミーも参加したアジア太平洋トランスジェンダー・ネットワーク設立などにより、その動きは勢いを増したのである。

同時に、こうした組織の多くは、行政からの委託を受けエイズの公衆衛生政策にも従事しており、国家と協働し、国内のジェンダーやセクシュアリティの概念・実践・定義を新たに作り始める¹³⁾。話は少し戻るが、1990年代、性の多様性をめぐる運動が進み始めた中、NGOや活動家が自分たちの何かを表現するカテゴリーとして、当時蓄積があったヒジュラの研究からさまざまなレ

トリックやイディオム、またMSMやダブルデッカー・パンティ、カルナータカ州の地方語であったコティ（サル在意）などの言葉を援用し、理論武装していった。この結果、当事者・活動家の使う用語や定義・分類が、国家との相互作用として、疫学・公衆衛生政策を含め、さまざまな分野へと浸透していく。ロウ・カヴィによると、こうした用語はMSMを除き、ムンバイのアンダーグラウンドで使われており、自分たちはそれらに倣ったに過ぎない、とのことである¹⁴⁾。

さらに、2010年代に入り、ヒジュラも自ら声を上げ始め、自伝も相次いで出版された。そのうちの1人であり、ブラフマン出身のラクシュミーは、天上の踊り子を意味する「キンナル」との言葉を使い、ヒジュラの組織キンナル・アカラー（Kinnar Akhārā サンスクリット語 *Kimnara* : 漢字緊那羅）を設立し、ヒンドゥーナショナリズムに自らを埋め込みつつ主体化し、男性として自己を鑄直す試みをなした（Biswas 2022）。ラクシュミーは、4章にて取り上げるナルサ裁判の原告の1人でもあり、国民として、人権擁護派としてヒジュラ／トランスジェンダーの人が活躍する変化が、2010年代に生じることとなる。

とはいえ、2017年、MSMのHIVの感染者は4.3%、トランスジェンダーは7.2%、女性セックスワーカーは2.2%である（NACO 2017）。全人口比は0.26%だが、MSM・トランスジェンダー、セックスワーカーが高い。ゆえに、いまだに第3のジェンダー／性別は、高リスク集団として公衆衛生の対象となっている。また、公的な証明書の性別欄に関して、旅券においてはE（eunuch 宦官・去勢者）が2005年に男性女性の他に選択可能な性別 sex として採用され、2015年にEから第3のジェンダー third gender へと名称が変更された。さらに、2014年第16次連邦下院総選挙からその他 other が採用され、2015年にその他から第3のジェンダー third gender へと名称が変更された。

第3章 政治の季節 — 転換点として2014年に起こった3つの出来事

3-1 社会正義・エンパワーメント省の専門家委員会報告書

インド政治に関して、2014年は、下院総選挙にて、10年間政権を維持してきた会議派主導の統一進歩連合の下野、そして、単独過半数を得たインド人民党主導の政権誕生となった重要な年であり、第3のジェンダー／性別に関しても、大きな転換点となった。本章においては、この年にあった3つの出来事、つまり、社会正義・エンパワーメント省の専門家委員会報告書、最高裁の判決、第3のジェンダー／性別に関する法案に焦点を当てる。まず、報告書に関して、その発端は2012年1月、NGO「抑圧されたユーナックの救済」(Salvation of Oppressed Eunuchs) によるボンベイ高裁における公益訴訟まで遡る¹⁵⁾。これを受けて同裁判所は、中央政府・諸省庁に「ユーナック」の基本権や社会的スティグマの諸問題に対応するように命じ、9月、内閣官房により社会正義・エンパワーメント省が他の省庁と協力し諸問題に対応することとなった（Sequeira 2012; TOI 2012）。翌2013年8月に同省において、トランスジェンダーの共同体（人）に関する諸問題の会合が開かれたのち、10月23日に正式にトランスジェンダー・パーソンに関わる諸問題の

専門家委員会が設立される。委員長は同省副次官であり、委員にはラクシュミー、中央・州・連邦直轄地政府職員、学識経験者や当事者が名を連ね、11月に2回、翌2014年1月に2回会合が催された（社会正義・エンパワーメント省専門家委員会2014）。その間、11月27・28日、当時、第3のジェンダーに関して進歩的政策を展開していたタミル・ナードゥ州への視察も行われた。また、設立の背景には、当時の下院議員バールクリシュナ・シュクラ（Bālkrīṣṇa Śukla 1963年－）による政府への働きかけもあり、先の8月に行われたキックオフの会合には、唯一の国会議員として彼の名前が出席者リストの最上位に記されている。シュクラは2009年、グジャラート州ヴァドダラー（Vaḍodarā）選挙区にて初当選したインド人民党の政治家であり、選挙前にMSMの支援を表明しており、現地に数万人いるとされていたMSM、およびMSM対象の活動をを進めるNGOの支持を得ていた¹⁶⁾。また、このNGOの主宰者は、同州のラージピプラー（Rājpiplā）旧藩王国の王子マーンヴェンドラ・シン・ゴヒール（Mānvendra Simha Gohīl 1965年－）であり、2006年に新聞紙上にて同性愛であると告白しており、ラクシュミーと並び、インドのLGBTQ+のセレブリティである。王子や同NGO職員の当事者もまた、会議に招待され意見を述べている。

当時、第3のジェンダー／性別へ特化した社会保障政策は、タミル・ナードゥ州政府によるアラヴァーニ（Aravāni）福祉協会設立（2008年）やIDと配給カードの発行、ラージャスターン州政府による年金制度、デリー連邦直轄地による月600₹の食料購入補助金支給などしか実施されてなかった。中央政府は、前述の通り、旅券や国政選挙、また国勢調査においてようやく第3のジェンダー／性別の選択を可能としたが、ほとんどの州・連邦直轄地政府は、エイズ関連の政策は実施していたものの、ほかに何の対策も取っていなかった¹⁷⁾。加えて、2011年の国勢調査によるとミゾーラム州にはトランスジェンダーの登録が166人であったが、同州政府は、2013年11月の委員会へのコメント・提言提出の際、州内にトランスジェンダーの共同体は存在しない、との報告もあげていた¹⁸⁾。つまり、2010年代初頭のインド全体を見回すと、第3のジェンダー／性別に対する行政府の関心は、ごく一部の州と公衆衛生政策をのぞき、きわめて低かったのである。

2014年1月27日に同省に提出された報告書によると、「トランスジェンダー・パーソン」は、インドの歴史を俯瞰すると長い間存在しており、かつては大いなる尊敬を集めていたが、今日、社会的スティグマとなっており、被差別、また教育の欠如などが顕著である。そして、医療処置を要件としないジョグジャカルタ原則（2006年：ただし本原則に法的拘束力は一切ない）、また米国精神医学会『精神障害の診断と統計マニュアル』第5版DSM-5（2013年）による性同一性障害から病理性の薄い性別違和への変更に変更に依拠しつつ、アルゼンチンのジェンダーアイデンティティ法（Ley de Identidad de Género 2012年）を参照に、いかなる身体的変更を要件とせずに、自らの選択に基づくジェンダーアイデンティティを法的に承認し、エンパワーメントの機会を設け、公共福祉や留保制度などを充実させるべきである、との提案を行なっている¹⁹⁾。トランスジェンダーの人を、「その他」との名称をさげ、第3のジェンダーと承認し、「男性」「女性」「トランスジェンダー」と承認される人の権利を保障しなければならない、と記している。そして、その定義を、「出生時に割り当てられたジェンダーと一致しない人、及びトランス男性又はトランス

女性（性別適合手術，ホルモン療法，レーザー治療，又は他の療法を受けた人であろうとなかろうと），並びにインターセックスのバリエーションを持つ人，ジェンダークィア，並びにキンネル（原文のママ），ヒジュラ，アラヴァーニ又はジョグタのような社会文化的同一性を持つ人）とした。つまり，トランスジェンダー＝ヒジュラではなく，男・女性も含む幅広い意味を持つとしたのだ。前年12月に最高裁が下した刑法377条の合憲判決は，さほど影響がなかったとみられ，政府は公式に当事者の意見に耳を傾け，自由にジェンダー／性別を選択できる社会を目指す方向へ，舵を切ったとみられた。

3-2 ナルサ判決

4月15日，最高裁は，トランスジェンダーを第3のジェンダー／性別と認め，この人々の基本権を保障しなければならない，とする記念碑的な判決を下した²⁰。公益訴訟である本裁判は，法律扶助の一環として国家法律サービス庁法第4条d項を根拠としており，原告が同庁であり被告がインド連邦となった，インドの司法上，きわめて珍しいケースである（以下ナルサ判決）。本判決においては，前述の委員会報告書とは異なり，トランスジェンダー・パーソンとの用語は使われていないが，トランスジェンダーとは，ジェンダーアイデンティティ，ジェンダー表現，又は振る舞いが，各自の生物学的な性別sexに一致しない人々を指す包括的用語とした。さらに，広範囲にわたる同一性と経験を表し，自身の生物学的な性別sexと反対のジェンダーに強く一致する，手術前・後，未手術のトランスセクシュアル，つまり男性女性を含むが，これらに限定されているわけではなく，又は生まれにおいて割り当てられた性別sexと一致しない人，並びに男性及び女性双方に一致しない人々も包含する。この包括的用語に含まれ「第3のジェンダー」と表されているヒジュラ／ユーナックの定義もまた拡張され，解剖学的な容姿により，又は心理的に男性ではなく，だが女性のようなものであるが，女性の生殖器官及び生理がないため女性でもなく，男・女性いずれの生殖受容能力を併せ持っていないため，男性でも女性でもなく，制度化された「第3のジェンダー」である，と判示した（para 11）。それだけではなく，ヒジュラ／ユーナックは，長きにわたる伝統／文化を持ち，用語も地域差があり，生業も限られており，性別適合手術を受ける予定の人，受けた人，一般にトランスセクシュアルとよばれており，去勢・非去勢の男性，インターセックス，異性装者，との広範囲の人を網羅した。ヒジュラは男性的身体を持つ／持っていた人ではあるが，委員会報告と同様，トランスジェンダー＝ヒジュラと捉えられていた従来の政策とは異なり，トランスジェンダーを，男・女性，そしてどちらでもない人を含むとの判断を示したのである（para 11）。同定義は，DSM-5の「経験／表出されてきたジェンダー」との解釈にも依拠している委員会報告書と同様に，トランスジェンダーの人を「ジェンダー規範を超える人々」とした2010年の国連開発計画インドの定義も踏まえている（paras 19, 44）。

訴求原因の一つであるヒジュラ／トランスジェンダーへの差別の禁止に関して，差別は，憲法第14-16，19，21条違反であるとした（paras 53-76）。たとえば，米国の2つの判決に依拠しつつ，第19条「言論と表現の自由」とは，「表現，話法，癖，衣服などによりさまざまな方法と手段を

通して自己決定したジェンダーアイデンティティを表現」する権利でもあり、これをおかすことは許されないと判示する (paras 62-66)²¹⁾。また、第21条「生命及び人身の自由の保護」つまり生存権に含まれる自己決定権に基づき、外科的又は医療行為ではなく自己認識により、インドの憲法と法律にあるジェンダー二元論を超えた、第3のジェンダー／性別としてのヒジュラ／ユーナックを承認した (paras 74-76)。最高裁が、文字通り、ジェンダー二元論を超えた存在を認めたのである。さらに、第3の性別を承認したネパール (2007年) とパーキスターン (2011年) の最高裁判決にも準拠しつつ、第14条の「人 person」、第15・16条の「市民 citizen」及び「性別 sex」、第19条の「市民」、そして21条の「人」とのすべての表現は人類を指しており、ジェンダー中立性であるがゆえに、男性又は女性のジェンダーに限定されず、人・市民にはヒジュラ／トランスジェンダーも含まれる、とした (paras 70-76)。

また、ジェンダーアイデンティティも承認され、その定義は、男・女性、又はトランスジェンダー・セクシュアルに本来備わっている感覚を示す、生命の最も基本的な側面のひとつである。ジェンダーアイデンティティは、個人が深く感じるジェンダーの内的及び個人的経験を示し、出生時に割り当てられた性別 sex と一致、若しくは不一致、並びに服装、話し方及びマナーを含む、医療・外科的、又は他の手段による外見若しくは機能の変更、又は自由な選択を含んだ個人の身体感覚も示す。ジェンダーアイデンティティはゆえに、男・女性、トランスジェンダー、又は他の同定化された範疇としての個人による自己同定化なのである (paras 19, 66, 70)。

本判決の最後には、9つの宣言が掲げられている。第一に、「ジェンダーアイデンティティは個人の同一性の重要な側面」とし、ジェンダー二元論から離れたヒジュラとユーナックは、憲法第3編の法の下、その権利保護を目的とし「第3のジェンダー」として扱われるべき、と判示した (para 129 (1))。次にトランスジェンダーへの言及があり、こうした人が有する自己同一化されたジェンダーの自己決定権も保護し、男性、女性、又は第3のジェンダーのジェンダーアイデンティティに関する法的認識の承認を、中央・州政府へと命じた (para 129 (2))。さらに、その他の後進階級として教育・公務員の採用などあらゆる留保制度拡大 (2%)、性の健康問題への対応 (ヒジュラ／トランスジェンダー専用のHIV血清管理センター設置)、社会的抑圧・恐怖・恥・性別違和・スティグマの諸問題への対応、医療・公衆トイレ、社会福祉政策立案、尊厳と社会的立場の回復が示されている (129 (3-9))。本判決において、あくまでヒジュラ／トランスジェンダーと併記されており、9つの宣言の最初にヒジュラが取り上げられたことは、原告の1人がラクシュミーであり、かつインドの歴史においてヒジュラが存在が認められていたことにほかならない。後進階級については、新たな階級の創出との意見も聞かれるが、おおむね、賛成の声が多かった。ただ後述する通り、医療への具体的な提案がなされておらず、とりわけ性別適合手術への取り組みに関して、何も言及されていなかった。この点は、委員会報告や次に紹介する法案と異なる。

2014年は、統一進歩連合政権の最後の年にあたり、この政権時代には「権利の政治」とよばれる憲法第21条の生存権の拡張解釈とその保障が広がり、権利立法が相次いで成立し、司法にもそ

の積極主義が浸透した。本判決はその成果の一つといえる。また、本判決が下された時、多くのメディアが歴史的な判決を報じた²²⁾。つまり、それまでインドにおいて、合法的には存在していなかった第3のジェンダー・トランスジェンダーの人々が、この判決の日に、誕生したのである。

3-3 シヴァの法案（2014年法案）

最後は、トランスジェンダー法案である。ドラヴィタ進歩党・上院議員T・シヴァ（Tiruchi Shiva 1954年－）によるこの法案の正式名称は、「トランスジェンダー・パーソンの権利法案the Rights of Transgender Persons bill, 2014）」（法案2014年第49号、以下2014年法案）といい、報告書と同様に、トランスジェンダーには「パーソン」がついている。同法案において、トランスジェンダー・パーソンとは、「出生時に割り当てられたジェンダーと一致しない人を意味し、トランス男性、トランス女性（性別適合手術、ホルモン療法、又はレーザー治療などを受けた人であろうとなかろうと）、ジェンダー・クィア、キンナル、ヒジュラ、アラヴァーニ、ジョグタなどのような多くの社会文化的同一性を含む人を意味する。本人はその限りではないが、周囲にそうみなされる人、ジェンダー未確定・多様性など」を指している。ナルサ判決や報告書と同様、伝統的な第3のジェンダーだけではなく、近代的医療を施され性別移行した人やそれを望む人、自己認識を持つ人などを網羅し、トランスジェンダーの人の定義を拡張しつつ、ジェンダーの自己決定権、また教育・医療、職業訓練、差別の撤廃のほか、公的証明書発行、教育・公務員の留保制度も盛り込んだ。本法案は翌年2015年4月上院において、初の議員立法として満場一致で可決された。しかしながら、この新たな法案は、2019年11月の成立まで、国会において二転三転することとなる。

第4章 新たな法

4-1 法案の成立（2014年－2019年）

2014年法案は、その後成立するとみられたが、陽の目を見ることはなかった。なぜならば、新たな政権により新たな法案が作成され、2016年8月に下院に提出されたからである（2016年法案第210号）。つまり、同じ主題をめぐる2つの法案が、同時に国会において審議される、稀有な事態となった。この件は議員立法とも相まって、異例づくしなのである。2016年法案は、社会正義・エンパワーメント省の草案をもとに作成され、常任委員会を経て、27回の修正を経た後、2018年12月17日に下院を通過した。ここではトランスジェンダーの人に新たな定義がなされ、完全に女性又は男性でもない人としていた。だが、2014年法案を換骨奪胎したといわれる2016年法案は、多くの批判を浴びつつ、2019年6月に下院の解散により廃案となる。他方、2014年法案は、その発議者T・シヴァに、政府から法案撤回の打診があったが、彼の拒絶により、保留状態が続いた後、下院運営・実施の手続き規則（Rule of Procedure and Conduct of Business in Lok Sabha）第112条2項、審議・保留中の法案は、実質的に同じ法案が下院にて可決された場合、

登録が削除される条項に加え、2016年法案と同様、下院の解散により審議されることなく廃案となった。

2019年、新政権の発足後、7月にまたも新たな法案（2019年法案第169号）が社会正義・エンパワーメント大臣により下院に提出された後、政府によるジャンムー・カシミール州の自治権剥奪決定と同じ8月5日に、下院の発声表決により可決され、委員会の報告書に基づく修正がなされた後、11月20日に上院に提出された。その際、T・シヴァ上院議員を含んだ野党による法案の精査が提案されたが却下され、11月26日に可決、12月5日、大統領が承認・署名し、翌年の2020年1月10日施行された。

4-2 トランスジェンダーの人の定義 — The Transgender Persons (Protection of Rights) Act, 2019

トランスジェンダーの人の権利保護法（以下TG法）は9章23条から成る（付録参照）。その定義は2014年法案ともさほど差異はなく、以下の通りである。「出生時割り当てられたジェンダーと自己のジェンダーが不一致な人及びトランス男性又はトランス女性（性別適合手術、ホルモン・レーザー、又はその他の治療を受けた人であろうとなかろうと）、並びにインターセックスのバリエーションを有する人、ジェンダークィア、並びにキンネル、ヒジュラ、アラヴァーニ、及びジョグタなどの社会文化的な同一性を持つ人々」（第2条k項）²³⁾。

4-3 選択と承認

ここで、やや恣意的になるが、社会正義・エンパワーメント省の専門家委員会報告書とナルサ判決及び2014年法案と比較しながら、本法の条文をみていく（表2参照）。本法4条2項には、トランスジェンダーと認識された人は、自己認識したジェンダーアイデンティティの権利を有するとある。だが、承認に関して、報告書やナルサ判決、2014年法案にあった自己選択権が削られ、県治安判事と県のスクリーニング委員会の承認が必要となった（4-7条）。6条はトランスジェンダーとしての証明書発行申請、7条はジェンダー／性別変更の申請手続きである。前者は、申請者が、申請書と関連書類を、所定の形式と方法により同判事に提出し、審査・認可されるプロセスを経る。この条文には、何ら身体変容についての言及はない。また7条によると、トランスジェンダーとしての証明書が発行されたのち、トランスジェンダーの人が男性又は女性のどちらかへとジェンダー／性別を変更する手術を受けた場合、手術を受けた医療機関における医療監督者又は最高医官により発行された証明書に添えて申請書を同判事に提出し、同判事により精査されジェンダー／性別変更証明書が発行される。つまり、トランスジェンダーの人の承認には、医療処置・手術が要件に入っていないのである。ナルサ判決にある、外科的又は医療行為ではなく自己認識としてのジェンダーアイデンティティの承認（para 76）が、存置したのである。6条であれ7条であれ、証明書が発行された場合、出生証明書及びその他の公的書類におけるファーストネーム変更の権利を有する（第7条3項）。また、未成年の場合、当人の親又は保護

表2 主な項目比較

	委員会報告書	ナルサ判決	2014年法案	TG法
用語	パーソン	トランスジェンダー	パーソン	パーソン
選択	自己	自己	自己	自己（行政）
公務員採用・教育留保制度	-	あり	あり	-
社会的地位	-	後進階級	後進階級	-
医療援助	あり	-	あり	あり
差別定義	あり	あり	あり	-
養子	-	-	-	-

者により申請がなされる（5条）。なお、トランスジェンダーの人やジェンダー／性別変更申請に年齢制限はない²⁴⁾。

15条ヘルスケアの便宜（Healthcare facilities）に関して、ナルサ判決においては判示されなかった支援が明記されており、性別適合手術、ホルモン・レーザー療法及び他の健康問題に関する包括的な保険制度により医療費を補う、との条文が盛り込まれた。さらに、性別適合手術やホルモン療法などへの医療施設提供も明記されている。ただし、政府系病院の診療料や薬剤費、入院・手術費が基本的には無料ではあるが、この点への記載は当たらない²⁵⁾。

そのほか、ナルサ判決と2014年法案に明記されていた、就業・公務員と教育における留保制度の条項が削除された。そのかわりとでも言えばいいのか、14条には、職業訓練及び自営業を含んだ、生活を支援する福祉プログラム策定が記されている。ヒジュラ、アラヴァーニなど、伝統的な共同体において、乞食（こつじき）が生業として定着しており、生業が限定されているため、就業は切実な問題である。当時、20以上の州・連邦直轄地において乞食行為が禁止されており、2014年法案やナルサ判決は、この犯罪化の禁止を求めていた²⁶⁾。伝統的なヒジュラ共同体にとって、子どもの誕生や婚姻などに、歌や踊りを披露し相手から報酬を受け取る行為、また街で道行く人や商店などにて店員に祝詞をあげ、同じく報酬を得る行為は、物乞いではなく、女神の恩寵を他者に与える宗教的行為とみなされている。さらに、生得的な家族とは縁を切り、明らかに可視化可能な姿、つまりヒジュラとして生活を送る人も多いがゆえに、乞食の合法化や雇用促進を国家が支援しなければ、生計をたてる選択肢そのものが狭まるのである²⁷⁾。

第3・9・10条に差別への条文があるが、トランスジェンダーの人々が直面する、他者からの違法行為・差別の定義がなく、公共の場におけるハラスメントや差別の禁止などへの言及もない²⁸⁾。ただ、18条d項には、トランスジェンダーの人の生命・安全・健康又は幸福を危険に晒す行為として、身体・性的虐待、言葉及び感情的虐待などが列記されており、違反者への6月以上の懲役、又は最大2年と科料の罰則、と記されている。もちろん、この条項は抑止力足り得るとは考えられるが、トランスジェンダーの人々は、男による性的暴行にも直面していることから、

現実的な解決法とはいえない。なぜならば、刑法375・376条の強姦罪は、被害者が女性のみであり、トランスジェンダーの人は、ここから漏れ落ちるからである²⁹⁾。さらに、セクハラや家庭内暴力の法においては、いずれも、女性への違法・犯罪行為しか構成要件足り得ず、また、わいせつ罪に相当する刑法354条「女性の慎み深さを踏み躪る意図の暴行」や刑法498条A項「夫と夫の親族による女性を残酷に服従させる行為（家庭内暴力）」にみられるように、これらはすべて女性を守る法・条項である。この点に関して、すでに、ナルサ判決において、ラーダクリシュナーン判事（K.S. Panicker Rādhākṛṣṇān 1949年－）が示した通り、ジェンダー二元論は、インド刑法及び他の福祉法令にも反映されているとはいえ、第3のジェンダー／性別への法の下での平等に反し、広範囲にわたる差別を促している（paras 75, 76）。判事は、ジェンダー二元論を超える存在としてトランスジェンダーの人を承認したといえども、さすがに現行法の改正までには言及していないが、二元論のジェンダーバイアスが司法・立法・行政にある、と暗示しているといえる。

こうした性犯罪や差別のほか、教育・雇用、住居、拘置、医療機関などへの違反への罰則や救済規定が記されていないため、本法はたんに道徳規範を述べたに過ぎないとの厳しい意見もある³⁰⁾。とはいえ、新たな法により、教育・医療やさまざまな施設機関において、分け隔てなくサービスを受ける権利を保障され、居住・移動の自由も保障されつつ、トランスジェンダーとして又は性分化疾患として生まれた子どもへの手術の禁止や、捨てられることもあった状況を改善するために、近親者と共に暮らす権利を付与し、近親者が養育する義務も課したのである。

終章 おわりに

幾多の山を越えて、ようやく施行された新法ではあるが、これはあくまで理念法でありゴールではない。TG法第8条と22条に基づき、2020年9月社会正義・エンパワーメント省によりトランスジェンダーの人の権利保護規則（rule）が公布された。ここには奨学金や技能研修、シェルター、医療支援などの項目があり、乞食（こつじき）が権利として認められ、2022年から「トランスジェンダーの人々への福祉のための包括的なりハビリテーション」と「乞食行為に従事する人々への包括的なりハビリテーション」が開始された。これは同年2月に開始された包括的スキーム「周縁化された個人への生計と企業への支援（Support for Marginalized Individuals for Livelihood and Enterprise）」の一環であり、社会正義・エンパワーメント省により主導され36億5千万₹（2021–2025年度）の予算を有する（インド情報局2022）。また、独立75周年を記念し、全国75の都市にて自由に乞食可能な政策も開始された³¹⁾。さらに同年、社会正義・エンパワーメント省に専用のポータルサイトが立ち上げられ、一度も役所に行かずして、ネットからトランスジェンダーの人としての証明書やIDカードの申請が可能となる³²⁾。そして、上記規則4条1項によると、県治安判事は、申請書と添付された宣誓供述書に基づき、いかなる医療診断なしで身分証明書を発行するとある。つまり、本規則も、行政にそのジェンダー／性別変更の権限を付与したのである。

インドは、国際的な変化に連動しつつ伝統的な価値も認めた司法の変化と新たな政策により、第3のジェンダー／性別を選択した人々が正統なる国民として生活でき、国家により保護される時代へと突入した。世界各国においては、性別に関して、自己の選択、あるいは行政・医療の判断と対応が分かれており、この判断は簡単ではなく、問題も孕む³³⁾。それでもなお、サラモンの述べる「官僚政治的な」管理ではあるが、感じられ方・感じられる身体を選択の幅が拡大したのだ(サラモン2019)³⁴⁾。上記ポータルサイトによると、証明書・IDカードは各々2万302人・2万300人に発行された(2024年6月確認)。さらに、2024年の第18次連邦下院総選挙において、第3のジェンダーの登録人数が全国わずかに約4万8千人であることから、国家による承認を受けた人はあまりに少なく、ゆえに、法変化と実生活の乖離が顕著であると言わざるを得ない³⁵⁾。その乖離の現実を見据えるには、当事者やその周辺の人々の応答をみていかなければならないだろう。

謝辞：本稿は、JSPS 科研費24K04483の助成を受けた研究である。

注

- 1) 各々用語の定義については、Doniger 2013参照。
- 2) インドでは2010年代に性別を表す行政の分類用語がsexからgenderに変更されたため、本稿においてこの用語を表すために、いささか増長ではあるが「ジェンダー／性別」との表現を用いる。また「性別sex」との表記はsexの訳語である。
- 3) 英領インド期におけるヒジュラへの政策に関しては、Hinchy 2019参照。
- 4) Queen Empress v. Khairati 1884 ILR 6 All 2004.
- 5) インド・エイズ対策については、Verma et.al 2004やLakkimsetti 2020参照。
- 6) 国連エイズ合同計画によると、2005年インドにおいては15–49歳では約520万人、HIVとともに生きる人々の総数約570万人(国連エイズ合同計画2006: 25, 374)。だが、2007年にはNACOにより、HIVとともに生きる人は約250万人に訂正された(国連エイズ合同計画2007)。
- 7) MSMの集中的対策・研究は、たとえば日本では、市川2008、嶋根・日高2013など参照。
- 8) インドにおいてMSMとの用語が公衆衛生政策において盛んに用いられるようになると、この語は2010年前後から同一性や自称を表す用語へと変わっていった。
- 9) Beggingは「物乞い」と訳せるが、本稿は宗教的意味を含め「乞食(こつじき)」と訳した。
- 10) 2017年のNACOによると、高リスク集団ではなくキー人口として、女性セックスワーカー、MSM、トラック運転手／移民、注射針使用薬物依存者、ヒジュラ／トランスジェンダーの人が同定化されている(NACO 2017: 1 n1)。
- 11) CBOとNGOは近い用語ではあるが異なる。だが、本稿では論旨の都合上NGOを用いる。また、運動に関し、2000年代後半よりNGOのサイトやFacebook・ツイッターなどが法的助言や医療の手引き・カウンセリング等を提供し、重要な役割を果たしている(Sengupta 2022)。
- 12) Dave 2012: 221–223。デリーのレズビアン団体において、FtMで手術を受けた後、団体を去らざるをえなかったメンバー、またジェンダーアイデンティティが女性でレズビアンと認識するメンバーは男性器がついていたため会合の参加を許されなかったケースもある(Dave 216 n18)。性的指向を基軸とする運動は、Bose & Bhattacharyya 2007, Dave 2016, Banerjea 2012参照。
- 13) 政府からの委託と同時に、外国からの資金援助を受けている組織もある。なお、ヒジュラに関し

- て、2000年、ヒジュラの Śabnam Mausī (1955年-) がマディヤ・プラデーシュ州議会議員に当選し、さらに同州に2人のヒジュラ市長が誕生したとの政治的動きもある (BBC 2002)。
- 14) ハムサファール・トラストのロウ・カヴィ氏や権利擁護運動担当によると、MSMとの用語をインドにて使い始めたのは、南アジアにおいて人権活動・HIV対策に尽力していた英国人活動家 Shivananda Khan (1948-2013年) だという (2019年9月の調査)。
 - 15) 社会正義・エンパワーメント省常任委員会2017: 4. PIL No.1 of 2012, 本NGOは2011年ムンバイにて Piyush Saxena 博士により設立。彼は2013年11月5日の委員会会合に出席している。
 - 16) 2014年4月, NGO ラクシャトラスト職員及び主宰者への聞き取り調査より。
 - 17) 社会正義・エンパワーメント省2014: 16, 17。また, 第12次5ヵ年計画 (2012-2017) にも短いながらも, トランスジェンダー共同体へのエンパワーメントの提案が掲げられており, 性別欄における新たな選択肢追加や, 教育・住居・ヘルスケア, さらに雇用機会などの同省による支援, その他の省と協力して人口把握に努めるなどが記されている (インド計画委員会2013: 23, 71)。
 - 18) *ibid.*
 - 19) インドの精神科医などの専門家は, 当時, トランスジェンダーの人の診断に関して, DSM-4, 5および世界保健機関の国際疾病分類第11版を, そして治療のガイドラインとして世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会の『ケア基準 (Standard of Care)』第7版を参照にしていた [*ibid.*: 71]。すでに2011年, 国連エイズ合同計画インドが国内のガイドラインの草稿を作成していたが, その対象は, MtFの性別適合手術のみであったため, 上記の国際的なガイドラインを参照にしつつもインド国内の文脈に沿った包括的なガイドラインが必要とされていた。
 - 20) *National Legal Services Authority v. Union of India*. WP (C) No 400 of 2012. AIR 2014 SC 1863.
 - 21) 2017年の最高裁判決においても, プライバシーの権利の一つとして, ジェンダーアイデンティティと性的志向が承認され, その前者の定義に関して同じ文言が使われている。Justice K.S. Puttaswamy (Retd.) & Anr. vs. Union of India & Ors. WP (C) No. 492 of 2012. AIR 2018 SC (SUPP) 1841.
 - 22) Dhananjay 2014 ; Venkatesan 2014 ; ツイッター (現X) ANI 2014など多数。
 - 23) これまでの違いとして, 性分化疾患 (条文では *intersex*) のバリエーションを伴う人も定義されており, 「出生時に, 男性又は女性の身体の規範的基準から, 彼又は彼女の主要な性的特徴, 外性器, 染色体又はホルモンのバリエーションを示すことを意味する」とされた (2条i項)。
 - 24) 年齢制限はないが, 性別適合手術に関して, 多くの病院において, 18歳以上との国際ガイドラインが遵守されており, 2019年8月, タミル・ナードゥ州にて, 性分化疾患の乳児及び未成年者への性別変更手術が禁止され, 2021年にはデリーにおいても同じく禁止された (Imaranullha 2019; the Indian Express 2021; Mukherejee & Duggal 2023)。なお, 15条d項は, 世界トランスジェンダー専門家協会のガイドラインに従い, 性別適合手術に関連した健康の手引き／マニュアルの作成を命じている。
 - 25) 後述の規則 (2020年) に基づき, 医療支援が認められた。たとえば, 2022年1月-2023年1月まで, この支援を用いて, タミル・ナードゥ州政府系病院にて105件の性別適合手術が実施された (The Hindu 2023)。さらに, 2023年9月, デリーの Ram Manohar Lohia 病院 (公立) に, トランスジェンダーの人のための国内初の無料外来科が設けられた (TOI 2023)。
 - 26) 1959年ボンベイ乞食防止法 the Bombay Prevention of Begging Act, 1959。デリー連邦直轄地においても1960年に採用されており, その他の州・連邦直轄地においても同法が適用され, 違反者には3-10年の懲役／禁錮刑が科される。だが, 2018年デリー高裁は乞食の禁止を違法と判示した (Harsh Mander & Anr. v Uoi & Ors. W.P. (C) 10498 of 2009, AIR 2018 Del 188)。2021年コロナ禍において, 最高裁もまた, 乞食の禁止が違法と指摘している (Kush Kalra v Union of India W.P. (C) 708 of 2021 ※2024年9月現在未結審)。https://www.hindustantimes.com/editorials/the-supreme-

court-is-right-on-begging-101627471711972.html

- 27) ヒジュラの伝統的な生活については、拙論参照（山崎2023）。
- 28) 2023年10月17日、最高裁は同性婚について、議会に権限があると判示し訴えを棄却したが、再審査請求を受けたのち2024年7月からまた審理が始まる（*The Times of India* 2024）。また本判決は現行法において、異性関係にある、つまり法的に承認されたトランス男性（又はトランス女性）と、反対のジェンダー／性別を持つ人との婚姻を認めている。なお、2019年マドラス高裁は、ヒンドゥー婚姻法に基づきトランス女性、又は自身を女性と認識する性分化疾患・トランスジェンダーの人（原文 *intersex・transgender* の人）を妻 *bride* と承認している（*Arun Kumar & Anr. V. Inspector General of Registration & Ors. W.P. (MD) No.4125 of 2019. AIR 2019 Mad 265*）。
- 29) セクハラと家庭内暴力の法律名は、「職場における女性へのセクシュアルハラスメント法」（2013年）、「家庭内暴力からの女性保護法」（2005年）である。もちろん、性犯罪に関して、トランスジェンダーの人に特化した法律を作る必要はなく現行法で対応可能であるとも考えられるが、女性のみが被害者の強姦罪は最大無期懲役又は死刑であり、他方、誰でも加害者になり得る2つの条項、刑法377条と刑法319条（-348条）傷害罪は最大10年となっており、法定刑にかなりの開きがある。また、HIV／エイズ予防管理法（2017年）や抑圧された階級（市民権保護）法（1955年）など特定の人や階級への差別を禁止する法律はある。
- 30) *Sriraam* 2022: 123
- 31) <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1851291>（2024年6月29日最終閲覧）。
- 32) 2022年8月、社会正義・エンパワーメント省と保健・家族福祉省国家保健局によると、長寿化インド（*Ayusham Bharat*）計画における貧困ライン以下の層に向けた保険制度（*Pradhan Mantri Jan Arogya Yogy*a）の対象をトランスジェンダーの人にまで拡大し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの包括的医療パッケージとして新たに *Ayusham Bharat TG Plus* 政策が開始された。その一項目として、性別適合手術や診療など、一人当たりの医療費50万₹／年（上限）が政府負担となる（インド情報局2022）。こうした社会保障の考察は、別稿に譲る。
- 33) 法施行後も承認には手術が必要との言説もあったが、2024年4月マドラス高裁は、旅券の性別／ジェンダー変更に手術の必要はないと判決を下し、裁判中にて、中央政府からも同じ意見を受けている（*Sivakumar T.D. v. State of Tamil Nadu W.P. No.31702 of 2019 SCC online Mad 574*）。
- 34) 近年トランスジェンダーの人として、ケーララ州コチ・メトロへの雇用や警察官採用もあり、伝統的現代的、また性別変更をした人々であれ、その活躍の場も徐々に広がっている（*The Economic Times* 2017）。だが、軍隊への受け入れはまだである（*Deccan Herald* 2023）。
- 35) 現在の政策について辛辣な意見もメディアにはある。たとえば、州によるトランスジェンダーの人への協会・委員会は機能不全であり、トランスジェンダー・保護セルを設置している州はたった2州に過ぎなく、問題は現場でのプロセスが悪いように実施されている（*Ketaki* 2024）。

参考文献・資料

- アルトマン、デニス。（2005）。『グローバルセックス』（河口和也・風間孝訳）岩波書店
- 市川誠（2008）。『男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究 平成19年度総括・分担研究報告書』厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
- インド計画委員会。（2013）。*Twelfth Five Year Plan (2012-2017) Faster, More Inclusive and. Sustainable Growth*. (Vol). New Delhi.
- インド報道局（2022, June 30）。Retrieved from <https://static.pib.gov.in/WriteReadData/specificdocs/documents/2022/jun/doc202263068501.pdf>（最終閲覧2024年9月15日）
- 国連エイズ合同計画。（2006）。*2006 Report on the global AIDS epidemic A UNAIDS 10th anniversary*

- Special edition*. Genève.
- (2007). *Press Release 2.5 million people in India living with HIV, according to new estimates*. 国連開発計画 India. (2010). *Hijras/Transgender Women in India: HIV, Human Rights and Social Exclusion. Issue Brief*. New Delhi.
- 国家エイズ管理機構 NACO (National AIDS Control Organization). (2006). *Technical Report India HIV Estimates-2006*. New Delhi
- (2007). *Targeted Interventions Under NACP 3 Operation Guidelines*. New Delhi.
- (2011). *National AIDS Control Programme Phase IV -Strategic Approach for Targeted Intervention among Men who have Sex with Men (MSM)*. New Delhi.
- (2013). *Annual Report 2012–13*. New Delhi.
- (2015). *Operational Guidelines for Implementing Targeted Interventions among Hijras and Transgender People in India -Guidelines for CBOs/NGOs and SACS/TSU*. New Delhi.
- (2017). *National Strategic Plan for HIV/AIDS and STI 2017 – 2024 “Paving Way for an AIDS Free India.”* New Delhi.
- 國弘暁子 (2009). 『ヒンドゥー女神の帰依者ヒジュラ — 宗教・ジェンダー境界域の人類学』 風響社
- サラモン, ゲイル. (2019). 『身体を引き受ける トランスジェンダーと物質性のレトリック』 (藤高和輝訳) 以文社
- 嶋根卓也, 日高庸晴 (2008). 「インターネットによる MSM の HIV 感染予防に関する行動疫学研究」 REACH online 2013 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2013/133101/201319005A_upload/201319005A0005.pdf (2024年6月29日最終閲覧)
- 社会正義・エンパワーメント省専門家委員会 (2014). *Report of the Expert Committee on. the Issues relating to Transgender Persons*. New Delhi.
- 常任委員会 (2017). 『第16次下院社会正義・エンパワーメント省第43回報告書』 New Delhi
- ソクタグ, スーザン. (2012). 『隠喩としての病 エイズとその隠喩』 (富山太佳夫訳) みすず書房
- ANI ツイッター. (2014, April 15 p.m. 2: 48). *I am very happy, today we (Transgenders) have been given same rights as men and women-Laxmi Tripathi, Petitioner*. (最終閲覧2024年6月19日)
- 山崎浩平 (2021). 「自由, さもなくば罪人 — 性の多様性をめぐるインド刑法の攻防」 (田中雅一・嶺崎寛子編) 『ジェンダー暴力の人類学 — 家族・国家・ディアスポラ社会』 昭和田, 277–301.
- (2023). 「乳のちぎり — インドにおける非生殖的共同体の関係性構築」 (松尾瑞穂編) 『サブスタンスの人類学 — 身体・自然・つながりのリアリティ』 ナカニシヤ出版, 181–212.
- Banerjea, Niharika. (2014). ‘Critical urban collaborative ethnographies: articulating community with Sappho for Equality in Kolkata, India.’ In *Gender, Place & Culture A Journal of Feminist Geography*. Vol. 22(8) (pp.1058–1072) [doi: 10.1080/0966369X.2014.939145]
- Biswas, Arpita. Phukan. (2020). The Iconography of Hindu (ized) Hijra: Idioms of hijra representation in Northern India. In Ahonaa Roy (Eds.). *Gender, Sexuality, Decolonization: South Asia in the World Perspective* (pp. 84–98). London: Routledge India.
- Bose, Brinda and Bhattacharyya, Subhabrata (eds.). (2007). *Phobic and the Erotic. The Politics of Sexualities in Contemporary India*. Calcutta: Seagull Books.
- Dave, Naisargi. 2016 (2012). *Queer Activism in India: A Story in the Anthropology of Ethics*. New Delhi: Zubaan Academic.
- Gannon, Shane. (2009). *Translating the Hijra: The Symbolic Reconstruction of the British Empire in India*. Doctor of Philosophy thesis [doi.org/10.7939/R3F892]
- Hinchy, Jessica. (2019). *Governing Gender and Sexuality in Colonial India The Hijra, c.1850–1900*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Lakkimsetti, Chaitanya. (2020). *Legalizing Sex: Sexual Minorities, AIDS, and Citizenship in India*. New York: New York University Press.
- Nanda, Serena. (1990). *Neither Man nor Woman. The Hijras of India*. California: Wadsworth.
- Doniger, Wendy. (2013). *On Hinduism*. New York: Oxford University Press.
- Doniger=O’Flaherty, Wendy. (1980). *Women Androgynes and Other Mythical Beasts*. Chicago: Chicago University of Chicago Press.
- Peoples’ Union for Civil Liberties. Karnataka (PUCL-K). (2003) *Human Rights violations against the transgender community. - A study of kothi and hijra sex workers in Bangalore, India*. Bangalore.
- Puri, Joti. (2016). *Sexual States: Governance and the struggle over the antisodomy law in India*. Durham: Duke University Press.
- Reddy, Gayatri. (2005). *With Respect to Sex Negotiating Hijra Identity in South India*. Chicago: University of Chicago Press.
- Sengupta, Lopamudra. (2023). *Human Rights of the Third Gender in India. Beyond the Binary*. New Delhi: Routledge India.
- Sriraam, Sangeetha. (2022). ‘Time to “Act”’: Guaranteeing Full Citizenship of Transgender. Persons in India.’ In Douglas.A. Voloch (Eds.), *Transgender India: Understanding Identities and Experiences* (pp. 117–137). New Delhi: Springer.
- Vakoch, Douglas. A. (Ed.). (2022). *Transgender India: Understanding Identities and Experiences*. New Delhi: Springer.
- Verma, K. Ravi. Et.al. (2004). *Sexuality in the Time of AIDS: Contemporary Perspectives from Communities in India*. New Delhi: Saga Publications.
- [Web]
- BBC (2002, August 29). Retrieved from http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/2224164.stm (最終閲覧2024年7月9日)
- Deccan Herald. (2023, November 14). Retrieved from <https://www.deccanherald.com/india/discussions-on-study-group-formed-over-entry-of-transgenders-in-armed-forces-2769582> (最終閲覧2024年7月10日)
- Dhananjay, Mahapatra. (2014). Retrieved from <https://timesofindia.indiatimes.com/india/Supreme-Court-recognizes-transgenders-as-third-gender/articleshow/33767900.cms> (最終閲覧2024年6月19日)
- Imaranullha, S. Mohamed. (2019, August 19). Retrieved from <https://www.thehindu.com/news/national/tamil-nadu/tn-bans-sex-reassignment-surgeries-on-intersex-infants-children/article29273674.ece> (最終閲覧2024年6月24日)
- Ketaki, Desai. (2024, May 5). Times of India 紙. Retrieved from <https://timesofindia.indiatimes.com/india/nalsa-verdict-10-years-later-why-are-trans-people-still-at-red-lights/articleshow/109847139.cms> (最終閲覧2024年6月19日)
- Mukherjee, Utsav and Duggal, Harsimran. (2023, December 13). Retrieved from <https://www.sconline.com/blog/post/2023/12/13/gender-affirming-surgeries-and-minors-the-law-in-india/> (最終閲覧2024年6月24日)
- Sequeira, Rosy. (2012, September 18). Times of India 紙 (電子版). Retrieved from <https://timesofindia.indiatimes.com/india/take-decision-on-eunuchs-issues-hc-tells-centre/articleshow/16452711.cms> (最終閲覧2024年6月26日)
- The Economic Times. (2017, May 20). Retrieved from <https://economictimes.indiatimes.com/news/politics-and-nation/in-a-first-kochi-metro-appoints-transgenders-as-its-staff/making-progress/slide->

show/58764414.cms (最終閲覧2024年7月9日)

The Hindu (2023, February 11). Retrieved from <https://www.thehindu.com/news/cities/Madurai/105-gender-reassignment-surgeries-performed-at-grh-in-one-year/article66494840.ece> (最終閲覧2024年9月15日)

The Indian Express. (2021, August 25). Retrieved from <https://indianexpress.com/article/cities/delhi/delhi-hc-notice-govt-plea-ban-sex-selective-surgeries-intersex-infants-7469975/> (最終閲覧2024年6月26日)

The Times of India. (TOI) (2023, September 18) Retrieved from <https://timesofindia.indiatimes.com/city/delhi/first-opd-for-transgenders-at-rml-hosp/articleshow/103741919.cms#> (最終閲覧2024年9月15日)

——— (2024, July, 5). Retrieved from <https://timesofindia.indiatimes.com/india/supreme-court-to-revisit-same-sex-marriage-ruling-on-july-10/articleshow/111511521.cms> (最終閲覧2024年7月6日)

Venkatesan, J. (2014, December 4). Retrieved from <https://www.thehindu.com/news/national/supreme-court-recognises-transgenders-as-third-gender/article5914572.ece> (最終閲覧2024年6月19日)

[法令]

The Human Immunodeficiency Virus and Acquired Immune Deficiency Syndrome (Prevention and Control) Act, 2017. Act No. 16 of 2017

The Protection of Civil Rights Act, 1955. Act No.22 of 1955

The Protection of Women from Domestic Violence Act, 2005. Act No.43 of 2005

The Rights of Transgender Persons Bill, 2014.

The Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013. Act No.14 of 2013

The Transgender Persons (Protection of Rights) Bill, 2016.

The Transgender Persons (Protection of Rights) Act, 2019. Act No.40 of 2019

The Transgender Persons (Protection of Rights) Rules, 2020.

付録 トランスジェンダーの人の権利保護法 2019年

第1章	序文 1条 略称, 範囲及び施行 2条 定義
第2章	差別の禁止 3条 差別の禁止
第3章	トランスジェンダーの人の同一性の承認 4条 トランスジェンダーの人の同一性の承認 5条 ID証明書申請 6条 ID証明書発行 7条 ジェンダーの変更
第4章	政府による福祉措置 8条 権限のある政府の義務
第5章	組織及びその他の人の義務 9条 雇用における非差別 10条 組織 (establishments) の義務 11条 苦情救済の仕組み 12条 居住権
第6章	トランスジェンダーの人への教育, 社会保障及び健康 13条 トランスジェンダーの人への包括的教育提供のための教育機関の義務 14条 職業訓練及び自営業 15条 ヘルスケアの便宜
第7章	トランスジェンダーの人のための国家評議会 16条 トランスジェンダーの人のための国家評議会 17条 評議会の機能
第8章	違法行為及び罰則 18条 違法行為及び罰則
第9章	雑則 19条 中央政府による補助金 20条 本法は他のいかなる法律も侵害しない 21条 信義誠実の行為の保護 22条 権限のある政府のルールを策定する権限 23条 困難を排除するための権限

日本大学汉语专业记叙文写作情况考察

楊 蕾
吉 野 孝 介
植 屋 高 史

提要：本文对日本汉语专业学生（中高级）课堂写作的作文进行统一标准评分，基于文本分析及评分的结果从逻辑、内容、语言表达等三个维度对学生记叙文写作情况进行考察，以期厘清学生记叙文写作的现状及问题，对今后的写作教学有所助益。

研究发现，大部分学生能够在规定时间内写出切合主题的文章，逻辑结构基本清晰，能够写明基本信息。逻辑维度上学生在首尾呼应、段落衔接方面最难得分；学生是否能够注意到增加细节特征的描述成为内容维度拉开分数差距的关键；语言表达维度上选择词汇、语法等表达是否恰当尤其成为了中高级学习者写作难点。

要旨：本研究では、日本の中国語専攻の学生による授業内作文（中上級レベル）を統一基準で評価し、その結果に基づいて、学生が書いた叙述文を、論理、内容、言語表現の3つの側面から分析する。これにより、学生の叙述文ライティングの現状と問題点を明らかにし、今後の作文教育に役立てることを目指している。

研究の結果、ほとんどの学生は指定された時間内にテーマに合った文章を書き上げ、論理構造も基本的には明確で、基本情報ははっきりと記述できていることが分かった。論理の面では、冒頭と結論の呼応や段落の繋がりに関する評価が低かった。内容の面では、学生が細部の特徴を描写することに注意を払うかどうか、得点差を広げる鍵となった。言語表現の面では、語彙や文法の選択などの表現が適切であるかどうか、中上級学習者にとっての作文の難点となっていることがわかった。

关键词：连贯；衔接；语篇；二语记叙文写作评估标准；文本分析

1. 引言

写作需要综合运用各种能力，与说话相比，成功的写作要满足以下要求。田然（2014）指出，文章观点和信息的明确、充分，篇章结构的清晰、合理，选择词汇、语法、句式等准确，以保证不能与读者进行互动的情况下，仅凭文字进行表达而无模糊不清之处。综合运用恰当的语言及非语言相关要素以突出和强调重点，写出一篇从内容、逻辑、语言表达维度来看都适合于主题与读者的

文章。与第一语言写作相同，第二语言写作（后文简称为二语写作）也是对学生的语言学习效果、课堂教学效果最真实的反馈之一，考试中的写作测试部分也是对考生语言能力考查的重要部分。

在运用第一语言写作过程中，写作者是用早已能够熟练运用的语言作为表达思想的工具，在学习写作之前已经具备了口语表达能力。而口语表达能力自然成为书面表达的基础，因此运用第一语言写作时，并没有语言运用上的困难，只需要集中精力去思考表达的内容及文章结构即可。而二语写作则不同，写作者所使用的目标语言还尚在学习过程中，没有足够的目标语言其他能力可以作为基础。二语写作者能够用来作为二语写作基础的是语言写作能力相关的非语言表达相关因素，例如思维水平、语言表达能力、篇章组织能力等，而在语言能力上则受到较大的限制。

第一语言写作过程中，语言能力与表达能力、思维能力等非语言表达相关因素处于相对平衡的状态。虽然不同个体这几方面的能力会有一些的差别，但总的来看，并没有语言水平和思维、表达能力之间的“失衡”。而二语写作过程则不同，二语学习者尤其是大学的二语学习者一般都是成年人，他们的思维、表达能力一般已经经过了系统的训练，发展得比较成熟。而其二语水平则还处于学习阶段，语言运用能力与思维、表达能力存在较大的差距，这就需要通过学习来逐渐减小差距。

那么，从内容、逻辑、语言表达这三个维度（吉野孝介、高思暢、植屋高史、楊蕾2023）来看，二语写作的难点是否仅限于语言表达，在其他维度是否也有不足。这些正是我们所关心的，也是本文接下来要分析解决的问题。

2. 研究目的及设计

写作测试应该如何去考查考生的能力，如何对写作这一复杂的综合活动进行评估是一个热点问题。常见的写作测试评分有两种，一种为综合评分，即评分员通读作文全文后按照评分准则评出总体分；另一种为分项评分，即评分员按照评分细则，对作文的不同维度分别给出评价（罗青松2002）。

课堂二语写作基本都是采用教师评阅的方式为主，通常采用的都是综合评分，评分结果很难避免带上一定的主观性，更会受到评阅时个人状态的影响。学生希望从作文范文的学习、写作练习中得到提高，同时也希望从教师的评改和分数反馈中了解自己的语言运用水平，及时调整自己学习的方向。可见，写作评估要做到公平与统一。这不仅是对学生，对每一个担任写作课的教师来说也是同样重要的，教师需要借助修改和评语来有效帮助学生提高二语写作水平。

2.1 研究目的

为此，本文对日本汉语专业学生课堂写作的作文进行统一标准的综合评分，基于文本分析及评分的结果从逻辑、内容、语言表达等三个维度对学生记叙文写作情况进行考查，以期厘清学生记叙文写作的现状及问题，进而对今后的写作教学有所助益。本文主要研究问题如下：

- （1）日本汉语专业的学生汉语二语记叙文写作情况如何？

(2) 逻辑、内容、语言表达这三个维度下的各评分细则是否对日本汉语专业学生汉语二语记叙文写作具有同等难度?

为弄清上述研究问题,本研究将选取作文样本、评分标准及评分员做了如下设定。

2.2 作文样本¹⁾

本文选取了题为介绍人物的记叙文,如:介绍自己、朋友、喜欢的偶像、卡通人物等。进行时长为40分钟的课堂限时写作,可使用词典。考虑到字体整洁、字迹工整等相关因素都有可能对评分产生影响,我们将学生提交的手写作文转换为电子版。对作文中的语法错误、错字、丢字等不做修改。回收学生作文18篇,删除学习者个人相关信息,用[1]~[18]对作文进行编号后交由评分员评分。

18篇作文样本为我校汉语专业18名二年级学生所写(已通过HSK4级考试的两名,5级考试七名,6级七名。截止作文收取日有两名尚未参加HSK考试,但母语为汉语,完全能够通过HSK6级考试)。其中日语母语学习者九名,日汉双语者一名,八名学生为常年生活在日本的汉语母语者,虽然在日常简单对话等口语交际方面与普通汉语母语者相差并不大,其口语表达能力能够在一定程度上成为书面表达的基础,但由于缺少系统的写作训练,在汉语写作方面同常年生活在母语环境中的汉语母语者尚有较大不同,严格来说应属于继承语者。

2.3 评分标准及评分员

我们请5位汉语母语的现职国际汉语教师,主要从逻辑、内容、语言表达方面进行了综合评分(5分档综合评分)。5位评分员在日本从事国际汉语教育多年,平均教学时长11.6年(Max=15, Min=6, SD=3.26)。其中4位评分员有担任大学汉语专业作文课的经验,第五位评分员虽没有担任过作文课,但在常年担任的综合类汉语课中也有多次为二语写作评改的经验。

3. 评分结果及分析

5位评分员对18篇作文的评分,平均分为3.2。本文将4分以上(不含4分)设为高分组,3分以下(不含3分)设为低分组,其余设为中等分组,整理如下。

并进一步从逻辑、内容、语言表达三个维度,对表1中的高、中、低三组作文进行了对比分析。

3.1 逻辑维度分析结果

逻辑维度主要从语篇层面来看,语篇通常指一系列连续的语段构成的语言整体。写作的时候,我们不光是写一个句子或一组毫无关系的句子,而是写前后相连的有一定连接的一个以上的句子。像这样前后相连的一个以上的句子就构成一个语段,而若干语段又构成一个完整的语篇。语篇既要合乎语法,且要语义连贯,无论从语义还是语用上都要求衔接自然。写作教学就是培养学生的语篇

表 1 评分分组情况

分组	[作文编号] (平均分)
高分组	[2] (4.6)、[6] (4.2)、[9] (4.4)、[13] (4.2)
中等分组	[3] (3.6)、[4] (3.4)、[5] (3.0)、[7] (3.0)、[10] (3.4)、[11] (3.0)、 [14] (3.0)、[16] (4.0)、[17] (3.6)
低分组	[1] (2.6)、[8] (2.4)、[12] (2.8)、[15] (2.2)、[18] (1.0)

表达能力。

此次通过对评分员评分理由的梳理也验证了语篇衔接的重要性。评分员们在逻辑维度进一步要求：文章构成逻辑清晰，结构合理；有首尾呼应，段落之间衔接自然。

3.1.1 文章构成逻辑清晰，结构合理

通过对比发现，不仅高分组作文，中等分组作文甚至低分组作文均能很好地在该项细则上得分。

[例 1] 那我为什么喜欢他呢？答案是因为他很有魅力。

第一，……

第二，……

[例 1] 是中等分组作文中的例子，但总分式的段落划分清晰，段落开头就明确写出整段的中心“那我为什么喜欢他呢？答案是因为他很有魅力”，清晰地表达了因果关系，整篇文章结构一目了然。不仅段落之间逻辑清晰，列举原因的时候也恰当地使用了诸如“第一”“第二”的表达让整个语段内的内容衔接自然、连贯。

相比之下，低分组作文句与句之间，语段之间的连贯性稍差，但学习者仍能注意在一个句子里保证结构合理，衔接自然。

[例 2] 他家是四口人，爸爸、妈妈、比小新小五岁的妹妹和他。每天家里非常热闹，家庭也很圆满。他家养一个很似棉花糖的可爱小狗，叫小白。小新经常偷懒，不去带小白散步，所以他被妈妈骂过好多次了。

(修改：他家有四口人，爸爸、妈妈、比小新小五岁的妹妹和他。他家里每天都非常热闹，是很幸福的一家人。他家养了一只很像棉花糖的可爱小狗，叫小白。遛狗是小新的任务，但是他经常偷懒，不带小白去散步。因为偷懒被妈妈骂过好多次。)

上述 [例 2] 是低分组作文中的一段，语言表达虽有不足，但每个句子基本正确。且也注意选择诸如“所以”这样的连词恰当地表达出了该句的因果关系。不过从语义关系上来看，句与句之间的连贯性有待改进。如能像任课教师（任课教师此次未担任评分员）给修改的那样，增加“遛狗是

小新的任务”就能让前后连贯起来。

3.1.2 有首尾呼应，段落之间衔接自然

因为是限时作文，很多学生此次写作时间稍显不足。这也造成了很多作文出现了有头无尾，结束仓促的情况。从此次评分结果来看，“首尾呼应”这一逻辑维度的细则是二语记叙文写作的难点。只有三篇作文满足，主要集中在高分组作文中。

[例3] 进入到新的学校后，我认识了一个新朋友。

.....

我希望我们能一直保持这样简单又美好的关系。

[例3] 中的两句是一篇高分组作文的开头句和结尾句，开篇和结尾相呼应，整篇文章十分连贯。

语篇的衔接手段包括词汇、语法、语用手段等，既能在形式上保证语句通顺，又能在语义上保证语篇连贯。从此次二语写作结果来看，学生对于连词掌握情况较好，尤其能够选择恰当的连接词写出正确的句子，让句子之间，段落之间保持连贯。但通过其他手段来完成逻辑维度的连贯、衔接自然还相对较难。如，第一语言写作中通过副词的使用可以有效增加语篇的连贯性，让前后文衔接自然。我们将学生的18篇二语作文及任课老师修改的18篇作文分别用文本分析软件进行了高频词抽取，副词部分（仅选取了修改前正确使用5次以上的副词）结果如下。

表2 高频副词相关结果

词	修改前	修改后
就	18	36
都	17	25
还	9	14
又	5	10

任课教师在修改的时候，仅“就/都/还/又”这几个此次出现的高频副词就增加了36处，其中增加的“就”最多有18处。

另外，为了保证逻辑维度的连贯和衔接自然，尤其是首尾呼应这一细则，任课教师对作文尤其是低分组作文进行了大篇幅的增加，结果如下。

表 3 修改前后作文篇幅

作文编号	修改前	修改后
[1]	264字	281字
[8]	265字	311字
[12]	290字	309字
[15]	155字	188字
[18]	99字	201字

3.2 内容维度分析结果

评分员们在内容维度进一步要求：主题明确，人物基本信息清晰；有关于人物外貌、性格等特点的详细描写。

3.2.1 主题明确，人物基本信息清晰

通过此次考查我们发现，内容维度中的人物基本信息清晰这一细则，是最容易得分的。

[例 4] 我有一个朋友叫**，是中国人。她今年29岁了。

不仅中高分组，像上面的[例 4]及前文做列举的[例 2]虽然是低分组作文，但也都对人物基本信息作出了清晰地描写。

3.2.2 有关于人物外貌、性格等特点的详细描写

不过，内容维度的另一细则有关于人物外貌、性格等特点的详细描写，则相对难度较大。得分较高，完成较好的均属高分组。如下：

[例 5] 她有一头乌黑的长发，不大不小的眼睛，笑起来的时候总会眯成一条缝，很是可爱。

她很喜欢穿深色的衣服，至于为什么，我想是因为深色的衣服显瘦吧！

[例 6] 刚认识她的时候，她表现得很温柔，说话总是细声细语，和我的大嗓门儿截然相反。

……会在我难过的时候陪我散心，会对我说的每一句话，每一个邀约都做出回应。

[例 5] 是对人物外貌的一段描写，“一头乌黑的长发”“笑起来的时候总会眯成一条缝”等表达形式，都让人物的形象跃然纸上。[例 6] 主要是对人物性格的一段描写，运用了“每一句话”“每一个邀约”这样的排比修辞，而非“认真听我说话”这种简单的表述，十分生动地描写了人物性格。

3.3 语言表达维度分析结果

与第一语言写作不同，二语写作中语言能力上会让学习者受到较大的限制。评分员在语言表达维度进一步要求：词汇、语法等相关表达错误较少；能选择恰当地道的表达方式；文章篇幅长度适中。

[例7] 我有时候听他的歌缓解压力，能忘一天的不好的事情。

(修改：我有时候听他的歌缓解压力，让自己忘却一天里的不愉快。)

[例8] 虽然他是一个很调皮的小孩，但是他每次都说笑话引人发笑，他的明亮性格真的让人高兴。

(修改：他虽然是一个很调皮的小孩子，但是他每次都能说笑话逗笑大家。这样开朗的性格实在太招人喜欢了。)

从上面[例7][例8]可以看出，词汇、语法等相关的错误都是评估时的判断重点。可见语言表达能力确实会让学习者二语写作受到较大的限制。

另外，我们发现评分员会通过各作文之间的比较，对作文篇幅进行评分。比如三位评分员对低分组的其中一篇作文分别明确给出了“太短”“字数过少”“篇幅太短，不到100字”的评分说明。

4. 结论

本文对日本汉语专业学生课堂写作的作文进行统一标准的综合评分，基于文本分析及评分的结果从逻辑、内容、语言表达等三个维度对学生记叙文写作情况进行考察。结果如下

(1) 本次高、中、低三组学生均能够在规定时间内写出切合主题的文章，且逻辑结构基本清晰，能够写明基本信息。但在首尾呼应、段落衔接、细节特征描写方面，中、低组学生得分情况稍差。

(2) 逻辑、内容、语言表达这三个维度下的各评分细则对日本汉语专业学生汉语二语记叙文写作所具有的难度不同。逻辑维度上学生在首尾呼应、段落衔接方面最难得分；内容维度上学生是否能够注意到增加细节特征的描写成为拉开分数差距的关键；语言表达维度选择词汇、语法等表达是否恰当尤其成为了写作难点。

能写出正确的句子固然对语言学习有必要，但成功的写作不能仅靠写一些准确清楚句子，而是要指导学生写出完整的文章，能够用文字有效得体地进行交流。因而在今后的写作教学中，还需要注意语篇的训练，尤其应注意从句子到语篇之间的语段的训练。初学二语写作时，尽管脱离了句子的框架，能把句子按照一定的意思结合起来，形成一段话，甚至一篇文章。但句子之间的组合往往只是表面的，并未形成真正意义上的语段或语篇，只不过是简单的句子叠加，更谈不上连贯，衔接自然。日本大学的汉语教育，特别是汉语专业一般都会设置作文课。不过虽然名为作文课，但实际上授课形式多是日译汉、连词成句等，主要以语法说明，练习掌握惯用句为主。与其说是作文课，

更像是语法内容的扩展（興水優2005；张金平·杨彩虹2022）。这也是造成学生对连词掌握较好，而对其他常用的语篇衔接手段掌握不足的原因。因而从初级到中高级的学习中，有必要着重从语段入手进行写作练习，将其作为语篇训练的基础，这样就能够循序渐进地提高学生二语写作的语篇能力。

基金项目

京都外国語大学共同研究「中国語文章表現力の育成を図る授業設計についての複合的研究——プロセスライティング指導の教材開発と授業のデザイン——」

注

- 1）本文所用作文样本、评分标准及结果等与（吉野孝介、高思暢、植屋高史、楊蕾2023）中记叙文部分为同一批被试数据。

参考文献

- 田然 2014.《读写教学方法与技巧》，北京：北京语言大学出版社
- 刘珣 2000.《对外汉语教育学引论》，北京：北京语言大学出版社
- 张恒悦 2020.关于汉语中级作文指导的修正反馈研究：从学习者视点出发，《『外国語教育のフロンティア』3 pp.1-10
- 興水優 2005.『中国語の教え方 学び方—中国語科教育法概説』，東京：日本大学文理学部
- 张金平·杨彩虹 2022.日本汉语写作教学的现状、问题与对策，《云南师范大学学报》2022年3月第20卷第2期 pp.66-74
- 陈章太·于根元 2005.《对外汉语教学概论》，北京：商务印书馆
- 刘月华·潘文娉·故韡 2001.《实用现代汉语语法》，北京：商务印书馆
- 罗青松 2002.《对外汉语写作教学研究》，北京：中国社会科学出版社
- 吉野孝介、高思暢、植屋高史、楊蕾 2023.日本大学汉语专业写作评分标准研究，《『Ignis』3 pp.97-112

参考网站

- 汉语考试服务网 <https://www.chinesetest.cn/index.do>
- HSK考试等级划分及与CEFR（欧洲共同语言参考标准）对应关系 <https://www.hskj.jp/cefr/>
- 文本分析软件KH Coder <https://khcoder.net/>

S. Bernardo, de Graciliano Ramos. Capítulos I a IV.

Felipe Motta e Masayuki Kibe

〈Sumário〉

Graciliano Ramos (1892–1953) é um dos maiores nomes da literatura brasileira, não somente do século XX, mas em sua totalidade. Sua obra descreve a cultura e sociedade do nordeste brasileiro, focando, sobretudo, nos conflitos decorrentes de injustiças sociais. Lançando mão de um estilo conciso, porém esmerado, Graciliano tece tramas que apresentam ao leitor tanto as peculiaridades da sociedade nordestina no início do século passado quanto uma riqueza de introspecção psicológica.

Autor traduzido internacionalmente, infelizmente há poucas traduções das obras de Graciliano para o japonês. Digna de nota é a publicação da tradução de talvez seu mais famoso romance, *Vidas Secas*, em 2022. Tal obra narra a trajetória de uma família de retirantes assolados pela seca. Em contraste com *Vidas Secas*, quarta obra do autor, *S. Bernardo*, seu segundo romance, é narrado em primeira pessoa, na forma da autobiografia do fazendeiro Paulo Honório.

Personagem minuciosamente desenhada pelo autor, Paulo Honório, órfão e pobre, no curso dos quatro primeiros capítulos do romance se apossa da decadente fazenda de São Bernardo. Os meios que possibilitam a ascensão social de Paulo Honório são o objeto da presente tradução. Esboça-se aqui o ante palco onde desenrolar-se-á a trama do romance.

参考文献

- BASTOS, Hermenegildo. *Os coronéis – de Mendonça a Paulo Honório: notas sobre tipicidade e realismo em S. Bernardo*. Revista do Instituto de Estudos Brasileiros, n. 60, 2015, pp. 18–33.
- BICALHO, Ana Maria. *Diálogos Interculturais: Graciliano Ramos tradutor/ traduzido*. Tese de pós-graduação (não publicada). Universidade Federal da Bahia, Instituto de Letras, Programa de Pós-Graduação em Letras e Linguística, 2010.
- BISPO, André Aparecido. *A ficção e a confissão de Paulo Honório: O significado da estrutura do romance S. Bernardo de Graciliano Ramos*. Trabalho de conclusão de curso (não publicado). Universidade de Brasília, Faculdade de Planaltina, Licenciatura em Educação do Campo, 2013.
- BOSI, Alfredo. *História concisa da literatura brasileira*. São Paulo: Cultrix, ed. 37, 2000.
- BULCÃO, Clóvis. *Pequena enciclopédia de personagens da literatura brasileira*. Rio de Janeiro: Elsevier, 2005.
- CÂNDIDO, Antônio. *Tese e anttese*. São Paulo: Companhia Editora Nacional, 1978.
- FILHO, Edmundo Juarez. *História e alegoria em São Bernardo de Graciliano Ramos*. Tese de mestrado (não publicada). Universidade de São Paulo, Faculdade de Filosofia, Letras e Ciências Humanas, Departamento de Letras Clássicas e Vernáculas, 2006.
- FLAUZINO, Valler Donizete. *A escrita e a escritura em S. Bernardo, de Graciliano Ramos: a confluência das memórias e dos olhares*. Tese de mestrado (não publicada). Pontifícia Universidade Católica de São Paulo, 2012.
- LIMA, Marcos Hidemi de. *Marcas da ordem patriarcal em São Bernardo: o dilema do favor*. Revista Investigações: Teoria da Literatura, v.22 n.1, 2009, pp. 151–178.
- PEREIRA, Rogério Silva. *O intelectual em S. Bernardo, de Graciliano Ramos: agregar*. SCRIPTA, Belo Horizonte, v. 20, n. 39, pp. 234–260, 2016.

ると、神に誓ってこれが最後だと言い張った。こちらもそれ以上は出せないし、その価値もないと強い口調で返した。それでも、三十四コントならどうかと言う。パジーリヤは二人の付き合いに免じて六十コントでどうかと迫る。こうして二時間も堂々巡りをした挙句、ついで落としたところは見つけれなかった。

私は内陸への旅について話すことにした。その後、さりげなく三十四コントで粘ると、五十五コントになった。こちらは心の広さを見せて、三十五コントに上げる。パジーリヤは五十五コントから譲らなかったで、サルスチアーノが息子の学業に使った金は無駄だったなど罵声を浴びせた。しまいに、手を出すと脅した。彼は五十コントに下げる。私は四十コントに上げるが、身を削りすぎだと叫ぶ。ここでどちらも引くに引けなくなった。メンドンサがサンベルナルドを飲み込もうとしていること、役人の仲裁、査定、諸経費を盾にして迫る。怯えた哀れな男は四十八コントへ下げた。四十コントなんぞ、あり得ないと後悔した。パジーリヤは四十五コントにしへ下げたが、私は四十コントから動く気はなかった。痺れを切らす。

「そんな価値なんてない、こんな土地に」

借金を差し引いて、残りは手形で分割払いとしよう。パジーリヤは狂乱して泣き出すと、神にすがって開き直った。弁護士だろうが、裁判官だろうが、警察だろうが、悪魔だろうが、何でも来ればいい。全部持って行け。折り合えるわけがないだろう。法律がどうした！

「法律が気になるかって？ くそ野郎！」

(一一)

手段ならあった。後ろを振り返ることは一切ない。手段ならあった。報道機関へと出向いて自らの権利を主張し、ふざけた行為を咎めることもできた。私は情けを装って、現金で支払う上に持ち家を手放すことにした。十コントにしよう。パジーリヤは家に七コント、サンベルナルドに四十三コントの値を付けた。私はさらに二コント分を自分側に動かす。サンベルナルドに四十二コント、家に八コントとした。そこから半時間、言い争いを続けた末に取引を終えた。後悔させないよう私はパジーリヤを町へと連れて行き、夜通し見張った。翌朝早く、彼が罠にかかったので、証書に署名してもらった。借金、利子、家の値段を差し引いて、七コント五百五十ミルreisを手渡した。良心の呵責はなかった。

「こんな冬だと何もかもうまく行きませんよ。今はどうにもできませんけど、約束は守りますから。先延ばしを……」ルイス・パジリーヤはしどろもどろに答える。

「無駄だ。清算しよう」

「清算だなんて。できないって言いませんでした？ 印刷機ならあるのですが」

「なにが印刷機だ。馬鹿なのか」

「それしかありませんって。みんな手持ちものでどうにかするしかないんですから。借金は否定しませんが、胸にナイフを突き立てて払えって言われましたも。逆さまにされても、小銭一つ出てきませんよ。すっからかんなんです」

「それはだめだ、パジリーヤ。ほら、手形の期限は過ぎているだろう」

「だから、ないんですってば。盗みを働けどでも？ それはできません、もう終わりですから」

「終わりだって？ この恥知らずが。今から始まるんだ、この犬野郎。なにかもいただいて、素っ裸にしてやる」

『文芸娯楽クラブ』の終身名誉会長の顔が青ざめる。

「パウロさん、落ち着いてください。声を荒げたところでどうにもなりません。金は払うので、もう数日待ってください。借金はね、背負っている方が苦しいんですから」

「一時間たりとも待つ気はない。こっちが真面目に話しているのに、ふざけやがって。馬鹿な真似はするな。この件を穩便に片付けたい

なら、農場に値段をつける」

ルイス・パジリーヤは口をあんぐりと開けて、小さな目を見開いた。彼にとってサンベルナルドはまるで使えないものに成り果てていたものの、愛着があった。そこに貧乏という苦悩をひっそり抱えながら、小鳥を殺して、小川で泳ぎ、寝ていた。ずっと寝ていたのは、メンドンサに会うのを恐れていたからだ。

「値段をつけるんだ」

「ここだけの話、農場はずっと手元に置いておきたいと思っただけで」哀れなパジリーヤがぶつぶつ言う。

「何のために？ サンベルナルドなんてゴミ屑じゃないか。友人として言っているんだぞ、そう、友人として。仲間が貧乏に喘ぐところなど見たくはない。弁護士の中には金に目が無いし、ノゲイラに脅させたらお前さんには何も残らないぞ。金ばかりかかる。パジリーヤ、値段をつける」

取引について話し合っていると夕暮れ時になった。手始めに、ルイス・パジリーヤは八十コントを要求した。

「気でも狂っているのか。お前の親父はフィデリスに五十コントで売ろうとしていたのに、それでも高い。それがもう農場は廃れ、近所の家畜が門を壊し、あばら家ばかり。メンドンサが飲み尽くそうってのに……」

息が切れたので呼吸をして、三十コントと告げた。パジリーヤが七十コントに下げたところで、私たちは話題を変えた。取引の話に戻ると、私は三十二コントに上げた。パジリーヤは六十五コントす

言った。

私はこのお遊びに一週間かけ、メンドンサ氏の年齢や健康面や財産についての情報収集をした。決心すると、良識ある人たちに狂っていると思われてしまった。

パジーリヤは二十コントを受け取ると（すでにあった借金と利子を差し引く）、印刷機を買い入れ、独立系の政治機関紙『コレイオ・デ・ヴィソーザ』を創刊したが、わずか四部で廃刊すると、『文芸娯楽クラブ』に取って代わられた。アゼヴェード・ゴンジンが規約を作ったあと、パジーリヤは総会の第一部会で功労会員と終身名誉会長に任命された。

農業はというと、ルイス・パジーリヤは怯んだ。農機具の目録を待っていたが、それすら届くことはなかった。私を避けるようになった。顔を合わせようものなら、肩をすくめながら気づかないふりをして帽子を目深に被った。手形の期限が初めてきたとき病気になるというので、見舞いに行ったところ、食堂に隠れてジョアン・ノゲイラとバックギャモンに興じていた。こちらに気づくと、慌てふためいた。齧られた爪の、干からびて細い手の中でさいころがカラカラと鳴っていた。

そして、姿を消した。聞くところによると、サンベルナルド方面へ逃げたとのことだった。

「あっちで何をしているんだ？」

最後の手形が期限を迎えたのは、ある冬の日のことだった。どうしようもないほどのどしゃぶりの雨が降っていた。早朝、カジミー

ロ・ロベスを呼んで馬に鞍をつけさせ、外套を羽織って出発した。四時間でニレグア。道のりはひたすら泥濘が続いた。遠くにメンドンサの農場の煙突と、サルスタアノ・パジーリヤといつも揉めていた土地一帯が目に入った。今では、ボンスセッソ農場の柵がサンベルナルドに食い込みつつあった。

私が向かった大邸宅は、大雨の中で一層古びて朽ち果てたように見えた。クレオメは刈り取られていなかった。馬から降りて中へ入る際、ぐっと力を込めて両足を叩いて拍車を鳴らした。ルイス・パジーリヤは居間の薄汚れたハンモックで眠っていて、窓を打ち付ける雨や床を水浸しにする雨漏りにもお構いなしだった。私はハンモックの取っ手部分を揺らした。『コレイオ・デ・ヴィソーザ』の元編集長はゆっくりと体を起こした。

「やあ、お元氣そうで」

「まあ、おかげさまで」

腰掛けに座ってパジーリヤに手形を見せた。彼は不快感を露わにして視線をそらす。

「そのことはずっと考えていましたね、ずっと。眠れないくらい。

昨日だって、顔を出して話し合おうと朝早くに起きたのに、こんな雨で行けなくて……」

「雨のことは横に置こうじゃないか」

「ほんとに大変なんですよ。今の利子と合わせて先延ばしをお願いします。ほかにはどうすることもできません」

「製粉場や鋤はどうした？」

それから耳を傾けず、パジーリヤをそのまま喜ばせておいた。夜にはギターの音色が響くグルガネマで計画を立ててに行かせることにした。パジーリヤはすっかり別人になった。パライーバ川の石の上で火酒の瓶を手に持ち、種や化学肥料について大仰に語りながら飲み仲間たちをうんざりさせていた。妙な自信をつけてくると、農学を学びたいと思うようになった。間もなく、作物栽培や農機具、製粉場が町中に知れ渡ったのである。

「農業はどうだい、パジーリヤ」

初めは訊かれたら答えていたものの、そのうち冷やかされていることに気づくと、仲間たちの裏切りに思い悩んで避けるようになった。

「くそつたれども」バカラをやりながら愚痴る。「やるしかないな」

身ぐるみを剥がそうとしていた賭け仲間のことを言っているのか、揶揄されていた飲み仲間のことを言っているのか、周囲の人たちにははっきりしなかった。パジーリヤが私に打ち明けてくれた。

「クズ野郎が。見てのとおりすごい計画だつていうのに、馬鹿どもがケチをつけてくる。どいつもこいつも分かっていますよ、パウ口さん。ここは不幸な土地ですつて。無恥なことやくだらないことばかり」

当初の決意が揺らぎ苦々しい表情のまま、ペレイラから借金しようとしたことを明かした。

「馬鹿ですよ。この計画がいかに立派なものか詳しく教えてあげたのに。それを信じず、金がないなんて言いやがって。面白い話だと

思ったのに。それで、二十コントほど出す気はありませんか」

薄い唇で汚い歯を見せている苦笑いの小男を笑顔で見つめた。

「おい、パジーリヤ」にやりとする。「ところで自分で煙草を巻いたことは？」

パジーリヤはふだんから既製の煙草を買っていた。

「それが楽なのは分かるが、高くつく。だからな、パジーリヤ。自分で煙草を巻いたら、千本巻くのがどれほど大変か分かったはずだ。それじゃあ、一本を巻くよりも十トスタン稼ぐのがいかに難しいか考えてみてくれ。一コント・デ・レイスつてことは、十トスタン紙幣が千枚。二十コント・デ・レイスは、十トスタン紙幣が二万枚。お前にはそれが分かかっていないようだな。そんな面して二十コントの話をしていると、金が汚れた紙切れみたいだ。金は金だ」

パジーリヤは俯き、計算くらいできると膨れてぶつぶつ呟いた。出たり入ったりを執拗に繰り返す。

「私が資産家だとしても言うのか？ 財産を根こそぎ持って行きたいとでも？」

パジーリヤは不機嫌になりながらも、サンベルナルドの担保を申し出した。

「なに言ってやがる。サンベルナルドなんて吹けば飛ぶようなものだ。ペレイラの言うとおりで。お前の親父が農場を駄目にしたんだ」

そうして、うやむやに「分かった。考えて見よう」と約束し、翌日も変わらず「さあ、どうなるかな。金は金だよ、パジーリヤ」と

も見てみると、ルイスは筋が悪く、間抜けなくらい騙されていることに気づいた。

彼と親しくなってから二か月で二コント・デ・レイスを貸したが、パン・セン・ミオ店でランプ遊び、タラ料理と火酒に溢れた粗野な女との宴にあっけなく使い果たした。こうした愚行を微笑ましく思っていたある日、また金のなくなったルイスが姿を見せ、農場でサン・ジョアン祭をしようと声をかけてきたので、もう五百ミルレイスを工面してやった。手形のことには気にしないふりをした。

「どうしてこんなものを。二人の間には……そんな他人行儀なことなんて」と言いながら、その手形をしまう。

大農場は荒れ果てていた。雑草が生い茂り、あちこち泥まみれで、ハネカクシが舞っていた。大邸宅の壁は崩れ、道はまともに通れないほどだった。それでも、素晴らしい土地だ。

夜になると、黒人たちがお祭り騒ぎで陽気にサンバを踊り、部屋中の埃を舞い上がらせる中、大太鼓と横笛が国家を演奏していた。その間、パジーリヤは農場の女たちとカンジカ料理の鍋を囲んで、クレオメに覆われた中庭をあちこち歩き回っていた。私は楽しんでるところを遮って訊ねた。

「どうしてサンベルナルドで畑をしないんだ？」

「なんですって？」煙のせいで目をこすりながらパジーリヤが訊き返す。火の熱で萎れたパイヤの木にもたれ掛かっていた。

「牽引車や鋤があればまともな農業ができるのに、考えたこともないのか。うまくやれば、どれほど儲けが出ると思う？」

農場主には嘆かわしいほどの無知をさらけ出したルイス・パジーリヤは、手で追い払う仕事をし、大した関心を見せずに女たちのいる輪に戻って行った。ところが、夜明け前になると泥酔して訳の分からないことをぶつぶつ言いながら絡んできた。町へ向かう牛車が揺れるたびに、パジーリヤが顔を上げる。

「おめでたいですよ、パウロさん。とんでもないことになりますって」

荷物を支える棒につかまって嘔吐しだした。それから眠りについたが、苦しそうに目を覚ましておくびを出す。

「鋤ですって。鋤に勝るものなんてありませんよ」

翌日、パジーリヤが現れたが、まだ酔いが残っているようだった。「パウロ・オノーリオさん、ご相談があります。ずいぶんお詳しいようで……」

「まあ」

「農場で畑をすることにしたのはお伝えしましたかと」

「だいたいな」

「そうすることにしたんです。ただ、今のままではどうにも。収穫は十分ですが、今よりもっとできるかもしれません。鋤があれば……。そう思いませんか。前から考えているのは、キャッサバを栽培して、製粉場を作って、それも最新式の。どうでしょうか」

愚かなことを。こんなに肥沃な土地をキャッサバ栽培で駄目にするとは！

「いいだろう」

例を一つ上げよう。サンパイオ氏は牛の群れを買ってくれたのだが、いざ支払いのときになると私を足蹴にして、すました顔をしていた。私はあちこち歩き回り、じたばたして、なんとかしようともがいた。それでも、サンパイオ氏は非情だった。あれは契約ではなかったのか、そんなことがあるのかと自分の不幸を嘆いた。大量の負債を抱えてしまったんだ。恥知らずのいかさま野郎で、地元で幅を利かせる大物に侮辱された。それでも、私は諦めずにカンカランコで数人の若い男を雇った。そして、サンパイオ氏が大農場へと向かっていった際、不意をついて襲撃した。こいつを縛り付けて、家畜用の茂みにぶち込み、サボテンやアザミゲシ、シケシケ、キツネノシツポの棘で体を傷めつけてやった。

「さあ、力があるのはどっちか教えてもらおうか。今からじつくりと絞ってやるからな」

ネズミにブリキ缶の穴の開け方を教えるような抜け目ないサンパイオ氏は、正義と宗教で揺さぶってきた。

「なにが正義だ。正義も宗教もない。お前さんにあるのは、三十分の六か月分の利子をつけてまっさらにするのだ。金を出すか、ゆっくり血を流すか」

サンパイオ氏は家族に短い手紙を認め、その日の内に三十六コント三百ミルレイスを手渡した。カジミール・ロペスが運び屋を担いだ。私は領収書を出して感謝し、別れを告げた。

「ありがとう。神の加護がありますように。手数をかけて申し訳ないな。それじゃあ。それと、もう正義なんて振りかざすんじゃないぞ。そうでもしたら、狂犬になって噛み殺してやるからな」

あの辺りに顔を出すことは二度となかった。戻ったとしたら、撃ち殺されるのは間違いないしな。顔の皮を剥いで、太陽の下でふざけて笑っている姿を見つけられても分らないようにするはずだ。

大きな鈴の中に入れていた財産も根こそぎ持っていられるだろう。紙切れで蓋をしたあと、馬の鞍に吊るして用心していたものだ。つまり、お金と紙切れが落ちたら、鈴が鳴る仕組みだよ。

しまいにあの放浪生活にうんざりして、田舎に戻った。きれいなナヴィオ川の水でさえ警戒するカジミール・ロペスがついて来てくれた。気に入っている。犬の嗅覚と犬の忠誠心を持つ勇敢なやつで、縄さばきが上手く、追跡もよくできるからな。

第四章

故郷のアラゴアス州ヴィソザ市に居を構えることにした私は、すぐさまサンベルナルド大農場を手に入れようと目論んだ。ここの畑仕事で五トスタンの報酬を得ていたことがある。

かつての主人サルスタアノ・パジーリヤは息子を学士にするべく馬鹿げた金の使い方をした末に、一家にとって待望の肩書を得られないまま胃病と空腹で死んでしまった。何気なしにパジーリヤの息子ルイスに会いに行くと、ビリヤード場でバカラをしながら泥酔していた。非難されてしかるべきとはいえ、賭博はれっきとした職業だが、酒を飲んで賭け事をする男に判断力などない。そばで三十分

なにか知られたくない理由があったのだろう。そんなわけで、自分の誕生日を正確に祝うことができない。ともかく、誤差があったにしても大したことはなく、前後ひと月くらいのものだ。そんなことはどうでもいい。ほかの重要な出来事だって、そこら中にある。

ということ、私は一家の創始者である。それは幾らか失望させられるものだったが、他方で貧しい親戚を養う面倒から解放してくれた。その類の身内は恥知らずで、成功者の懐に潜り込もうとしゃがる。

私の幼少期を読者諸君に語るとすれば、嘘をつかねばならない。なんの当てもなくふらふらと過ごしてきた。自分を叱っていた盲人と、菓子売っていたマルガリータさんのことを覚えている。その盲人は姿を消したが、マルガリータさんはサンベルナルドのこぢんまりとしたきれいな家に住み、誰も彼女の邪魔をしない。週に一万レイスかかるが、それは子ども時分にやってもらった恩の埋め合わせと言って差し支えない額だ。もう百歳だから、近いうちに棺を買ってあげて、礼拝堂の祭壇付近に埋葬させようかと思う。

十八歳になるまで鉄仕事ばかりしながら、十二時間働いて五トスタン稼いでいた。そんな折、自分にとって初めての武勇伝となる出来事があった。最後はお祭り騒ぎになった通夜の日、色気たっぷり薄黒い小娘のジェルマーナを捕まえて、その尻を思い切りつねってやるとバカ喜びしたんだ。しばらくすると、そっぽを向いてジョアン・ファグンデスと関係を持った。馬泥棒のために名前を変えた奴だよ。結果、私はジェルマーナをひっぱたき、ジョアン・

ファグンデスを刺した。それで、警察署長に逮捕され、鞭で打たれ女も抱けず、刑を食らった。三年九月十五日間も刑務所で暮らす羽目になったが、小さな聖書を持っていた靴屋のジョアキンさんに字を教わった。プロテストタントの聖書だったが。

靴職人のジョアキンは死に、ジェルマーナは身を持ち崩した。私が釈放されたとき、彼女は家に客を取る病氣持ちに成り果てていた。

その頃にはもう彼女のことはどうでもよく、金儲けのことを考えていた。選挙人証書を取得すると、高利貸しで政治リーダーのペレイラさんに、五パーセントの月利で百ミルレイスを貸してもらった。私はその百ミルレイスを返済し、月利三・五パーセントに引き下げて二百ミスレイスを手にした。そこから利息は下がらなかった。都合よく騙されないよう算数を学ぶことにした。

まるでタマ取りの獣かなにかのように(教養のない言い方だが)、ペレイラに搾り取られた。苛々させやがって、あの悪魔が。あとで敵討ちにしてやった。何もかも奪い取り、あいつを丸裸にした。もつとも、それはずいぶん先のことだが。

初めはいくら追いかけても資金に逃げられるばかりだった。息つく間もなく追いかけた。内陸を飛び回り、ハンモック、家畜、聖人の像、ロザリオ、小物を持って交渉しては、儲けと損を繰り返した。掛け売りをしたり、手形にサインをしたり、目の回りそうな複雑な取引もした。喉の渇きと空腹に苦しみ、干上がった川の上で寝て、声のうるさい人間と喧嘩をし、銃を構えて売り買いたしたこともあった。

「なにも」

彼は隅に腰を下ろす。私はまた座って、自分のくだらない文章を
読み直す。

ほら、ご覧のとおり。私がマダレーナの受けた教育の半分もあれ
ば、それこそ遊び半分でできただろうに。あの紙の山に価値があつ
たのだと、ようやく気づくのである。

私は統計学、牧畜業、農業、簿記に精通しているが、それは間違
いなく文学というジャンルには無駄な知識だ。これに頼ると、読者
に疎い専門用語をうっかり使ってしまったって、学者気取りと思われか
ねない。そうした分野以外は、私の無知は文句ないものとなる。当
然ながら、五十歳にもなって、若かりし頃に吸収しなかった知識を
身につけるつもりはない。

吸収しなかったのは興味をそそられず、異なる方向へと進んだか
らである。この人生で私が成し遂げたかったのは、サンベルナルド
の土地を手に入れ、この家を建て、綿花とトウゴマを育て、木挽き
台と綿繰り機を置き、この森で果樹園と養鶏場を始め、適当な牛の
群れを手に入れることだった。すべてが終わってこうして数行にま
とめると、これら全部は造作のないことだが、これから始めようと
する者にとって、周囲を見まわして絶えるものがなければ、その困難
は想像するに難くない。シルヴェストレ神父の入れ知恵で作った礼
拝堂もある。

こうした作業に追われてしまい、ジョアン・ノゲイラの持つ学識
やゴンジンの愚行には及ばなかった。だから、私の物語を読む人た

ちは文学的な言葉遣いに書き換えたいくなるかもしれない。たとえそ
うはならなくても、損をすることはない。作家を装うつもりはない
し、職を変えるには手遅れだ。目の前で泣いている息子に必要な
のは、手を差し伸べて、豊かに生きるためのルールを教えてください
である。

「それじゃあ、なんのために書くの？」

「知るかよ！」

残念なことだが、もう何枚も紙を無駄にしてしまったのに、まだ
始まってもない。

「マリア・ダス・ドレス、コーヒーのお代わりを」

無駄になったこの二章。ゴンジンが書いた原稿の粗を落とせば、
使えなくはないかもな。

第三章

まず言っておきたいのは、私の名はパウロ・オノリーオで、体重
は八十九キロ、聖ペドロの日の頃に五十歳を迎えたことだ。年齢、
体重、白髪交じりの太い眉、髭だらけのこの赤ら顔が威厳をもたら
してきた。それらが無い頃は、今ほどでもなかった。

率直に言って、年齢の、この疑いのような数字と聖ペドロの日
付は儀礼的なものである。私がこれを受け入れるのも、教区の洗礼
記録簿に記載されているからだ。代父母の名前がある出生証明書
持っているが、そこには父親の名前も母親も名前もない。両親には

『クルゼイロ』紙の編集者がタイプした二章分の原稿を見せに来たが、酷すぎて苛ついたのである。

「バカ野郎、ゴンジン。台無しじゃないか。生意気で、厚かましくて、自惚れやがって。そんな風にしゃべる人間がどこにいるんだ」

アゼヴェード・ゴンジンから笑みが消え、唾をぐくりと飲み込んだ。わずかな自尊心の欠片を拾い集めると、芸術家は話し言葉を綴るなんてできないと、むっとして言い返した。

「できないだって？」 呆気に取られて訊ねる。「どうして？」

できないものではないと、アゼヴェード・ゴンジンが答える。

「こうやってきたんですよ、文学っていうのは。ね、パウロさん。

議論し合って、ぶつかって、もちろん妥協もしますが、インクを使って言葉を並べるのはまた別でしょう。もし自分が話すように書いたら、誰も読んでくれませんか」

私は立ち上がって手すりに寄りかかり、マルシアーノが畜舎に連れて行くリムジン種の雄牛を近くで見ようとした。セミが鳴き出した。せむしのマルガリータ婆さんが池の堤防を通ってやって来た。

教会の塔にいる梟が鳴いた。ぶるつと震えて、私はマダレーナのことを思った。それから、パイプに煙草の葉を詰めた。

「ゴンジンの馬鹿野郎が。もうお手上げだな。ひと月で三度もだめだとは。コニヤックでも飲んでいろ」

第二章

私はこの計画からいったん身を引いたが、あるとき梟が鳴くのを見て、やはり再開することにした。直接的あるいは間接的に得があるか否かは考えずに、自分の力で乗り切ってみるとしよう。

結局のところ、シルヴェストレ神父やジョン・ノゲイラ、ゴンジンの協力を得なくて良かった。面と向かつては誰にも明かさない事実だってある。作品は筆名で出版されるわけだから、私は今から事実を語ろうと思う。それで、作者が私だと知られたら、嘘つき呼ばわりされるのは避けられまい。

先を続けよう。自分の物語を綴る。至難の業だな。役に立つものだとしても、二次的で不必要なものだと決め込んで触れないかもしれない。それに、田舎者ばかり扱ってきたので、読者の理解力を十分に信頼しなかったり、文章を意味もなく繰り返したりすることもあろう。おまけに、お分かりのことかと思うが、順序立てて進めるといのは一切ない。どうでも良いことだ。サンバルナルドで働かせている奴らに言わせれば、いずれの道を通っても町の呑み屋にぶち当たる、と。

食卓につき、パイプ煙草をふかしたり、コーヒーを飲んだり、気だるい作業を中断したりしながら、夜が黒く染めるオレンジの木の下に目を遣り、この万年筆はなんだか重いな、と独り言ちる。考えることに慣れていないのだ。立ち上がって、畑に面した窓のそばに寄る。カジミーロ・ロペスになにかいらないかと訊かれる。

第一章

この自伝に取り掛かるにあたって、さしあたり作業分担から始めてみようと考えた。

友人たちに声をかけたところ、大方は国民文学の発展のために寄与することを快く受け止めてくれた。シルヴェストレ神父には道徳に関する事柄とラテン語の引用を任せる。ジョアン・ノゲイラは句読点、綴り、文の構造の担当である。アルキメデスには植字を頼んだ。それから文体面では、『クルゼイロ』紙の編集者で社主のルシオ・ゴメス・デ・アゼヴェード・ゴンジンに依頼した。私は構想を練り、本の中に農業と牧畜のさわりを盛り込み、諸経費を払って、表紙に名を飾ろう。

協力者たちと話し合って、やる気に満ちた一週間を過ごした。でき上った書物を思い浮かべ、千部以上も売れる夢を膨らませた。それも、コスタ・ブリットが死んでから経営に苦しむ『ガゼッタ』に金を握らせて書かせるつもり的美辞麗句ゆえんだ。ところが、事はそう容易に運ばないことに気づき、その楽観主義にも水が差された。ジョアン・ノゲイラは、倒置を利かせるカモンイスの言語で書かれた小説を望んだ。呆れたものである。

シルヴェストレ神父には冷ややかに出迎えられた。十月革命のあとに野獣になって、赤い襟巻を身に着けなかった者たちへの徹底的な調査と処罰を要求している。かつての友に、無下にされてしまった。愛国者なのだ。各々こだわりがあるのだから、それもこ

もつとも。

神父を協力者から外すと、ルシオ・ゴメス・デ・アゼヴェード・ゴンジンに望みをかけた。彼は素直な記者で、言われたとおりに記事を書く。

数日間、私たちは作業に取り組んだ。夕方になるといつも、アゼヴェード・ゴンジンは編集室をアルキメデスに任せ、小銭や銀貨を保管している引き出しに鍵をかける。それから、近ごろカジミール・ロベスが二、三人の男と舗装している道路を三十分かけて自転車で来ると、サンベルナルドに到着する。新聞報道を話題に出したり、政府批判を展開したり、マリア・ダス・ドレスが持って来るコニャックを飲んだりする。やがて必要に駆られつつ、へりくだって命令する。

「始めるとしますか」

ベランダへ出ると、籐椅子に深く腰を下ろして煙草を吸いながら原稿を整える。すぐ下の牧草地で草を食む赤茶色の毛の牛や、向こうの森の手前にある木挽き台の赤い屋根に目を遣る。

当初はなにもかも順調に進み、私たちの間に何ら衝突はなかった。雑談は長かったものの、各々が自分の言葉にこだわり、他人の言うことには耳を貸さなかったのである。自分とはいえば、物語に没頭して興奮が冷めず、ゴンジンの存在を忘れてしまうこともあった。沸々と煮えたぎる私の頭の中をごちゃごちゃさせる紙切れだと見なしたのだ。

結果は散々なものになった。初めの打ち合わせから十五日後、

この小説の題名になっているサンベルナルドは北東部アラゴアス州にある架空の農園で、物語の舞台である。第一章の冒頭は「この自伝に取り掛かるにあたって、さしあたり作業分担から始めてみようと考えた」となっており、語り手のパウロ・オノーリオは自分が辿った半生を振り返り、それを自伝という形として刊行する意図が宣言されている。仲間の協力を得て実行しようとした計画が頓挫し、結局は本人が一人で書くことになる。この小説の残りはパウロ・オノーリオの回想、そして自分の物語を言語化しようとする闘いの記録である。内省的な営為であり、告白文学の一種とも言えよう。

なぜパウロ・オノーリオが自伝を書くのか、または書かなければならないかは文学研究者が長きにわたり議論してきた問題である。小説が展開されるにつれ読者もそれについて考えさせられるに違いない。最終的な解答が不明であっても、その根底にサンベルナルド農園、そしてパウロ・オノーリオがいかにそれを手に入れたかという背景がある。今回訳出した第一章から第四章までにその過程が記されている。

一定の財を成したパウロ・オノーリオは、自分がかつて日雇い労働者として働いたサンベルナルド農園を手に入れる野心を持つ。そのため、サンベルナルドの若い農園主パジーリヤに近づく。孤児で成り上がりのパウロ・オノーリオと、凋落した道楽者のパジーリヤの対照が鮮やかである。それが最も如実に表れるのは巻煙草の件である。「そんな面して」二〇コントという大金をいかにも気軽に頼むパジーリヤにパウロ・オノーリオは「金は金だ」と一喝する。彼

の本性が垣間見える瞬間でもある。

パウロ・オノーリオがパジーリヤに農業の夢を仕込み、借金を背負わせた末に、サンベルナルド農園を乗っ取る。パジーリヤに接近した時からそう目論んでいたのかもしれない。ただし、パウロ・オノーリオを単なる悪質な詐欺師として決めつけるのは早計であろう。パジーリヤは生産手段である土地を持っているが、農業に見向きもせず農園が朽ち果ててゆく。その一方、パウロ・オノーリオはサンベルナルド農園の持つ可能性を理解している。農園の立て直しこそが最終目標なのだ。それを見事に表しているのは第四章の最後の、冷酷にまで感じられる業務的な二文である。「借金、利子、家の値段を差し引いて、七コント五百五十ミルレイスを手渡した。良心の呵責はなかった」。初め八十コントを要求されたパウロ・オノーリオは、結局わずか七コント余りをパジーリヤに譲ることで交渉をまとめたのである。

これでパウロ・オノーリオはサンベルナルド農園を手に入れる。物語の前舞台に立ち会った読者は彼の心理を知った上で、読み進むことになる。

なお、底本として本国ブラジルで定評のあるRAMOS, Graciliano *S. Bernardo, José Olympio, 1953*を用いた。(解題おわり)

グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』（翻訳：第一章～第四章）

フェリッペ・モッタ／岐部雅之（共訳）

解題

グラシリアノ・ハーモス (Graciliano Ramos: 1892-1953) は二十世紀のブラジル文学における最も重要な作家の一人に位置付けられ、一九三〇年代に活躍した北東部地方主義 (Regionalismo Nordeste) 作家としても有名である。その作品は写実主義と自然主義の影響を受け、ブラジル社会に対する批判的で悲観的な作者の視点が色濃く反映している。作家活動に専念する前はジャーナリストや教育監査官としての経歴を持つが、それらの経験が作風に及ぼした影響は興味深い。グラシリアノ・ハーモスの作品ではノルデステ（北東部地方）の風土と人々を取り上げるものが多く、それは人間の条件や社会問題に対する彼の関心を示しており、ブラジル文学における永続的な遺産となっている。

その作品は、短篇集や回想録のほか一九三三年に発表された初めての長篇小説『カエテス (Caetés)』を含め、一九三四年の『サンベルナルド (S. Bernardo)』、一九三六年の『苦悩 (Angústia)』、そして一九三八年の『乾いた人びと (Vidas Secas)』(高橋都彦訳、水

声社、二〇二二年) などがある。特に『乾いた人びと』は移住者の生活を鋭く、リアルに描いており、干ばつ、貧困、人間同士の搾取といったテーマを掘り下げている。

『カエテス』から『苦悩』まで、グラシリアノは一人称の語り手を立てている。人間の心理をめぐる洞察と内なる葛藤の鋭い観察は簡素な文体をもって綴られて行く。グラシリアノは装飾のない文体が有名だが、それはアーティザンとしての作家が趣向を凝らしている結果である。とはいえ、余計な単語を徹底的に排除し、読者に直接に訴えるグラシリアノの文体はそう単純ではない。

それを何よりも証明しているのは『サンベルナルド』である。管見の限り、この著作の日本語訳は部分的にもまだないが、刊行当初から評価が高く、ドイツ語や英語をはじめ多くの言語に翻訳されてきた。『乾いた人びと』が代表作であることは誰しも認めるところであるが、『サンベルナルド』こそ作家の最高傑作だと思える文学研究者や批評家も少なくない。実に、長年サンパウロ大学で教鞭をとった文芸批評家アントニオ・カンディド (Antônio Candido: 1918-2017) もそうである。

京都外国語大学・京都外国語短期大学
国際言語平和研究所 機関誌投稿・執筆要領

令和3年3月26日制定
(令和4年2月12日改訂)

1. 投稿原稿

- (1) 京都外国語大学および京都外国語短期大学（以下「本学」という）が定める研究倫理を遵守した論文に限る。
- (2) 未発表のものに限る。
- (3) 投稿分類は、論文、翻訳、資料解題、研究ノートとする。
- (4) 投稿言語は特に制限を設けない。

2. 投稿資格

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 国際言語平和研究所（以下「研究所」という）の客員研究員および嘱託研究員
- (3) 研究所の所長が認めた者

3. 審査

- (1) 機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）が指名した査読者2名がブラインド方式により審査を行う。
- (2) 審査基準は以下を目安とする。
 - ① 参考文献リストのスタイル統一と本文での適切な表記がなされているか。
 - ② 研究の背景・意義・位置づけ・目的が明確であるか。
 - ③ 論文タイトルが妥当であるか。
 - ④ 先行研究の分析と当該論文の関係が明確であるか。
 - ⑤ 分析の視点・方法論的特質が妥当であるか。
 - ⑥ 資料、調査データ等の有用性・独自性が妥当であるか。
 - ⑦ 本文の論理的展開に飛躍や矛盾がないか。
 - ⑧ 結論に飛躍・矛盾・トートロジーがなく妥当であるか。
 - ⑨ 図表等の書式や精度が適切であるか。
 - ⑩ 適切な言語運用がなされているか。
- (3) 審査結果は、編集委員会が研究所を通じ執筆者へ伝える。

4. 著作権

- (1) 投稿原稿の著作権は執筆者に属する。
- (2) 掲載原稿の編集著作権（翻案権）は本学に属し、電子化して公開利用などに供することができる。
- (3) 機関誌は発刊後、京都外国語大学・京都外国語短期大学機関リポジトリに登録のうえ公開する。

5. 個人情報の管理

投稿の際に提出された個人情報については、研究所及び編集委員会が管理し、その使用は本学の出版に関する事柄に限られる。

6. 投稿原稿の詳細

(1) 分類

- ① 論文には、実践研究、調査報告、教材開発なども含む。
- ② 翻訳には、日本語からその他の言語、日本語以外の言語から日本語に限る。
- ③ 資料解題には、既存の研究資料やオリジナル資料を含む。
- ④ 研究ノートは、論文として完成されていないが、掲載の価値があると判断されたものとする。

(2) 分量

- ① 日本語・中国語で横書きの場合は、1行43字全角×35行の設定で、21枚を上限の目安とする。
- ② 日本語・中国語で縦書きの場合は、1行30字全角×23行の設定で、46枚を上限の目安とする。
- ③ 欧文の場合は、1行86字、半角（スペースを含む）×35行の設定で、21枚を上限の目安とする。

(3) 構成

- ① 論文の場合は、タイトル、サブタイトル、氏名、要旨（執筆言語）、要旨（それ以外の言語）、本文（IMRAD形式 = Introduction, Materials and methods, Results, and Discussion に準ずる）、注（脚注あるいは文末注）、参考文献、参考サイト（サイト名、URL、最終確認日）、資料の順番とする。
- ② 翻訳の場合は、タイトル、サブタイトル、氏名、解題（翻訳の底本の情報、翻訳の意義など）、翻訳注（脚注あるいは文末注）、参考文献、参考サイト（サイト名、URL、最終確認日）、資料の順番とする。
- ③ 資料解題の場合は、タイトル、サブタイトル、氏名、解題（資料の所在、価値など）、解説、注（脚注あるいは文末注）、参考文献、参考サイト（サイト名、URL、最終確認日）とする。

日), 資料の順番とする。

- ④ 研究ノートの場合は, タイトル, サブタイトル, 氏名, 要旨 (執筆言語), 要旨 (それ以外の言語), 本文 (IMRAD 形式 = Introduction, Materials and methods, Results, and Discussion に準ずるが, 結論については論文と同レベルを求めない), 注 (脚注あるいは文末注), 参考文献, 参考サイト (サイト名, URL, 最終確認日), 資料の順番とする。

(4) スタイル

引用や参考文献などの書式は, 下記のいずれかに従う。

- ① APA (The American Psychological Association) の最新版に準ずる。
- ② 各分野の慣習に準ずる。

(5) 表記

- ① 初出の地名や人名などの固有名詞にはオリジナルの言語表記を付す。
- ② 初出の人名には生没年を付す。
- ③ 特殊な略語は, 初出時に正式名称を付す。

(6) 注

- ① 文末注か脚注かの選択は, 執筆者に委ねる。
- ② 注番号には, アラビア数字を用いる。

(7) 図・表・グラフ・写真など

- ① 鮮明なものを使用する。
- ② 図や写真は, 各図の下に番号とキャプションをつけ, 本文中に参照箇所を明示する。
- ③ 図や写真は, 各図に出典を明記するか, 巻末に図像出典一覧表を付す。
- ④ 表は, 当該表の上に番号とキャプションをつけ, 本文中に参照箇所を明示する。
- ⑤ グラフには, 当該グラフの下に番号とキャプションをつけ, 本文中に参照箇所を明示する。

(8) 要旨 (アブストラクト)

- ① 論文, 研究ノートには, 執筆言語の要旨ともう 1 つ別の言語による 2 種類の要旨を作成すること。
- ② 日本語・中国語の場合は 300 - 400 字程度とする。
- ③ 欧文の場合は, 200 - 300 語程度とする。

(9) 謝辞

謝辞を入れる場合は, 下記のいずれかに従う。

- ① 注に含む。
- ② 各分野の慣習に準じた位置に付す。

7. 投稿先

京都外国語大学・京都外国語短期大学所定の機関誌投稿フォームより投稿する。

8. その他

- (1) 提出された原稿は、その採否にかかわらず原則として返却しない。
- (2) 研究倫理に係る不正等については、本学の研究倫理規定に準ずるものとする。

執筆者一覧

(掲載順)

大西 博子	本学教授	中国語方言学
原 一樹	本学教授	観光学, 哲学・倫理学
戴 智軻	本学教授	社会情報学, 観光学
山崎 浩平	本学非常勤講師 龍谷大学研究員	文化人類学
楊 蕾	本学准教授	日中対照言語学, 中国語教育
吉野 孝介	本学嘱託研究員・非常勤講師	日中対照言語学, 中国語教育
植屋 高史	本学准教授	中国語教育
フェリッペ・モッタ	本学専任講師	史学
岐部 雅之	本学専任講師	ブラジル文学

『京都外国語大学 *Ignis*』編集委員

(五十音順)

岡本 信照

モイゼス カルヴァーリョ

河上 幸子

河野 弘美

國安 俊彦

坂口 昌子

グスタボ タナカ

坂本季詩雄 (国際言語平和研究所所長)

京都外国語大学 *Ignis* Vol. 4

2024年 4 号

令和 6 年12月31日 印刷 (非売品)
令和 6 年12月31日 発行

編集 京都外国語大学機関誌編集委員会
京都外国語短期大学機関誌編集委員会

発行 京都外国語大学国際言語平和研究所
〒615-8558 京都市右京区西院笠目町 6

印刷：株式会社 北斗プリント社